## 第2 審査等業務及び安全対策業務関係

## 1. 医薬品等承認審査業務

# 【医薬品等承認品目数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
医療用医薬品	3, 737	3, 137	3, 592	3, 898	4,003
一般用医薬品	2, 171	1,008	1, 031	881	916
体外診断用医薬品	199	191	173	147	166
医薬部外品	2, 221	1, 976	1, 938	1, 968	2, 028
化 粧 品	0	0	0	0	0
計	8, 328	6, 312	6, 734	6, 894	7, 113

## 【新医薬品の承認件数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新医薬品(件数)	107件	114件	130件	134件	138件
うち優先審査品目(件数)	15件	21件	50件	53件	42件

# 〈参 考 1〉

## 【新医薬品の承認状況(平成25年度)】

	平成25年度			
		うち 平成16年度以 降申請分		
【全 体】 承認件数 総審査期間	138件	138件		
(中央値)	10.6月	10.6月		
行政側期間 (中央値) 申請者側期間	5. 7月	5. 7月		
(中央値)	4. 1月	4. 1月		

注:第2期中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

## <参考2> 【新医薬品の承認状況(新有効成分含有医薬品のみ)】

## 【新医薬品(優先品目)の総審査期間(中央値)】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総審査期間	11.7月	12. 3月	9. 7月	9.0月	9.1月
行政側期間	1.6月	5. 5月	3.6月	3.3月	3.4月
申請者側期間	8.1月	7. 7月	5. 3月	4.6月	5. 3月
件 数	7	8	11	17	15

注:平成16年度以降に申請され承認された品目(新有効成分含有医薬品)が対象。

# 【新医薬品 (通常品目) の総審査期間 (中央値) 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総審査期間	22.0月	18.6月	12. 2月	11.2月	11.9月
行政側期間	10.8月	9.1月	5.8月	5.5月	6. 2月
申請者側期間	10.6月	8.5月	6. 7月	5.6月	5.4月
件 数	19	31	30	27	24

注:平成16年度以降に申請され承認された品目(新有効成分含有医薬品)が対象。

# <参考3> 【第2期中期計画の目標】

以下の表に示したそれぞれの審査期間を、50%(中央値)の品目について達成することを目標。

## <優先品目>

年 度	総審査期間	行政側期間	申請者側期間
平成25年度	9ヶ月	6ヶ月	3ヶ月

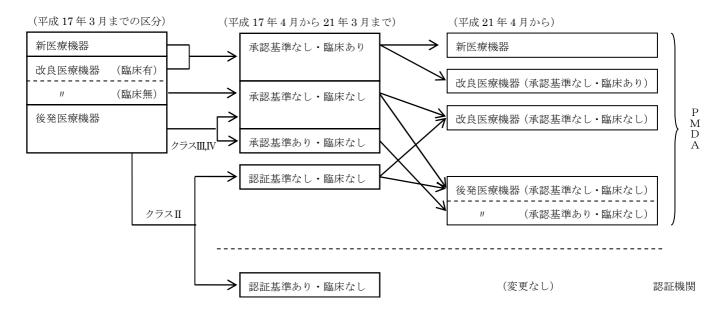
# <通常品目>

年 度	総審査期間	行政側期間	申請者側期間
平成25年度	12ヶ月	9ヶ月	3ヶ月

#### 2. 医療機器・体外診断用医薬品承認審査業務

#### (1) 医療機器の法改正に伴う申請区分の変更

平成17年4月の改正薬事法の施行に伴い、従来の申請区分を臨床の有無・承認基準の有無に基づく 区分に変更している。なお、低リスクの医療機器であって認証基準を策定したものは、厚生労働大臣 承認から第三者認証制度に移行している。



注:ローマ数字のⅡ、Ⅲ、Ⅳは、リスクによる医療機器の分類であり、不具合が生じた場合において、クラスⅡは人体へのリスクが比較的低いもの、クラスⅢは人体へのリスクが比較的高いもの、クラスⅣは生命の危険に直結する恐れがあるもの。

平成17年4月より施行されている薬事法上の医療機器の分類では、Ⅱが管理医療機器、Ⅲ及びIVが高度管理医療機器として分類されている。

# 【医療機器承認品目数】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
医療	幾器	2, 035	1,634	1, 227	1,535	1, 347
うち	優先品目	4	3	6	5	14*
	新医療機器	37	18	33	46	94
	改良医療機器(臨床あり) (平成21年度以降)	1	25	44	37	60
	改良医療機器 (臨床なし) (平成 21 年度以降)	22	102	186	218	227
	後発医療機器 (平成 21 年度以降)	451	852	874	1, 191	943
再	承認基準なし、臨床試験あり	28	14	11	7	1
掲	承認基準なし、臨床試験なし	535	292	42	30	17
	承認基準あり、臨床試験なし	661	234	0	0	1
	管理医療機器 (承認基準及び認証 基準なし、臨床試験なし)	279	91	21	4	1
	改良医療機器(平成16年度以前)	15	5	14	1	3
	後発医療機器(平成16年度以前)	6	1	2	1	0

<sup>\*</sup>うち新医療機器は14件

# <参考1>【新医療機器の承認状況(平成25年度)】

	平成25年度				
		うち 平成16年度以降 申請分			
【全 体】 承認件数 総審査期間	94件	94件			
(中央値) 行政側期間	6. 7月	6. 7月			
(中央値) 申請者側期間	4.8月	4.8月			
(中央値)	2. 4月	2. 4月			

注:第2期中期計画の対象外である平成16年3月以前の申請分については、新医療機器について既に全品目の審査が終了しているため、平成16年度以降申請分に係る承認と同じ件数となっている。

# <参 考 2> 【新医療機器の承認状況及び審査期間】

		平成22年度			平成23年度	
	全体	新規	一変	全体	新規	一変
【新医療機器全体】						
承認件数	18件	13件	5件	33件	14件	19件
総審査期間(中央値)	16.5月	20.4月	4.0月	9. 5月	16.5月	3. 7月
達成率	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]
行政側期間(中央値)	6.9月	7.4月	3.5月	5.0月	7.5月	2.9月
達成率	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]
【優先品目】						
承認件数	3件	3件	0件	6件	2件	4件
総審査期間(中央値)	15.1月	15.1月	-月	4. 3月	15.0月	2.4月
達成率	[67%]	[67%]	[-%]	[83%]	[50%]	[100%]
行政側期間(中央値)	5.3月	5.3月	-月	2.9月	6.2月	1.3月
達成率	[100%]	[100%]	[-%]	[100%]	[100%]	[100%]
【通常品目】						
承認件数	15件	10件	5件	27件	12件	15件
総審査期間(中央値)	16.5月	20.5月	4.0月	9. 7月	16.8月	4.6月
達成率	[73%]	[60%]	[100%]	[96%]	[92%]	[100%]
行政側期間(中央値)	7.1月	8. 2月	3. 5月	5.1月	8. 2月	3.1月
達成率	[67%]	[50%]	[100%]	[78%]	[50%]	[100%]

		平成24年度			平成25年度		
	全体	新規	一変	全体	新規	一変	
【新医療機器全体】							
承認件数	46件	27件	19件	94件	51件	43件	
総審査期間(中央値)	12.5月	14.9月	3.5月	6.7月	13.5月	3.3月	
達成率	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	
行政側期間 (中央値)	5.4月	7.8月	1.7月	4.8月	6.1月	2.0月	
達成率	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	
【優先品目】							
承認件数	5件	2件	3件	14件	11件	3件	
総審査期間(中央値)	9. 3月	33.4月	8.8月	9.0月	9.6月	5.2月	
達成率	[80%]	[50%]	[100%]	[86%]	[82%]	[100%]	
行政側期間 (中央値)	7.2月	10.1月	5.4月	5.1月	5.5月	4.6月	
達成率	[40%]	[0%]	[67%]	[71%]	[64%]	[100%]	
【通常品目】							
承認件数	41件	25件	16件	80件	40件	40件	
総審査期間(中央値)	12.7月	14.9月	3.4月	6.3月	13.8月	3.2月	
達成率	[90%]	[84%]	[100%]	[79%]	[58%]	[100%]	
行政側期間 (中央値)	5.4月	7. 7月	1.7月	4.0月	6.4月	2.0月	
達成率	[68%]	[48%]	[100%]	[74%]	[53%]	[95%]	

注1:平成16年4月以降の申請分を対象としたもの。

注2:第1期中期計画の目標

<優先品目>

審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成。

<全体及び通常品目>

審査事務処理期間12ヶ月の達成率を各年度毎に設定。

平成16年度・70%、平成17年度及び平成18年度・80%、平成19年度及び平成20年度・90%

#### <参考3> 【第2期中期計画の目標】

以下の表に示したそれぞれの審査期間を、50%(中央値)の品目について達成することを目標。

#### <優先品目>

年度	総審査期間	行政側期間	申請者側期間
平成25年度	10ヶ月	6ヶ月	4ヶ月
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

#### <通常品目>

年度	総審査期間	行政側期間	申請者側期間
平成25年度	14ヶ月	7ヶ月	7ヶ月

#### <参考4> 【臨床試験成績を用いて承認した医療機器の内訳】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
外国の臨床試験成績を使 用した品目数	38 (6)	31 (2)	43 (5)	26 (3)	42 (8)
国内の臨床試験成績のみを使用した品目数	14	19	14	23	24

注1:()内の数値は、国内の臨床試験成績を併用した品目数(内数)。

注2:平成25年度は、この他に臨床評価報告書を用いて承認した品目が52件ある。

#### (2) 体外診断用医薬品の承認審査事業

#### ① 体外診断用医薬品の承認状況・審査状況について

承認申請された体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品) について、承認を実施している。

平成25度に承認した品目における標準的事務処理期間(6ヶ月)の遵守状況については、約81%(166件中134件)であった。

# 【体外診断用医薬品の承認状況及び審査期間】

	平成21 年 度	うち16年 度以降申 請分	平成22 年 度	うち16年 度以降申 請分	平成23 年 度	うち16年 度以降申 請分
承認件数 総審査期間 (中央値)	199件 7.1月	199件 7.1月	191件 8.2月	190件 8.1月	173件 7.4月	173件 7.4月
行政側期間 (中央値) 達成率	5. 2月 [56%]	5. 2月 [56%]	5. 8月 [53%]	5. 8月 [53%]	4. 1月 [76%]	4. 1月 [76%]

				_
	平成24 年 度	うち16年 度以降申 請分	平成25 年 度	うち16年 度以降申 請分
承認件数 総審査期間 (中央値)	147件 6. 0月	147件 6. 0月	166件 5. 4月	166件 5. 4月
行政側期間 (中央値) 達成率	3. 4月 [69%]	3. 4月 [69%]	2. 7月 [81%]	2. 7月 [81%]

注1: [] 内の%は、行政側のタイムクロック達成率(6ヶ月以内に審査が終了した件数の割合)。 注2:承認件数については、平成14年4月1日以降に申請された品目が対象。

・ 体外診断用医薬品の審査状況については、以下のとおりである。

# 【体外診断用医薬品の審査状況】

体外診断用医薬品 (申請年度)	申請	承認済	取下げ	審査中
平成16年 3月31日以前	327	223	76	28
平成16年度	615	596	19	0
平成17年度	69	65	4	0
平成18年度	180	173	7	0
平成19年度	197	189 (1)	8	0[△ 1]
平成20年度	170	160	10(1)	0[△ 1]
平成21年度	183	172	10(2)	1[△ 2]
平成22年度	164	157 ( 1)	6	1[△ 1]
平成23年度	177	162 ( 18)	5(2)	10[△20]
平成24年度	165	142 (79)	6(2)	17[△81]
平成25年度	136	67 (67)	2(2)	67[ 67]
計	2,383	2, 106 (166)	153(9)	124[△39]

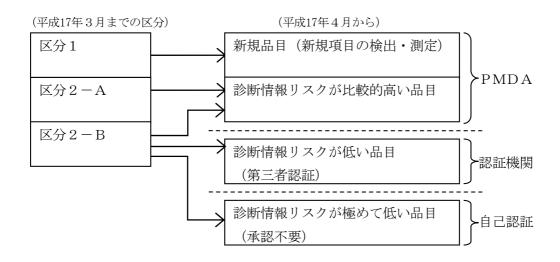
注1:()の数値は、平成25年度における処理件数(内数)。

注2:[]の数値は、平成24年度からの増減。 注3:同一性調査制度が導入された平成6年度以降の申請で整理(現行の承認申請管理システムに保存されている 数値を活用)。

#### ② 申請区分の変更と申請件数

平成17年4月の改正薬事法の施行に伴い、従来の申請区分を診断情報のリスクの高低に基づく 区分に変更している。なお、診断情報リスクが極めて低い体外診断用医薬品については、厚生労 働大臣承認から自己認証制度に移行している。また、診断情報リスクが低リスクの体外診断用医 薬品であって認証基準を策定したものについては、厚生労働大臣承認から第三者認証制度に移行 している。

平成25年度の申請品目数は、136件であった。



#### 3. その他の審査関連業務

#### (1) 治験計画届調査等事業

新医薬品にあたる新有効成分等の治験計画届及び新医療機器にあたる治験計画届について、被験者 の安全性確保の観点から、調査等を実施している。なお、新医療機器の調査については、平成17年4 月より実施している。

- ① 平成25年度の薬物の初回治験計画届出件数は126件、調査終了件数は129件、取下げ件数は3件で あった。
- ② 平成25年度の薬物の治験計画届出(初回治験計画届出以外の届出)のうち、n回治験計画届は475 件、変更届は4,357件、終了届は445件、中止届は61件、開発中止届は78件であった。

		【楽物の治験	計画油件剱】	-	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
初回治験計画届	129	159	165	132	126
n回治験計画届	431	473	524	424	475
変 更 届	3, 363	3, 658	4,011	4, 571	4, 357
終了届	461	465	483	492	445
中 止 届	45	29	46	57	61
開発中止届	96	74	80	70	78
計	4, 525	4, 858	5, 309	5, 746	5, 542

「薬物の治験計画は供料」

注:初回治験計画届、n回治験計画届には、いわゆる医師主導治験に係る届(平成16年度7件、平成17年度11件、

平成 18 年度 5 件、平成 19 年度 15 件、平成 20 年度 8 件、平成 21 年度 15 件、平成 22 年度 10 件、平成 23 年度 59 件、 平成 24 年度 31 件、平成 25 年度 31 件)を含む。

- ③ 平成25年度の機械器具等の初回治験計画届出件数は31件、調査終了件数は30件、取下げ件数は1 件であった。
- ④ 平成25年度の機械器具等の治験計画届出のうち、n回治験計画届は14件、変更届は253件、終了届は30件、中止届は12件、開発中止届は0件であった。

## 【機械器具等の治験計画届件数】

						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
初	回沿	〕験	計	画	届	27	29	25	32	31
n	回沿	〕験	計	画	届	7	6	4	11	14
変		更			届	119	198	173	224	253
終		了			届	21	11	31	21	30
中		止			届	0	1	3	0	12
開	発	中	1	Ŀ	届	0	1	3	0	0
		計				174	246	239	288	340

# (2) 治験中の副作用等報告調査事業

報告された薬物又は機械器具等の副作用等の情報について内容の確認を行い、必要な場合には、厚生労働省を通じて、治験の中止等の検討を治験依頼者等に対し依頼することができる。

平成25年度の薬物の治験副作用等報告数は58,275件であり、このうち国内起源の報告数は、780件であった。

#### 【治験中の副作用等報告件数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
治験中の副作用等報告数	37, 656	35, 912	38, 465	55, 534	58, 275
(国内)	548	636	657	891	780
(国外)	37, 108	35, 276	37, 808	54, 643	57, 495

注1:報告数は、症例報告、研究報告、措置報告等の1報目の合計である。

注2: 平成15年10月27日より電子的報告が開始され、報告方法の変更として、この日以前の報告でこの日以降の追加報告の1報目は新規扱いとして受け付けている。また、共同開発は、この日以降は各社1報告としている。

平成25年度における機械器具等の治験中の不具合等報告数は、1,518件である。

#### 【治験中の不具合等報告件数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
治験中の不具合等報告数	757	650	861	1, 055	1, 518

## (3) 原薬等登録原簿 (マスターファイル) 登録事業

原薬等の製造業者が登録申請した原薬等の製造情報等については、「原薬等登録原簿」に登録している(平成17年4月から開始)。

平成25年度の登録等申請件数(登録申請、変更登録申請、軽微変更届、登録証書書換え交付申請、 登録承継届及び登録再交付申請の合計)は1,918件であり、登録件数は387件であった。

## 【原薬等登録原簿(マスターファイル)の登録等申請件数及び登録件数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録等申請件数	1,997件	1,710件	1,474件	1,561件	1,918件
登録件数	711件	402件	273件	341件	387件

注:登録件数は、登録又は変更登録件数の合計である。また、前年度までの申請による繰越分の処理を含む。

# <各種表>

# 1. 医薬品等申請品目数及び承認品目数(平成21年度~平成25年度)(表)

(単位:品目数)

_					1					1			(単位	江:品目数)				
		_	年	叓		申	請品目	数			承	認品目	数					
Σ	3 分				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度				
			新規		149	86	125	157	142	137	145	115	128	160				
	新团	医薬品	1	- 変	349	313	366	402	326	329	359	408	377	344				
				計	498	399	491	559	468	466	504	523	505	504				
	144		<b>2</b> %	新規	1, 117	1, 247	1, 154	1, 764	1, 467	1, 879	1, 011	1, 185	1, 539	1, 438				
	後 医 医	療薬	発 用 品	一 変	1, 237	1, 815	1, 738	2, 313	2, 424	1, 392	1, 622	1, 906	1, 882	2, 066				
				計	2, 354	3, 062	2, 892	4, 077	3, 891	3, 271	2, 633	3, 091	3, 421	3, 504				
								新規	866	824	748	784	747	784	755	725	619	657
	医	般薬	用 品	一 変	893	268	382	221	266	1, 387	253	306	262	259				
				計	1, 759	1, 092	1, 130	1, 005	1, 013	2, 171	1, 008	1, 031	881	916				
医	<b>/</b> *		外	新規	67	77	96	70	51	76	89	87	71	69				
薬品	体 診 医	断薬	用品	一変	116	87	81	95	85	123	102	86	76	97				
等							計	183	164	177	165	136	199	191	173	147	166	
				新規	2, 233	2, 000	1, 981	1, 923	2, 002	1, 857	1, 709	1, 678	1, 784	1, 763				
	医 部	外	薬品	- 変	339	297	231	194	296	364	267	260	184	265				
						計	2, 572	2, 297	2, 212	2, 117	2, 298	2, 221	1, 976	1, 938	1, 968	2, 028		
				新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	化	粧	品	一 変	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
				計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
				新規	4, 432	4, 234	4, 104	4, 698	4, 409	4, 733	3, 709	3, 790	4, 141	4, 087				
	医合	薬 品	· 等 計	一 変	2, 934	2, 780	2, 798	3, 225	3, 397	3, 595	2, 603	2, 966	2, 781	3, 031				
				計	7, 366	7, 014	6, 902	7, 923	7, 806	8, 328	6, 312	6, 756	6, 922	7, 118				

注1:平成25年度受付件数、申請区分は平成26年4月7日現在のものであり、受付後の区分の変更等により受付件数、申請区分の変動があり得る。

注3:新医薬品は他の区分と同様に品目数で計上し、事務局審査に該当する品目を含む。

注2:申請件数については申請日を基にしている。

## 2. 医療機器申請品目数及び承認品目数 (平成21年度~平成25年度) (表)

(単位:品目数)

							1			(半1)	立:品目数)
年」	度		申	請品目	数			承	認品目	数	
区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	新規	17	13	26	36	28	25	13	14	27	51
新医療機器	一 変	7	15	16	28	44	12	5	19	19	43
	ā†	24	28	42	64	72	37	18	33	46	94
改良医療機器	新規	32	23	26	37	36	1	22	32	32	54
(臨床あり) (平成21年度以降)	一 変	3	10	0	5	10	0	3	12	5	6
	計	35	33	26	42	46	1	25	44	37	60
改良医療機器	新規	113	126	131	172	137	15	78	129	159	172
(臨床なし) (平成21年度以降)	一 変	25	38	47	40	50	7	24	57	59	55
	計	138	164	178	212	187	22	102	186	218	227
44 % F + 111 BB	新規	656	491	405	341	375	229	393	368	402	355
後発医療機器 (平成21年度以降)	一 変	488	512	591	737	544	222	459	506	789	588
	計	1, 144	1, 003	996	1, 078	919	451	852	874	1, 191	943
医療機器	新規	_	_	_	_	_	27	13	9	7	1
(臨床試験あり) (平成17年度~ 平成20年度)	一 変	_	_	_	_	_	1	1	2	0	0
1771727	計	_	_	_	_	_	28	14	11	7	1
医療機器 (承認基準なし、	新規	_	_	_	_	_	281	207	30	15	6
臨床試験なし) (平成17年度~	一 変	_	_	_	-	_	254	85	12	15	11
平成20年度)	計	_	_	_	_	_	535	292	42	30	17
医療機器 (承認基準あり、	新規	_	_	_	_	_	646	234	0	0	1
臨床試験なし) (平成17年度~	一 変	_	_	_	_	_	15	0	0	0	0
平成20年度)	計	_	_	_	_	_	661	234	0	0	1
管理医療機器 (承認基準及び 調証 ままた)	新規	_		_	_	_	182	61	11	4	1
認証基準なし、 臨床試験なし) (平成17年度~	- 変	_	_	_	_	_	97	30	10	0	0
平成20年度)	計	_	_	_	_	_	279	91	21	4	1
<b>小白灰连线</b> 叩	新規	_	_	_	_	_	6	3	4	1	2
改良医療機器 (平成16年度以前)	一 変	_		_	-	_	0	0	0	0	1
	ā†	_	_	_	_	_	6	3	4	1	3
改良医療機器	新規	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0
(ヒト動物等) (平成16年度以前)	一 変	_	_	_	_	_	9	2	10	0	0
	計	_	_	_	_	_	9	2	10	0	0
後発医療機器	新規	_	_	_	_	_	5	1	2	1	0
使宪医療機器 (平成16年度以前)	一 変	_	_	_	_	_	1	0	0	0	0
	ā†	_	_	_	_	_	6	1	2	1	0
医癌燃聖管	新規	818	653	588	586	576	1, 417	1, 025	599	648	643
医療機器等 合 計	一 変	523	575	654	810	648	618	609	628	887	704
	計	1, 341	1, 228	1, 242	1, 396	1, 224	2, 035	1, 634	1, 227	1, 535	1, 347

注1:平成25年度受付件数、申請区分は平成26年4月7日現在のものであり、受付後の区分の変更等により受付件数、申請区分の変動があり得る。

注2:申請件数については申請日を基にしている。

注3: 承認件数については申請年度に基づく承認時の区分で集計している。

#### 3. 治験相談等の実績

#### (1) 新医薬品に関する治験相談終了件数(表)

(単位:件)

	A13A7				(単位.什)
年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
治験相談終了件数(収納件数)	357	379	465	411	354
手 続 相 談	7	22	6	6	2
第 I 相 試 験 開 始 前 相 談	47	64	67	44	30
前期第Ⅱ相試験開始前相談	14	13	15	10	2
後期第Ⅱ相試験開始前相談	40	44	45	32	37
第 Ⅱ 相 試 験 終 了 後 相 談	109	96	163	142	131
申 請 前 相 談	34	27	49	29	30
再 評 価 · 再 審 査 臨 床 試 験 計 画 相 談	2	2	2	2	6
再評価・再審査臨床試験終了時相談	0	1	0	0	0
品 質 相 談	14	24	17	20	21
安 全 性 相 談	13	12	13	18	16
追 加 相 談	45	42	53	49	41
生物学的同等性試験等相談	6	8	6	11	12
信頼性基準適合性相談	1	0	0	0	0
細胞組織·利用製品資料整備相談	0	0	0	0	0
事前評価相談(第Ⅰ相試験)	4	3	3	5	2
事前評価相談(第Ⅱ相試験)	4	1	1	1	0
事前評価相談(第Ⅱ相/第Ⅲ相試験)			1	2	3
事前評価相談(非臨床:毒性)	4	6	4	9	2
事前評価相談(非臨床:薬物動態)	4	4	5	7	2
事前評価相談(非臨床:薬理)	4	5	4	9	3
事前評価相談(品質)	5	4	6	8	3
ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)	0	1_	0	2	0
ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)				0	0
ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)				0	0
ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)				0	0
医薬品優先審査品目該当性相談			1	4	8
医薬品優先審査品目該当性相談					
(医薬品申請前相談あり) 医薬品優先対面助言品目指定審査			1	1	2
遺伝子治療用医薬品資料整備相談	0	0	0	0	0
退伍ナ冶療用医業品負料金偏相談 注:「治験相談終了件数」は収納件数であり、取下げ	+ 粉 た 合 ま \		3	0	1

注:「治験相談終了件数」は収納件数であり、取下げ件数を含む。

第 I 相試験開始前相談、前期第 II 相試験開始前相談、後期第 II 相試験開始前相談、第 II 相試験終了後相談、申請前相談、追加相談、信頼性基準適合性相談はオーファン区分・オーファン以外の区分の合計件数である。

#### (2) 医療機器・体外診断用医薬品に関する治験相談終了件数(表)

(単位:件)

平成21年度 平成22年度 平成23年度 相 談 区 分	平成24年度		平成25年度	
医療機器 体外診断 用医薬品 医療機器 体外診断 用医薬品 医療機器 体外診断		ト診断 ፪薬品	医療機器	体外診断 用医薬品
治験相談終了件数(収納件数) 117 5 100 9 127 5	173	8	162	6
細胞・組織利用製品資料整備相談     0     0     2     0     0	0	0	0	0
医療機器·体外診断用医薬品治験·申請前相談     50     4     34     7     44     3	35	3	32	2
医療機器・体外診断用医薬品信頼性基準適合性相談 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0
医療機器開発前相談 19 0 26 0 35 0	77	0	69	1
医療機器·体外診断用医薬品申請手続相談     20     1     15     0     17     0	8	0	9	0
医療機器安全性確認相談(生物系を除く) 0 0 5 0 2 0	2	0	2	0
医療機器品質相談(生物系を除く) 1 0 4 0 0 0	4	1	0	1
医療機器性能試験相談     3     0     2     0     9     0	10	0	9	0
医療機器臨床評価相談 13 0 11 0 14 0	29	3	25	1
医療機器探索的治験相談     3     0     0     0     0	2	0	2	0
生物系医療機器安全性確認相談     0     0     0     0     0	0	0	0	0
生物系医療機器品質相談     0     0     1     0     0	1	0	3	0
医療機器・体外診断用医薬品追加相談 3 0 2 0 5 1	4	1	6	0
体外診断用医薬品基準適合性相談 0 0 1	0	0	0	1
医療機器事前評価相談(非臨床) 0 0 1 0	1	0	5	0
医療機器事前評価相談(臨床) 0 0 0	0	0	0	0
医療機器事前評価相談(品質) 0 0 0	0	0	0	0
医療機器・体外診断用医薬品優先対面助言品目指定審査 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0

注:「治験相談終了件数」は収納件数であり、取下げ件数を含む。

(3) 医薬品・医療機器に関する戦略相談終了件数(表)

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談終了件数(収納件数)			25	36	119
医 薬 品 戦 略 相 談			10	14	31
医薬品戦略相談(別に定める要件を満たす 大 学・研 究 機 関 、ベンチャー 企 業)			13	14	54
医療機器戦略相談			1	2	12
医療機器戦略相談(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)			1	6	22

注:「戦略相談」は収納件数であり、取下げ件数を含む。

(4)後発医薬品・一般用医薬品に関する治験相談終了件数(表)

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談終了件数(収納件数)		21	20	13	39
後発医薬品生物学的同等性相談			0	7	15
後発医薬品品質相談			1	3	3
スイッチOTC等申請前相談		0	0	0	1
治験実施計画書要点確認相談		2	1	1	0
新一般用医薬品開発妥当性相談		19	18	2	20

注:「治験相談終了件数」は収納件数であり、取下げ件数を含む。

(5)後発医療用医薬品等に関する簡易相談実施件数(表)

(単位:件)

									平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相	淡件数								465	549	543	606	742
	後	発	医	療	用	医	薬	驲	202	282	308	336	468
	_	般	L Č	用	医	3	薬	品	161	156	123	162	142
	医		薬	咅	ß	外		品	98	107	107	97	120
	殺	生	2	•	殺	Ē	鼠	剤	4	4	5	11	12

#### (6) 医療機器・体外診断用医薬品に関する簡易相談実施件数(表)

(単位:件)

									平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数			303	347	341	376	408						
	[3	=		尞		機		器	268	315	321	351	386
	12	外	診	断	用	医	薬	品	35	32	20	25	22

#### (7) 新医薬品記載整備等に関する簡易相談件数(表)

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	51	61	71	82	87

#### (8) GMP・QMSに関する簡易相談件数(表)

(単位:件)

			O INDVII ANVA					\— <u>— ·   1 / </u>
				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相	談件数			66	41	49	43	48
	G	М	Р	49	35	43	35	45
	Q	М	S	17	6	6	8	3

注: 相談件数は受付した件数である。

(9) 新医薬品に関する事前面談件数(表)

(単位:件)

					(十二・117
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対応件数	682	850	1,004	910	1,006

注: 件数は受付した対応件数であり、電話対応等を含む全ての件数。

#### (10) 医療機器・体外診断用医薬品に関する事前面談件数(表)

(単位:件)

	,	_	- W	•		~ ~				/ U / 1/1/1   W / 1   W/	1 - 1			<u> </u>
										平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5	対応	件数								669	698	826	750	884
		医		療 機 器		614	623	731	649	775				
		体	外	診	断	用	医	薬	品	55	75	94	101	109
		そ	の 他		他	0	0	1	0	0				

注1:件数は受付した対応件数であり、電話対応等を含む全ての件数。

(11) 治験計画届調査(表)

(単位:件)

年度			届出件数			調査終了件数					
区分	平 成 21 年 度	1 /2 22		平 成 24 年 度			平 成 22 年 度			平 成 25 年 度	
薬物	129	159	165	132	126	125	142	164	123	129	
機器	27	29	25	32	31		24	24	34	30	

注:治験計画届調査は、薬事法第八十条の三に定められている機構による調査である。なお、調査終了件数は、年度内に調査が終了した件数である。

(12) 輸出証明確認調査(表)

(単位:件)

										( <del>+   - :     /                                </del>	
年 度	申請件数(品目数)					終了件数(品目数)					
区分	平成21年度	平 成 22年 度		平 成 24 年 度		平 成 21年 度	. ,,,,		. ,,,	平 成 25 年 度	
輸出証明確認調査	1,865	1,666	2,054	2,020	2,171	1,909	1,655	1,989	2,071	2,016	

(13) 承認審查資料適合性書面調査(表)

(単位:件)

~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~	• /									\ <del>-</del>   <del>-</del>			
年度		申請	受付件数(	(品目)		調査終了件数(品目)							
区分	平 成 21 年 度		平 成 23年 度							平 成 25 年 度			
新薬その1(オーファン以外)	114	77	78	112	106	75	103	74	87	115			
新薬その1(オーファン)	10	6	18	22	29	10	5	10	21	27			
新薬その2(同一性調査対象)	24	6	17	13	8	10	15	11	17	11			
新薬その2(同一性調査対象外、オーファン)	2	0	1	1	0	1	0	0	2	0			
新薬その2(一変)(同一性調査対象)	100	132	144	144	170	116	103	145	137	171			
新薬その2(一変)(同一性調査対象外、オーファン)	30	30	31	29	49	34	25	40	22	40			
医療用医薬品(一変)(同一性調査対象外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
医療機器適合性調査	884	978	1,027	1,071	917	890	1,068	1,039	1,263	1,160			
슴 計	1 164	1 229	1 316	1 392	1 279	1 136	1 319	1 319	1 549	1 524			

#### (14) 再審查資料適合性書面調查·GPSP実地調查(表)

(単位:件)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74-087									(ナロ・ロ/			
年 度		申請	受付件数(	品目)		調査終了件数(品目)							
区分	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度			平 成 21年 度				平 成 25 年 度			
医薬品再審査適合性調査	136	129	98	93	83	66	135	109	112	71			
医療機器再審査適合性調査	9	10	8	21	13	0	3	2	15	9			
医薬品GPSP調査	136	129	98	93	83	65	135	109	112	71			
医療機器GPSP実地調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
슴 計	281	268	204	207	179	131	273	220	239	151			

注1:平成17年度以降の終了件数は、調査が終了した品目数である。

#### (15) 後発医療用医薬品適合性調査(表)

(単位:件)

				年 度		申請受付件数(品目)								調査終了件数(品目)															
区	分			+ <i>i</i> x	平年	~	平年	成	22 平度 年		23 度			24 <sup>3</sup> 度 <sup>4</sup>			平年	成	21 度			平年	成	23 度			24 平度 年		25 度
新	規					712		80	8	7	97		63	7	7	738		54	16		674		74	16		750	)	64	41
_	変					342		36	66	3	38		410	3	3	358		45	58		366		37	2		438	3	44	45
		合	計		1,	,054		1,17	4	1,1	35		1,05	3	1,0	96		1,00	)4	1,	040		1,11	8	1	,188	3	1,08	86

注2:その他とは、医療機器又は体外診断用医薬品に分類されないもの。

注2:平成17年度から平成20年度の調査終了件数については、GPMSP調査として実施。平成21年度以降については、GPMSP調査またはGPSP調査として実施。

(16) 再評価資料適合性調査(表)

(単位:件)

(10) 行时 圆具行起日 正阙重(数/	<u>\</u>	·   <del>2</del> ·   T /							
年度	申請受付件数(品目) 調査終了件数(品目)	調査終了件数(品目)							
区分	平成21     平成22     平成23     平成24     平成25     平成21     平成22     平成23     平成24     平成25     平成25     平成21     平成22     平成23     平成24     平成25     平成25	成 25 度							
医薬品再評価信頼性調査	0 0 0 0 0 0 0 0	0							
医療用内服薬再評価信頼性調査		0							

(17) GLP調査(表) (単位:件)

			(一件:11)
年度		申請受付件数	調査終了件数
区分	平 成 21 平 成 年 度 年	t 22 平 成 23 平 成 24 平 成 度 年 度 年 度 年	25 平 成 21 平 成 22 平 成 23 平 成 24 平 成 25 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度 年
医薬品	17	32 24 17	31 18 26 23 29 18
医療機器	1	7 10 3	11 8 4 9 10 3
숨 計	18	39 34 20	42 26 30 32 39 21

注1:医療機器については、平成17年度以降の申請分

(**18)GCP実地調査(表**)

年 度		申請	受付件数(	品目)		調査終了件数(品目)							
区分	1 /2 21					平 成 21年 度			平 成 24年 度	平 成 25 年 度			
新医薬品	184	163	165	213	213	164	158	140	187	222			
後発医療用医薬品	10	10	10	9	12	10	10	8	9	15			
医療機器	0	4	1	0	1	1	3	1	1	5			
숌 計	194	177	176	222	226	175	171	149	197	242			

注1:新医薬品・後発医療用医薬品の調査終了件数は、調査が終了した品目数であり、医療機器の調査終了件数は、審査が終了した品目数である。

注2:医療機器については、平成17年度以降の申請分

## 4. 平成25年度承認品目一覧(新医薬品)

分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)	承		成 分 名 (下線:新有効成分)	備考
第1	H25.4.30	1	ヨウ化カリウム丸50mg「日医工」 (日医工㈱)		変	ヨウ化カリウム	放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品 【迅速審査】
第1	H25.5.16	2	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL (アッヴィ合同会社)	-	変	アダリムマブ(遺伝子 組換え)	既存治療で効果不十分な腸管型ベーチェット病の 効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品
第1	H25.6.14	3	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL (アッヴィ合同会社)	_	変	アダリムマブ(遺伝子 組換え)	中等症又は重症の潰瘍性大腸炎の治療(既存治療で効果不十分な場合に限る)の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品
第1	H25.8.20	4	オラブリス洗口用顆粒11% (昭和薬品化工㈱)			フッ化ナトリウム	齲蝕の予防を効能・効果とする新用量医薬品
			ミラノール顆粒11% (東洋製薬化成㈱)		変		
第1	H25.8.20	5	ホスレノールチュアブル錠250mg 同 チュアブル錠500mg ホスレノール顆粒分包250mg 同 顆粒分包500mg (バイエル薬品㈱)	_	変変変変	炭酸ランタン水和物	慢性腎臓病患者における高リン血症の改善に効能・効果を拡大する新効能医薬品
第1	H25.9.13	6	リピオドール480注10mL (ゲルベ・ジャパン㈱)	_	変	ヨード化ケシ油脂肪酸 エチルエステル	医薬品又は医療機器の調製の効能・効果を追加と する新投与経路・新効能・新用量医薬品 【事前評価済公知申請】
第1	H25.9,13	7	ネスプ注射液10μgプラシリンジ 同注射液15μgプラシリンジ 同注射液20μgプラシリンジ 同注射液30μgプラシリンジ 同注射液30μgプラシリンジ 同注射液40μgプラシリンジ 同注射液60μgプラシリンジ 同注射液120μgプラシリンジ 同注射液120μgプラシリンジ (協和発酵キリン㈱)		变 变 变 变 变 变 变 变	ダルベポエチン アル ファ(遺伝子組換え)	腎性貧血を効能・効果とし、小児用量を追加する 新用量医薬品
第1	H25.9.13	8	ソリリス点滴静注300mg (アレクシオン ファーマ合同会社)	_	変	エクリズマブ(遺伝子 組換え)	非典型溶血性尿毒症症候群における血栓性微小血 管障害の抑制の効能・効果を追加とする新効能・ 新用量医薬品
第1	H25.9.20	9	ネスブ注射液5μgブラシリンジ (協和発酵キリン㈱)	承	割	ダルベポエチン アル ファ (遺伝子組換え)	腎性貧血を効能・効果とし、小児用量を追加する 新用量・剤型追加に係る医薬品
第1	H25.9.20	10	オブリーン錠120mg (武田薬品工業㈱)	承認	2	セチリスタット	肥満症(ただし、2型糖尿病及び脂質異常症を共に 有し、食事療法・運動療法を行ってもBMIが 25kg/m2以上の場合に限る)を効能・効果とする 新有効成分含有医薬品
第1	H26.1.17	11	リオナ錠250mg (日本たばこ産業㈱)	承	割	クエン酸第二鉄水和物	慢性腎臓病患者における高リン血症の改善を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
第1	H26.1.17	12	サビーン点滴静注用500mg (キッセイ薬品工業㈱)	承	認	<u>デクスラゾキサン</u>	アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤の血管外漏出 を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
第1	H26.2.21	13	レグパラ錠25mg 同 錠75mg (協和発酵キリン(㈱)		変変	シナカルセト塩酸塩	副甲状腺癌並びに副甲状腺摘出術不能又は術後再発の原発性副甲状腺機能亢進症における高カルシウム血症の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品 【希少疾病用医薬品】
第1	H26.3.24	14	グラッシュビスタ外用液剤0.03%3mL 同 外用液剤0.03%5mL (アラガン・ジャバン(㈱)	承承		ビマトプロスト	睫毛貧毛症を効能・効果とする新投与経路医薬品
第2	H25.5.31	15	アンカロン注150 (サノフィ(㈱)	-	変	アミオダロン塩酸塩	電気的除細動抵抗性の心室細動あるいは無脈性心 室頻拍による心停止の効能・効果を追加とする新 効能・新用量医薬品
第2	H25.6.14	16	アダラートCR錠10mg 同 CR錠20mg 同 CR錠40mg (パイエル薬品㈱)	<u> </u>	変変変	ニフェジピン	高血圧症を効能・効果とする新用量医薬品
第2	H25.6.14	17	メインテート錠2.5mg 同 錠5mg (田辺三菱製薬㈱			ビソプロロールフマル 酸塩	頻脈性心房細動の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品
第2	H25.6.28	18	ビソノテーブ4 mg 同 テーブ8 mg (トーアエイヨー(株)	承承	認	ビソプロロール	本態性高血圧症(軽症~中等症)を効能・効果と する新有効成分含有医薬品
第2	H25.6.28	19	イルトラ配合錠LD 同 配合錠HD (塩野義製薬(株))	承承	認	イルベサルタン、トリ クロルメチアジド	高血圧症を効能・効果とする新医療用配合剤
第2	H25.8.20	20	トレリープ錠25mg (大日本住友製薬(株)	_	变	ゾニサミド	パーキンソン病における症状の日内変動(wearing-off現象)の改善を効能・効果とする新用量医薬品

分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)		配	成 分 名 (下線:新有効成分)	備考
第2	H25.9.13	21	サムスカ錠7.5mg (大塚製薬㈱)	-	変	トルバプタン	ループ利尿薬等の他の利尿薬で効果不十分な肝硬 変における体液貯留の効能・効果を追加とする新 効能・新用量医薬品
第2	H25,9,20	22	コンプラビン配合錠 (サノフィ株式会社)	承	≣70 0/04	①クロピドグレル硫酸 塩 ②アスピリン	経皮的冠動脈形成術(PCI)が適用される虚血性心疾患(急性冠症候群(不安定狭心症、非ST上昇心筋梗塞、ST上昇心筋梗塞)、安定狭心症、陳旧性心筋梗塞)を効能・効果とする新医療用配合剤
第2	H25.9,20	23	プレミネント配合錠HD (MSD㈱)	承	部	①ロサルタンカリウム ②ヒドロクロロチアジ ド	高血圧症を効能・効果とする新用量・剤型追加に 係る医薬品
第2	H25.11.22	24	注射用オノアクト50 (小野薬品工業機)	-	変	ランジオロール塩酸塩	心機能低下例における心房細動、心房粗動の頻脈 性不整脈の効能・効果を追加とする新効能・新用 量医薬品
第2	H26.1.17	25	アデムパス錠0.5mg 同 錠1.0mg 同 錠2.5mg (バイエル薬品㈱)	承承承		リオシグアト	外科的治療不適応又は外科的治療後に残存・再発 した慢性血栓塞栓性肺高血圧症を効能・効果とす る新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】
第2	H26.3.24	26	タケルダ配合錠 (武田薬品工業(株))	承	副	ランソプラゾール/ア スピリン	狭心症(慢性安定狭心症、不安定狭心症)、心筋 梗塞及び虚血性脳血管障害(一過性脳虚血発作 (TIA)、脳梗塞)並びに冠動脈バイパス術 (CABG)あるいは経皮経管冠動脈形成術 (PTCA)施行後又は術後における血栓・塞栓形 成の抑制(胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がある 患者に限る)を効能・効果とする新医療用配合剤
第2	H26.3.24	27	アテディオ配合錠 (味の素製薬(株)	承	部	バルサルタン/シルニ ジピン	高血圧症を効能・効果とする新医療用配合剤
第2	H26.3.24	28	ラジムロ配合錠LD 同 配合錠HD (ノバルティス ファーマ(株)	承承	部	アリスキレンフマル酸 塩/アムロジピンベシ ル酸塩	高血圧症を効能・効果とする新医療用配合剤
第2	H26.3.24	29	ザクラス配合錠LD 同 配合錠HD (武田薬品工業(株)	承承	部	アジルサルタン/アム ロジピンベシル酸塩	高血圧症を効能・効果とする新医療用配合剤
第2	H26.3.24	30	トレプロスト注射液20 mg 同 注射液50 mg 同 注射液100 mg 同 注射液200 mg (持田製薬㈱)	承承承承	認	トレブロスチニル	肺動脈性肺高血圧症(WHO機能分類クラスⅡ、Ⅲ 及びⅣ)を効能・効果とする新有効成分含有医薬 品
第2	H26.3.24	31	サムスカ錠7.5mg 同 錠15mg 同 錠30mg (大塚製薬機)	— 新	変変規	トルバブタン	腎容積が既に増大しており、かつ、腎容積の増大 速度が速い常染色体優性多発性のう胞腎の進行抑 制の効能・効果を追加とする新効能・新用量・剤 型追加に係る医薬品 【希少疾病用医薬品】
第2	H26.3.24	32	エフィエント錠 3.75 mg 同 錠5 mg (第一三共㈱)	承承	到	ブラスグレル塩酸塩	経皮的冠動脈形成術 (PCI) が適用される虚血性心疾患(急性冠症候群(不安定狭心症、非ST上昇心筋梗塞、ST上昇心筋梗塞)、安定狭心症及び傾旧性心筋梗塞) を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
①~③ 第2 ④~⑥ 第2 第3の1	H25,9,13	33	①水溶性プレドニン10 mg ② 同 20mg ③ 同 50mg ④プレドニン錠5 mg (塩野義製薬㈱) ⑤プレドニソロン錠1mg(旭化成) ⑥ 同 錠5mg(旭化成) (旭化成ファーマ㈱)	_ _ _ _	亦又 亦又 亦又 亦又 亦又 亦又	①~③ プレドニソロンコハク 酸エステルナトリウム ④~⑥ プレドニソロン	川崎病の急性期(重症であり、冠動脈障害の発生の危険がある場合)(①~⑥)及びデュシェンヌ型節ジストロフィー(④~⑥)の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品デュシェンヌ型筋ジストロフィー:【事前評価済公知申請】
第3の1	H25,5,31	34	イーケブラ錠250mg 同 錠500mg (ユーシービージャパン(株)	_	变变	レベチラセタム	他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む)に対する抗てんかん薬との併用療法の効能・効果に、小児用量を追加する新用量医薬品
第3の1	H25.6.14	35	エビリファイ錠3 mg 同 錠6 mg 同 錠12 mg 同 OD錠3 mg 同 OD錠6 mg 同 OD錠12 mg 同 散1 % 同 内用液0.1 % (大塚製薬㈱)	_ _ _ _ _	亦夕 亦夕 亦夕 亦夕 亦夕 亦夕 亦夕	アリビブラゾール	うつ病・うつ状態(既存治療で十分な効果が認められない場合に限る)の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品
第3の1	H25.6.28	36	イーケブラ錠ドライシロップ50% (ユーシービージャパン(株)	承	部的	レベチラセタム	他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む)に対する抗てんかん薬との併用療法の効能・効果に、小児用量を追加する新用量・剤型追加に係る医薬品
第3の1	H25.9.20	37	ゼブリオン水懸筋注25mgシリンジ 同 水懸筋注50mgシリンジ 同 水懸筋注75mgシリンジ 同 水懸筋注100mgシリンジ 同 水懸筋注150mgシリンジ (ヤンセンファーマ㈱)	承承承承承	别别	パリペリドンパルミチ ン酸エステル	統合失調症を効能・効果とする新有効成分含有医薬品

分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)	孑	認	成分名(下線:新有効成分)	備考
第3の1	H25.9.20	38	ビンダケルカプセル20 mg (ファイザー㈱)	承	副初	タファミジスメグルミ ン	トランスサイレチン型家族性アミロイドポリ ニューロパチーの末梢神経障害の進行抑制を効
							能・効果とする新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】
第3の1	H25.11.22	39	パキシル錠5 mg 同 錠10 mg	_	変変	パロキセチン塩酸塩水 和物	外傷後ストレス障害の効能・効果を追加とする新 効能・新用量医薬品
			同 錠20 mg (グラクソ・スミスクライン(株))	_	変		
第3の1	H25.11.22	40	アナフラニール錠10 mg 同 錠25 mg (アルフレッサファーマ(株)	_	変変	クロミブラミン塩酸塩	ナルコレブシーに伴う情動脱力発作の効能・効果 を追加とする新効能・新用量医薬品 【事前評価済公知申請】
第3の1	H25.11.22	41	トピナ錠25 mg 同 錠50 mg 同 錠100 mg (協和発酵キリン(株)		变变变变	トピラマート	他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む)に対する抗てんかん薬との併用療法を効能・効果とし、小児の用法・用量を追加する新用量医薬品
第3の1	H25.12.20	42	コンサータ錠18mg 同 錠27mg (ヤンセンファーマ(棋)	_	変変	メチルフェニデート塩 酸塩	成人期における注意欠陥/多動性障害(AD/HD) の効能・効果を追加とする新効能・新用量に係る 医薬品
第3の1	H26.1.17	43	トピナ細粒10% (協和発酵キリン(株)	承	(A)	トビラマート	他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む)に対する抗てんかん薬との併用療法を効能・効果とし、小児の用法・用量を追加するとともに、細粒の製剤を追加とする、新用量・剤型追加に係る医薬品
第3の1	H26.1.17	44	コンサータ錠36mg (ヤンセンファーマ㈱)	承	部	メチルフェニデート塩 酸塩	成人期における注意欠陥/多動性障害(AD/HD) の効能・効果を追加とする新効能・新用量・剤型 追加に係る医薬品
第3の1	H26.3.24	45	タイサブリ点滴静注300 mg (バイオジェン・アイデック・ジャパン(株)	承	副	ナタリズマブ(遺伝子 組換え)	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】
第3の2	H25.6.14	46	プレセデックス静注液200 μg「ホスピーラ」 (ホスピーラ・ジャパン(株))	-	変	デクスメデトミジン塩 酸塩	局所麻酔下における非挿管での手術及び処置時の 鎮静を追加とする新効能・新用量医薬品
			プレセデックス静注液 200 μg「マルイシ」 (丸石製薬(株)	-	変		
第3の2	H25.6.14	47	トラマールカブセル25 mg 同 カブセル50 mg (日本新薬㈱)	_	変変	トラマドール塩酸塩	非オピオイド鎮痛剤で治療困難な慢性疼痛における鎮痛の効能・効果を追加とする新効能医薬品
第3の2	H25.6.14	48	ペンレステープ18 mg (日東電工(株))	-	変	リドカイン	皮膚レーザー照射療法時の疼痛緩和の効能・効果 を追加とする新効能・新用量医薬品
第3の2	H25.6.28	49	イーフェンバッカル錠50 $\mu$ g 同 バッカル錠200 $\mu$ g 同 バッカル錠200 $\mu$ g 同 バッカル錠400 $\mu$ g 同 バッカル錠600 $\mu$ g 同 バッカル錠800 $\mu$ g (帝國製薬(株)	承承承承承承	되는 기를 되는 기를 되는 기를 되는 기를 되는 기를	フェンタニルクエン酸 塩	強オピオイド鎮痛剤を定時投与中の癌患者における突出痛の鎮痛を効能・効果とする新剤型・新用量医薬品
第3の2	H25,8,20	50	ルセンティス硝子体内注射液2.3mg/0.23mL (ノバルティス ファーマ(㈱)	_	変	ラニビズマブ(遺伝子 組換え)	網膜静脈閉塞症に伴う黄斑浮腫および病的近視に おける脈絡膜新生血管の効能・効果を追加とする 新効能・新用量医薬品
第3の2	H25.9.20	51	タプコム配合点眼液 (参天製薬(株)	承	部	①タフルプロスト ②チモロールマレイン 酸塩	緑内障、高眼圧症を効能・効果とする新医療用配合剤
第3の2	H25.9.20	52	アプストラル舌下錠100μg 同 舌下錠200μg 同 舌下錠400μg (協和発酵キリン㈱)	承承承	記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 る る る る る る る る	フェンタニルクエン酸 塩	強オピオイド鎮痛剤を定時投与中の癌患者における突出痛の鎮痛を効能・効果とする新剤型・新用量医薬品
第3の2	H25.9.20	53	アゾルガ配合懸濁性点眼液 (日本アルコン(㈱)	承	副	①ブリンゾラミド ②チモロールマレイン 酸塩	緑内障、高眼圧症で、他の緑内障治療薬が効果不 十分な場合を効能・効果とする新医療用配合剤
第3の2	H25.11.22	54	アイリーア硝子体内注射液40 mg/mL 同 硝子体内注射用キット40 mg/mL (バイエル薬品㈱)	_	変変	アフリベルセプト (遺伝子組換え)	網膜中心静脈閉塞症に伴う黄斑浮腫の効能・効果 を追加とする新効能・新用量医薬品
第3の2	H25.12.20	55	ドルミカム注射液10 mg (アステラス製薬(株)	-	変	ミダゾラム	歯科・口腔外科領域における手術及び処置時の鎮 静の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬 品
第3の2	H25.12.20	56	ワンデュロパッチ0.84 mg 同 パッチ1.7 mg 同 パッチ3.4 mg 同 パッチ5 mg 同 パッチ6.7 mg (ヤンセンファーマ(棋)	_ _ _ _	変変変変変	フェンタニル	非オピオイド鎮痛剤及び弱オピオイド鎮痛剤で治療困難な中等度から高度の慢性疼痛における鎮痛 (ただし、他のオピオイド鎮痛薬から切り替えて 使用する場合に限る。)の効能・効果を追加とす る新効能医薬品
第3の2	H26.2.21	57	ルセンティス硝子体内注射液2.3 mg/0.23 mL (ノバルティス ファーマ(株)	-	変	ラニビズマブ(遺伝子 組換え)	糖尿病黄斑浮腫の効能・効果を追加とする新効能 医薬品

分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)	項	部	成 分 名 (下線:新有効成分)	備考
第3の2	H26.3.24	58	タペンタ錠25 mg	承	部	タペンタドール塩酸塩	中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛
			同 錠50 mg 同 錠100 mg (ヤンセンファーマ(㈱)	承承	部		を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
第4	H25,8,20	59	キュビシン静注用350mg (MSD(株)	_		ダプトマイシン	く適応菌種>ダブトマイシンに感性のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、〈適応症〉敗血症、感染性心内膜炎、深在性皮膚感染症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染を効能・効果とする新用量医薬品
第4	H25.8.20	60	シナジス筋注用50mg 同 筋注用100mg シナジス筋注液50mg 同 筋注液100mg (アッヴィ合同会社)		変変変変	パリビズマブ(遺伝子 組換え)	24カ月齢以下の免疫不全およびダウン症候群の新生児、乳児および幼児におけるRSウイルス感染による重篤な下気道疾患の発症抑制を効能・効果とする新効能医薬品 【優先審査】
第4	H25,9,13	61	ゲンタシン注10 同 注40 同 注60 (MSD(株)		变 变 变	ゲンタマイシン硫酸塩	〈適応菌種〉 ゲンタマイシンに感性のブドウ球菌属、大腸菌、 クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア 属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロピデンシア属、緑膿菌 〈適応症〉 敗血症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、肺炎、膀胱炎、腎盂腎炎、腹膜炎、中耳炎 を効能・効果とする新用量医薬品
第4	H25.9.27	62	ソブリアードカブセル100mg (ヤンセンファーマ(㈱)	承	部	シメブレビルナトリウ ム	セログループ 1 (ジェノタイプ I (1a) 又は II (1b) ) のC型慢性肝炎における、1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者又は2) インターフェロンを含む治療法で無効又は再燃となった患者のウイルス血症の改善を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 【優先審查】
第4	H25.12.20	63	イナビル吸入粉末剤20mg (第一三共(株)	-	变	ラニナミビルオクタン 酸エステル水和物	A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の予防の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品
第4	H25.12.20	64	メロベン点滴用バイアルO.25g 同 点滴用バイアルO.5g 同 点滴用キットO.5g (大日本住友製薬㈱)	_	変変変	メロペネム水和物	一般感染症の内、化膿性髄膜炎の用法・用量を変 更とする新用量医薬品
第4	H26.2.21	65	硫酸ストレプトマイシン注射用1g「明治」 (Meiji Seikaファルマ㈱)	_	变	ストレプトマイシン硫 酸塩	適応菌種としてストレプトマイシンに感性のマイコパクテリウム属、適応症としてマイコパクテリウム・アビウムコンプレックス(MAC)症を含む非結核性抗酸菌症の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品 【事前評価済公知申請】
第4	H26.2.21	66	ダラシンS注射液300mg 同 注射液600mg (ファイザー㈱)	_		クリンダマイシンリン 酸エステル	適応症として顎骨周辺の蜂巣炎、顎炎の効能・効果を追加とする新効能医薬品 【事前評価済公知申請】
第4	H26.3.24	67	アビガン錠200mg (富山化学工業㈱)	承	部	ファビビラビル	新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症 (ただし、他の抗インフルエンザウイルス薬が無 効又は効果不十分なものに限る。)を効能・効果 とする新有効成分含有医薬品 【優先審査】
第4	H26.3.24	68	スミスリンローション5% (クラシエ製薬(株))	承	割	フェノトリン	疥癬を効能・効果とする新効能・新用量医薬品 【優先審査】
第4	H26.3.24	69	テノゼット錠300mg (グラクソ・スミスクライン(株))	承	<b>■3</b> 0	テノホビル ジソプロ キシルフマル酸塩	B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの 増殖抑制を効能・効果とする新有効成分含有医薬 品 【優先審査】
第5	H25.5.16	70	ルナベル配合錠LD (ノーベルファーマ(株)	-	変	ノルエチステロン/エ チニルエストラジオー ル	「子宮内膜症に伴う月経困難症 機能性月経困難症」を「月経困難症」に変更する新効能医薬品
第5	H25.6.28	71	ルナベル配合錠ULD (ノーベルファーマ(㈱)	承	部	ブルエチステロン/エ チニルエストラジオー ル	「月経困難症」を効能・効果とする新効能・新用量・剤型追加に係る医薬品
第5	H25,9.20	72	①レギュニールHCa1.5腹膜透析液 同 HCa2.5腹膜透析液 同 HCa4.25腹膜透析液 ②レギュニールLCa1.5腹膜透析液 同 LCa2.5腹膜透析液 同 LCa4.25腹膜透析液 (パクスター(株))	承承承承承承	지난 지	医療用配合剤のため該当しない	①慢性腎不全患者における腹膜透析(高マグネシウム血症の改善が不十分な場合に用いる。) ②慢性腎不全患者における腹膜透析(高マグネシウム血症の改善が不十分な場合で、かつカルシウム製剤の活性型ピタミンD製剤の投与により高カルシウム血症をきたすおそれのある場合に用いる。) を効能・効果とする類似処方医療用配合剤
第5	H26.1.17	73	ザルティア錠2.5 mg 同 錠5 mg (日本イーライリリー(株))	承承		タダラフィル	前立腺肥大症に伴う排尿障害を効能・効果とする 新効能・新用量・剤型追加に係る医薬品
第5	H26.2.21	74	エストラーナテーブ0.72mg (久光製薬(株)	_	变	エストラジオール	性腺機能低下症,性腺摘出又は原発性卵巣不全に よる低エストロゲン症の効能・効果を追加とする 新効能・新用量医薬品 【事前評価済公知申請】

分野	承認日	No.	販 売 名 ( 会 社 名 )	孑	配	成分名(下線:新有効成分)	備考
第5	H26.3.24	75	ラコールNF配合経腸用半固形剤 (イーエヌ大塚製薬(株)	承	部	医療用配合剤のため該当しない	一般に、手術後患者の栄養保持に用いることができるが、特に長期にわたり、経口的食事摂取が困難な場合の経管栄養補給に使用することを効能・効果とする類似処方医療用配合剤
第5	H26.3.24	76	エネーボ配合経腸用液 (アポットジャパン(株)	承	部	医療用配合剤のため該当しない	一般に、手術後患者の栄養保持に用いることができるが、特に長期にわたり、経口的食事摂取が困難な場合の経管栄養補給に使用することを効能・効果とする類似処方医療用配合剤
第6の1	H25.6.14	77	プログラフカブセル0.5 mg 同 カブセル1 mg (アステラス製薬㈱	_		タクロリムス水和物	多発性筋炎・皮膚筋炎に合併する間質性肺炎の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品 【希少疾病用医薬品】
第6の1	H25.6.28	78	オレンシア皮下注125 mgシリンジ1 mL (ブリストル・マイヤーズ㈱)	承	部	アバタセプト(遺伝子 組換え)	関節リウマチ(既存治療で効果不十分な場合に限る)を効能・効果とする新投与経路・新剤型・新 用量医薬品
第6の1	H25.6.28	79	アセリオ静注液1000mg (テルモ(株)	承	部	アセトアミノフェン	経口製剤及び坐剤の投与が困難な場合における疼痛及び発熱を効能・効果とする新投与経路医薬品
第6の1	H25.8.20	80	ゾレア皮下注用150 mg 同 皮下注用75 mg (ノバルティス ファーマ㈱)	_		オマリズマブ(遺伝子 組換え)	気管支喘息(既存治療によっても喘息症状をコントロールできない難治の患者に限る)を効能・効果とする新用量医薬品
第6の1	H25.9.20	81	フルティフォーム50エアゾール56吸入用 同 125エアゾール56吸入用 同 50エアゾール120吸入用 同 125エアゾール120吸入用 (杏林製薬㈱)	承承承承	割	①フルチカゾンプロピオン酸エステル ②ホルモテロールフマル酸塩水和物	気管支喘息(吸入ステロイド剤及び長時間作動型吸入 ß 2 刺激剤の併用が必要な場合)を効能・効果とする新医療用配合剤
第6の1	H25.9.20	82	アレジオン点眼液0.05% (参天製薬(株)	承	部	エピナスチン塩酸塩	アレルギー性結膜炎を効能・効果とする新投与経 路医薬品
第6の1	H25.9.20	83	レルベア100エリプタ14吸入用 同 100エリプタ30吸入用 同 200エリプタ14吸入用 同 200エリプタ30吸入用 (グラクソ・スミスクライン㈱)	承承承承	歌	①ビランテロールトリ フェニル酢酸塩 ②フルチカゾンフラン カルボン酸エステル	気管支喘息(吸入ステロイド剤及び長時間作動型 吸入 $eta_2$ 刺激剤の併用が必要な場合)を効能・効果 とする新有効成分含有医薬品・新医療用配合剤
第6の1	H25.9.20	84	ウルティブロ吸入用カブセル (ノバルティス ファーマ(㈱)	承	部的	①インダカテロールマ レイン酸塩 ②グリコピロニウム臭 化物	慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎、肺気腫)の気 道閉塞性障害に基づく諸症状の緩解(長時間作用 性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入 $\beta_2$ 刺激剤 の併用が必要な場合)を効能・効果とする新医療 用配合剤
第6の1	H26.1.17	85	アレグラドライシロップ5% (サノフィ(株)	承	≣70 0/B/	フェキソフェナジン塩酸塩	アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー 性皮膚炎)に伴うそう痒を効能・効果とし、6カ月以上7歳未満の小児の用法・用量及びドライシロップ製剤を追加とする新用量・剤型追加に係る医薬品
第6の1	H26.1.17	86	シダトレンスギ花粉舌下液200JAU/mLボトル 同 舌下液2,000JAU/mLボトル 同 舌下液2,000JAU/mLパック (鳥居薬品㈱)	承承承	言の 言の 言の 言の 言の	標準化スギ花粉エキス 原液 10,000JAU/mL	スギ花粉症(減感作療法)を効能・効果とする新投与経路医薬品
第6の1	H26.1.17	87	ザイザルシロップ0.05% (グラクソ・スミスクライン(㈱)	承	部	レボセチリジン塩酸塩	アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、湿疹・皮膚炎、痒 疹、皮膚そう痒症を効能・効果とし、6カ月以上7 歳未満の小児の用法・用量及びシロップ製剤を追 加とする新用量・剤型追加に係る医薬品
第6の1	H26.3.17	88	アラミスト点鼻液27.5μg 56噴霧用 (グラクソ・スミスクライン(株)	_	変	フルチカゾンフランカ ルボン酸エステル	アレルギー性鼻炎の効能・効果について、小児用 量を追加する新用量医薬品
第6の1	H26.3.24	89	レスピア静注・経口液60mg (ノーベル ファーマ(株)	承	部	無水力フェイン	早産・低出生体重児における原発性無呼吸(未熟児無呼吸発作)を効能・効果とする新投与経路医薬品 (希少疾病用医薬品)
第6の2	H25.6.28	90	トピロリック錠20mg 同 錠40mg 同 錠60mg (㈱富士薬品)	承承承		トピロキソスタット	痛風, 高尿酸血症を効能・効果とする新有効成分 含有医薬品
			ウリアデック錠20mg 同 錠40mg 同 錠60mg (㈱三和化学研究所)	承承承	表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表		
第6の2	H25.6.28	91	リキスミア皮下注300 μg (サノフィ(株)	承	部	リキシセナチド	2型糖尿病(ただし、①または②のいずれかの治療で十分な効果が得られない場合に限る:①食事療法、運動療法に加えてスルホニルウレア剤(ビグアナイド系薬剤との併用を含む)を使用、②食事療法、運動療法に加えて持効型溶解インスリンまたは中間型インスリン製剤(スルホニルウレア剤との併用を含む)を使用)を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
第6の2	H25.6.28	92	ボンビバ静注1 mgシリンジ (中外製薬(株)	承	部	イバンドロン酸ナトリ ウム水和物	骨粗鬆症を効能・効果とする新有効成分含有医薬 品

第602   125.113   35   20.72 / 27 + 850ms	分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)	孑	部	成 分 名 (下線:新有効成分)	備考
第3602	第6の2	H25.9.13	93	グルファスト錠5mg 同 錠10mg	_		ミチグリニドカルシウ	2型糖尿病を効能・効果とする新効能医薬品
京日   125.01   日本   125.01	第6の2	H25.12.20	94		-	変		2型糖尿病の効能・効果に変更とする新効能医薬品
第602 126324 97 フェラーが終わった。 第 2 277フェロンフロ 2世間疾病を対抗・効果とする有有効成分割 2 126324 97 フェラーが終わった。 第 3 127フェロンフロ 2世間疾病を対抗・効果とする有有効成分割 3 127フェロンフロ 2 2世間疾病を対抗・効果とする有有効成分割 3 127フェロンフロンスロ 2 2世間疾病を対抗・効果とする有有効成分割 3 127フェロンスロ 2 2世間疾病を対抗・効果とする所有効成分割 3 127フェロンスロ 2 2世間疾病を対抗・効果とする所有効成分割 3 127フェロンスロ 3 2世間疾病を対抗・効果とする所有効成分割 3 127フェロジン 4 122世間疾病を対抗・効果とする所有効成分割 3 127フェロジン 4 122世間疾病を対抗・効果とする所有効成分割 3 127フェロジン 4 122世間疾病を対抗・効果とする所有効成分割 3 127フェロジン 4 127フェロジン 4 127フェロジン 4 127フェログ 5 127Dェログ 5 127D 5 1	第6の2	H26.1.17	95	同 錠50mg				2型糖尿病を効能・効果とする新有効成分含有医薬 品
京	第6の2	H26.1.17	96		承	部	ベタイン	
日 約5 mg	第6の2	H26.3.24	97	同 錠10 mg			ピレングリコール水和	2型糖尿病を効能・効果とする新有効成分含有医薬 品
操和機	第6の2	H26.3.24	98	同 錠5 mg				
(日本メジフィジックス報)	第6の2	H26,3.24	99	(興和(㈱) アプルウェイ錠20mg				2型糖尿病を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
日	放射	H25.9.20	100		承	部		パーキンソン症候群、レビー小体型認知症の診断 におけるドバミントランスポーターシンチグラ フィを効能・効果とする新有効成分含有医薬品
同義100mg	抗悪	H25.6.14	101	同 点滴静注用400mg/16mL	_			
一変 子組成之   する新用量医薬院   である所書医薬院   である所書医薬院   である所書医薬院   である所書医薬院   である所書医薬院   である所書を実施の対能・効果を追加とする   からいます。	抗悪	H25.6.14	102	同 錠100mg 同 錠150mg	_ _ _	変	エルロチニブ塩酸塩	EGFR遺伝子変異陽性の切除不能な再発・進行性で、がん化学療法未治療の非小細胞肺癌の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品
旧本化薬株    日25.6.28   105	抗悪	H25.6.14	103	同 注射用150	_	変変		
(中外製薬機)	抗悪	H25.6.14	104		-	变	ノギテカン塩酸塩	
ボ悪   H25.9.20   107   ユニタルク胸膜腔内注入用懸濁剤4g   東 認   滅菌調整タルク   無性胸水の再貯留抑制を効能・効果とする新	抗悪	H25.6.28	105		承	割		HER2陽性手術不能又は再発乳癌を効能・効果と する新有効成分含有医薬品
パ悪	抗悪	H25.8.20	106		-	変	レゴラフェニブ水和物	能・効果を追加とする新効能医薬品
「同 点滴静注用160mg   承 認   タンシン (遺伝子組換 とする新有効成分含有医薬品 (仲外製薬(株))   「	抗悪	H25.9.20	107		承	部	滅菌調整タルク	悪性胸水の再貯留抑制を効能・効果とする新有効 成分含有医薬品
(Meiji Seikaファルマ(横)	抗悪	H25.9.20	108	同 点滴静注用160mg			タンシン(遺伝子組換	
	抗悪	H25.9.20	109			変		
同 注射用50mg	抗悪	H25.11.22	110	同 点滴静注用400mg/16mL	_	変変		卵巣癌の効能・効果を追加とする新効能医薬品
同 点滴静注液100mg   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変   一 変 初能医薬品   「優先審査】、【迅速審査】	抗悪	H25.11.22	111	同 注射用50mg	_		エピルビシン塩酸塩	
同 点滴静注100mg	抗悪	H25.12.20	112	同 点滴静注液100mg 同 点滴静注液200mg	_	変	オキサリブラチン	
同 点滴静注100mg	抗悪	H25.12.20	113	同 点滴静注100mg	_			
	抗悪	H25.12.20	114	同 点滴静注100mg	<u>-</u>			
同 点滴静注用100mg	抗悪	H25.12.20	115	同 点滴静注用100mg	_		レボホリナートカルシ ウム	治癒切除不能な膵癌の効能・効果を追加とする新 効能・新用量医薬品 【優先審査】、【迅速審査】

分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)	孑		成 分 名 (下線:新有効成分)	備考
抗悪	H25.12.20	116	レボホリナート点滴静注用25mg「ヤクルト」 同 点滴静注用100mg「ヤクルト」 (㈱ヤクルト本社)	_	変変	レボホリナートカルシ ウム	治癒切除不能な膵癌の効能・効果を追加とする新 効能・新用量医薬品 【優先審査】、【迅速審査】
抗悪	H25.12.20	117	5-FU注250mg 同 注1000mg (協和発酵キリン(株))	_	変変	フルオロウラシル	治癒切除不能な膵癌の効能・効果を追加とする新 効能・新用量医薬品 【優先審査】、【迅速審査】
抗悪	H26.1.17	118	ジオトリフ錠20mg 同 錠30mg 同 錠40mg 同 錠50mg (日本ベーリンガーインゲルハイム㈱)	承承承承	表	アファチニブマレイン 酸塩	EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
抗悪	H26.1.17	119	アドセトリス点滴静注用50mg (武田薬品工業(株))	承	部心	ブレンツキシマブ ベ ドチン(遺伝子組換 え)	再発又は難治性のCD30陽性のホジキンリンパ腫、未分化大細胞リンパ腫を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】
抗悪	H26.3.17	120	ゾラデックスLA10.8mgデポ (アストラゼネカ㈱)		変	ゴセレリン酢酸塩	閉経前乳癌の効能・効果を追加とする新効能医薬 品
抗悪	H26.3.17	121	アフィニトール錠2.5mg 同 錠5mg (ノバルティス ファーマ㈱)	_	変変	エベロリムス	手術不能又は再発乳癌の効能・効果を追加とする 新効能・新用量医薬品
抗悪	H26.3.17	122	ヴォトリエント錠200mg (グラクソ・スミスクライン(㈱)		変	パゾパニブ塩酸塩	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の効能・効果 を追加とする新効能医薬品
抗悪	H26.3.17	123	ボテリジオ点滴静注20mg (協和発酵キリン(株))	_	変	モガムリズマブ (遺伝子組換え)	再発又は難治性のCCR4陽性の末梢性T細胞リンパ腫、再発又は難治性のCCR4陽性の皮膚T細胞性リンパ腫の効能・効果を追加とする新効能医薬品【希少疾病用医薬品】
抗悪	H26.3.24	124	ロンサーフ配合錠T15 同 配合錠T20 (大鵬薬品工業(株))	承承	部心	トリフルリジン/チピ ラシル塩酸塩	治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌(標準 的な治療が困難な場合に限る)を効能・効果とす る新有効成分含有医薬品・新医療用配合剤
抗悪	H26.3.24	125	イクスタンジカプセル40mg (アステラス製薬(株)	承	部山	エンザルタミド	去勢抵抗性前立腺癌を効能・効果とする新有効成 分含有医薬品 【優先審査】
①抗悪②第 6の1	H25.6.14	126	リツキサン注10 mg/mL (全薬工業(株)	_	変	リツキシマブ(遺伝子 組換え)	①免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患、②ヴェゲナ肉芽腫症、顕微鏡的多発血管炎の効能・効果を追加とする新効能・新用量医薬品 【事前評価済公知申請】
エイズ	H26.3.24	127	テビケイ錠50mg (ヴィーブヘルスケア(株))	承	副	ドルテグラビルナトリ ウム	HIV感染症を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 品 【希少疾病用医薬品】
ワクチン	H25.4.26		細胞培養インフルエンザワクチン(プロトタイプ)「パクスター」 (パクスター㈱)	承		細胞培養インフルエン ザワクチン(プロトタ イプ)	パンデミックインフルエンザの予防を効能・効果 とする新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】
			細胞培養インフルエンザワクチン(プロトタイプ)「タケダ」5mL (武田薬品工業㈱)	承			
ワクチン	H25.6.18	129	ブレベナー13水性懸濁注 (ファイザー(株)	承	副	沈降13価肺炎球菌結 合型ワクチン(無毒性 変異ジフテリア毒素結 合体)	肺炎球菌(血清型1、3、4、5、6A、6B、7F、9V、14、18C、19A、19F及び23F)による侵襲性感染症の予防を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
ワクチン	H25.6.18	130	細胞培養インフルエンザワクチンH5N1「バクス ター」 (バクスター㈱)	承	認	細胞培養インフルエン ザワクチン (H5N1 株)	新型インフルエンザ (H5N1) の予防を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 (希少疾病用医薬品)
			細胞培養インフルエンザワクチンH5N1「タケ ダ」5mL (武田薬品工業(株))	承	認		
ワクチン	H26.3.17	131	ヘブタバックス-II (MSD(株)) ビームゲン 同 注0.25mL 同 注0.5mL ((一財)化学及血清療法研究所)	_ _ _	变 变变变	組換え沈降B型肝炎ワ クチン(酵母由来)	B型肝炎ウイルス母子感染の予防(抗HBs人免疫グロブリンとの併用)の効能・効果について、用法・用量を変更する新用量医薬品【事前評価済公知申請】
ワクチン	H26.3.24	132	乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチンH5N 1 筋注用「化血研」 ((一財)化学及血清療法研究所)	承	=33) D/UA	<ul><li>乳濁細胞培養インフル</li><li>エンザHAワクチン</li><li>(H5N1株)</li></ul>	新型インフルエンザ(H5N1)の予防を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】
ワクチン	H26.3,24	133	沈降細胞培養インフルエンザワクチンH5N1 筋注30 μg/mL「北里第一三共」 同 筋注60 μg/mL「北里第一三共」 (北里第一三共ワクチン(株))			沈降細胞培養インフル エンザワクチン <u>(H5N1株)</u>	新型インフルエンザ(H5N1)の予防を効能・効果とする新有効成分含有医薬品 【希少疾病用医薬品】

分野	承認日	No.	販 売 名 (会 社 名)	孑	認	成 分 名 (下線:新有効成分)	備考
血液	H25.5.16	134	ノボセブンHI静注用1mg 同 HI静注用2mg 同 HI静注用5mg (ノボ ノルディスク ファーマ(株)		变变变	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組 換え)	血液凝固第VIII因子又は第IX因子に対するインヒビターを保有する先天性血友病患者の出血抑制における単回投与を追加する新用量医薬品【事前評価済公知申請】
血液	H25.9.13	135	フィブロガミンP静注用 (CSLベーリング(株)	_	変	人血液凝固第XⅢ因子	後天性血液凝固第XⅢ因子欠乏による出血傾向の 対能・効果を追加とする新効能医薬品 【事前評価済公知申請】
血液	H25.9.27	136	ハイゼントラ20%皮下注1g/5mL 同 20%皮下注2g/10mL 同 20%皮下注4g/20mL (CSLベーリング㈱)	承承承	表現 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	無又は低ガンマグロブリン血症を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
血液	H26.1.17	137	ノボエイト静注用250 同 静注用500 同 静注用1000 同 静注用1500 同 静注用2000 同 静注用3000 (ノボ ノルディスク ファーマ㈱)	承承承承承承	지나 지		血液凝固第VIII因子欠乏患者における出血傾向の抑制を効能・効果とする新有効成分含有医薬品
バイオ	H26,3,24	138	フィルグラスチムBS注75㎏シリンジ「サンド」 同 注150㎏シリンジ「サン ド」 同 注300㎏シリンジ「サン ド」 (サンド(株)	承承承	되는 기사		造血幹細胞の末梢血中への動員、造血幹細胞移植時の好中球数の増加促進、がん化学療法による好中球減少症、とト免疫不全ウイルス(HIV)感染症の治療に支障を来す好中球減少症、骨髄異形成症候群に伴う好中球減少症、再生不良性貧血に伴う好中球減少症及び先天性・特発性好中球減少症を効能・効果とするバイオ後続品

# 5. 平成25年度承認品目一覧(新医療機器)

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 名 (会 社 名)	承認•一変別	類別 一般的名称	備考
第1	2013/5/21 総期間 193日 行政側 77日	一(今回の変更について) 臨床試験成績なし	1	バルベルト 緑内障 インブラント (エイエムオー・ジャパン株式会社)	一変	医4 眼内ドレーン	既存療法に奏効しない難治性縁内障患者に対し眼圧 下降を目的に埋植する人工房水排出器具であり、房 水を前房又は毛様体扁平部から上強膜へ排出させて 眼圧を下降させる。毛様体扁平部挿入タイプの先端 部に使用する原材料を追加することを主な目的とし た一変申請。 (再審査期間中の一変)
第 1	2013/9/20 総期間 245日 行政側 161日	海外臨床試験成績	2	メドエル人工内耳EAS (MED-EL Elektro- Medizinische Ger äte GmbH)	承認	医4 人工内耳	補聴器では効果が十分得られない、低音域に残存聴力を有する高音急墜型聴力像を呈する感音舞聴を対象とし、低音域を音域を配う機能を対象とし、低音域を音域を観測数する。ことで音声等の情報を知覚させるための人工内耳号の表示が、電極及び刺激器)とインプラント(電極及び刺激器)とインプラントの電板が表でイクロフォンにより受信した音信号のうち、高音は既存の人工内耳と短りでは、低音域は音声として増幅が終いますといて増幅がある。オーディオプロセッサに力を強い表すといる。高音を知覚は音声として増幅があいます。これにより音を知覚させる。高音急墜型感音難聴患者に対する本品の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。
第1	2013/11/5 総期間 228日 行政側 74日	- (今回の変更について) 臨床試験成績なし	3	アルコン エクスプレス 緑内障 フィルトレーションデバイス (日本アルコン株式会社)	一変	医4 眼内ドレーン	強膜弁下に輪部から前房内へ穿刺留置することで、前房と眼外の間に房水流出路を作製し、眼圧の下降を目的とするステンレス製の緑内障濾過デバイスである。輸送中にEx-PRESSデリバリーシステム(以下EDS)ワイヤーからEx-PRESS本体が脱落しにくい改良型EDSに変更することを主な目的とした一変申請。 (再審査期間中の一変)
第1	2013/12/20 総期間 255日 行政側 81日	一 臨床評価報告書	4	HOYAシーティーアール (HOYA株式会社)	承認	医4 眼科用嚢内リング	日内障手術に際しチン小帯の脆弱、断裂のため白内障手術完遂に危険を伴い手術困難が予想される場合に、水晶体嚢に挿入し亜脱臼した水晶体嚢に挿入し亜脱臼した水晶体嚢に神のではは一伸はすことで循中の水晶体嚢を安定化させるために使用する青色ポリメチルメタクリレート製のC形状オーブンリングである。リング形状には単円形及び複円形があり、複円形には強度形成の影響者である。 機着ボックを1個反は2個有するタイプがある。 縫着ボックは水晶体嚢の前に縫合糸で固定するための縫着ボックは水晶体嚢の前と終合糸は強膜に結びつける。適応及び怖式が確立された海外類似品の国内外における長年の使用を減から、本品においても同様の有効性及び安全性が得られることを確認するために臨床評価報告書が提出された。《優先審査》
第1	2014/03/28 総期間 583日 行政側 237日	1993/11/12 臨床評価報告書	5	アーメド緑内障バルブ (ジャバンフォーカス株式会社)	承認	医4 眼内ドレーン	既存療法に奏効しない難治性緑内障患者に対し眼圧 下降を目的に埋植する人工房水排出器具であり、眼 内から房水を排出し、眼圧を低下させる。シリコー ン製のプレート・チューブとボリブロピレン製のバ ルブシステムから成り、前房挿入タイプのみを構成 品に含む。先発品「バルベルト 緑内障 インブラン ト」(承認番号: 22300BZX00370000)との 主な差分はサイズが小さいこと及びバルブシステム を有することである。安全性及び眼圧下降に対する 有効性を検証するために、海外臨床試験成績及び本 品の使用成績に関する文献調査結果をまとめた臨床 評価報告書が提出された。
	2013/5/1 総期間 418日 行政側 116日	2012/11/7 海外及び国内臨床試験成績	6	SMART CONTROLステント(ジョンソン・エンド・ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社)	承認	F	既承認品である「腸骨動脈用スマートステント(承認番号:21700BZY00247000)」と同一製品であり、既承認品の適応範囲である陽骨動脈への治療に加え、浅大腿動脈領域における狭窄もしくは内閣塞した血管に対する、ベイルアウト(インターベンション治療不成功に伴う急性もしくは切迫力会会験原に用いることができるニッケルチタニウム合金連の自己拡張型ステントとステントを病変部に送達シの自己拡張型ステントとステントを病変部に送達システムである。ベイルアウト治療に対する本品の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。  (先発品が再審査期間中)
第3の1	2013/5/1 総期間 418日 行政側 116日	2012/11/7 海外及び国内臨床試験成績	7	SMARTステント (ジョンソン・エンド・ジョンソン 株式会社)	承認	器7 血管用ステント	浅大腿動脈領域における狭窄もしくは閉塞した血管に対する、ベイルアウト(インターベンション治療不成功に伴う急性もしくは切迫閉塞)治療に用いることができるニッケルチタニウム合金製の自己拡張型ステントとステントを病変部に送達させるデリバリーシステムから構成されるステントシステムである。ベイルアウト治療に対する本品の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。(先発品が再審査期間中)

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 名 (会 社 名)	承認• 一変別	類別 一般的名称	備考
第3の1	2013/6/26 総期間 425日 行政側 329日	2012/2/17 海外及び国内臨床試験成績	8	リゾリュートインテグリティ SV コロナリーステントシステム (日本メドトロニック株式会社)	承認	器7 冠動脈ステント	経皮的冠動脈ステント留置術を実施する際に、血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントと、病変部に送させるだめに使用するデリバリーカテーテルから構成されるステントシステムである。ステントには、ステント内再狭窄の原因と考えられる新生内膜増殖を局所的に抑制する目的で、細胞増殖抑制作用を有するゾタロリムスがコーティングされている。本品の有少投び安全性を評価するために臨床試験が行われた。(先発品が再審査期間中)
第3の1	2013/6/19 2013/6/19 総期間 182日 行政側 156日	- (今回の変更について) 臨床試験成績なし	9	プロマス エレメント プラス ステントシステム デントシステム (ポストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社)	一变	器7 冠動脈ステント	経皮的冠動脈ステント留置術を実施する際に、血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントと、病変部に送達させるために使用するデリバリーカテーテルから構成されるステントシステムである。ステントには、ステント内再狭窄の原因と考えられる新生内膜増殖を局所的に抑制する目的で、免疫抑制作用を有するエベロリムスがコーティングされている。エベロリムスの薬剤放出速度の規格値を変更する一変申請。(再審査期間中の一変)
第3の1	2013/7/23 総期間 400日 行政側 250日	— 国内臨床試験成績	10	SeQuent Please ドラッグ イルーティング バルーンカテーテル (二プロ株式会社)	承認	器51 冠血管向けバルー ン拡張式血管形成 術用カテーテル	記動脈ステント内再狭窄病変の血行再建術時に、再 狭窄を抑制するために使用する本邦初のバルーン表 面にパクリタキセルが塗布された冠血管向けバルー ン拡張式血管形成術用カテーテルである。 冠動脈ス テント内再狭窄に対する本品の有効性及び安全性を 確認するために臨床試験が行われた。
第3の1	2013/12/25 総期間 187日 行政側 144日	— 国内臨床試験成績	11	ミサゴ(テルモ株式会社)	一变	器7 血管用ステント	浅大腿動脈領域における症候性の動脈疾患に対する、ベイルアウト(経皮的血管形成術の不成功に伴う急性もしくは切迫閉塞)治療に用いるニッケルーチタン合金製の自己拡張型ステントとステントを病変部位に送達させるデリバリーシステムから構成されるステントシステムである。既承認のステントラステムである。既承認のステントラステムである。既承認のステントラステムである。既承認のステント長サイズ(120mm、150mm)を追加することを目的とした一変申請。追加ステント長サイズの有效性及び安全性を確認するために国内臨床試験が実施された。(再審査期間中の一変)
第3の2	2013/4/12 総期間 848日 行政側 356日	2002/12/16 海外臨床試験成績	12	ディーシー ピーズ (エーザイ株式会社)	承認	器51 中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	架橋構造を持つポリビニルアルコール高分子からなる親水性のマイクロスフィア(球状微粒子)であり、肝細胞癌患者に対する肝動脈塞栓療法に使用される。切除不能な肝細胞癌患者に対する本品を使用した肝動脈化学塞栓療法の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。
第3の2	2013/5/1 総期間 254日 行政側 203日	・再灌流カテーテル タイプ2b、タイプ3b: 2011/11/23 ・セパレーター Flex (ナイチノール) タイプ1 ~4:2010/5/21 タイプ2b:2011/11/23 臨床試験成績なし	13	Penumbraシステム (株式会社メディコスヒラタ)	一变	器51 中心循環系塞柱除 去用カテーテル	「Penumbraアスピレーションボンブ(承認番号: 22300BZX00268000)」と併用し、急性期脳梗塞の患者の血栓を吸引除去する中心循環系整栓除去用カテーテルである。ナイチノールタイプのセパレーターの追加、再還流カテーテルのタイプ及び吸引チューブのサイズを追加する一変申請。(再審査期間中の一変)
第3の2	2013/6/21 総期間 478日 行政側 287日	<ul> <li>多血性腫瘍及び動静脈奇形: 2000/4/26</li> <li>子宮筋腫: 2002/11/22</li> <li>海外及び国内臨床試験成績</li> </ul>	14	エンボスフィア (日本化薬株式会社)	承認	器51 中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	アクリル系共重合体にブタ由来ゼラチンを含浸及び コーティングした親水性、非吸収性で生体適合性を 有した球状粒子の動脈塞栓療法に用いる血管塞栓用 ビーズである。多血性腫瘍及び動静脈奇形患者にお ける本品の有効性と安全性を確認するために臨床試 験が実施された。
第3の2	2013/6/21 総期間 357日 行政側 189日	2006/11/7 国内臨床試験成績	15	ヘパスフィア (日本化薬株式会社)	承認	器51 中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	ビニルアルコール・アクリル酸ナトリウム共重合体からなる血管内塞栓材であり、生体適合性、親水性、生体非吸収性、膨潤性、圧縮性及び変形性を有した球状粒子の動脈塞栓療法に用いる血管塞栓用ビーズである。多血性腫瘍及び動静脈奇形患者における本品の有効性と安全性を確認するために臨床試験が実施された。
第3の2	2013/6/21 総期間 455日 行政側 264日	— 海外及び国内臨床試験成績	16	サピエンXT (エドワーズライフサイエンス株式 会社)	承認	器7 経カテーテルウシ 心のう膜弁	自己大動脈弁弁尖の硬化変性に起因する症候性重度 大動脈弁狭窄症を有し、かつ外科的手術を施行する ことができず、本品による治療が最善であると判断 された患者に対して、経カテーテル的に弁留置を行 う人工心臓弁 (バルーン拡張型ウシ心のう膜弁)シ ステムである。本品の有効性と安全性並びに手技の 実施可能性を確認するために臨床試験が実施され た。
第3の2	2013/7/2 総期間 48日 行政側 27日	- 臨床試験成績なし	17	ニューロフォーム ステント (日本ストライカー株式会社)	一変	器51 中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	ワイドネック型脳動脈瘤に対するコイル塞栓術に、 コイル脱落を防ぐ目的で用いられる頭蓋内動脈ステント(脳動脈瘤治療用)である。製造所の追加。 (再審査期間中の一変)

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 (会 社		承認• 一変別	類別 一般的名称	備考
第3の2	2013/7/5 総期間 371日 行政側 259日	臨床評価報告書	18	コッドマン エンタ RD (ションソン・エン 株式会社)		V 一変 ン	器51 中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	コイル塞栓術時のコイル塊の親動脈への突出・逸脱を防ぐために使用される中心循環系血管内塞栓促進用補綴材である。臨床現場の大半において使用されているジェイリング法の追加、及びデリバリーワイヤー先端部に位置するディスタルマーカーのないnotipタイプの追加を目的とした一変申請。本品を用いたジェイリング法の有効性及び安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。 (再審査期間中の一変)
第3の2	2013/7/5 総期間 72日 行政側 51日	ー 臨床試験成績なし	19	ディーシー ビーフ (エーザイ株式会社		一変	器51 中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	架橋構造を持つボリビニルアルコール高分子からなる親水性のマイクロスフィア(球状微粒子)であり、肝細胞癌患者に対する肝動脈塞栓療法に使用される。製造所の追加。 (再審査期間中の一変)
第3の2	2013/11/22 総期間 434日 行政側 145日	2005/8/3 国内臨床試験成績	20	ウィングスパン ス (日本ストライカー		承認	器7 脳動脈ステント	頭蓋内動脈狭窄症に対するバルーン拡張式血管形成 術用力テーテルを用いた経皮的血管形成術時の治療 の不成功に伴う血管解離、急性若しくは切迫閉塞等 に対する治療、並びに他に有効な治療法がないと判 断される再治療に使用する自己拡張型の脳動脈ステ ントである。薬物治療に抵抗性を示す、頭蓋内動脈 狭窄に起因する一過性脳虚血発作又は脳卒中患者を 対象に、本邦の医療環境下における安全性及び性能 を評価するために、国内臨床試験が実施された。 《優先審查》
第3の2	2013/12/20. 総期間 424日 行政側 294日	2012/3/2 海外臨床試験成績	21	Solitaire 去デバイス (コヴィディエンジ 社)		除 承認	器51 中心循環系塞栓除 去用カテーテル	急性期虚血性脳梗塞においてt-PAの経静脈投与が適応外、又はt-PAの経静脈投与により血流再開が 得られなかった患者を対象に、血栓を除去し血流を 再開することを目的に用いる、マルチセルリトリー バーである。既承認医療機器と本品の安全性及び有 効性が実質的に同等であることを検証するために臨 床試験が実施された。
第3の2	2014/03/28 総期間 456日 行政側 175日	Type I 2012/8/3、Type II 2012/10/31 海外臨床試験成績	22	トレポ ブロ クロ バー(日本ストライ		)	器51 中心循環系塞栓除 去用カテーテル	急性期脳梗塞(原則として発症後8時間以内)において、組織プラスミノーゲンアクチベーター(t-PA)の経静脈投与が適応外、またはt-PAの経静脈投与により血流再開が得られなかった患者を対象とし、脳血管内の血栓を除去することにより、血流の再開通を図る目的で使用する、中心循環系塞栓除法用カテーテルである。本品の有効性及び安全性が既承認医療機器「Merciリトリーバー」(承認番号:22200BZX00596000)と実質的に同等であることを確認するために臨床試験が実施された。
第4	2013/4/12 総期間 308日 行政側 212日	2009/3/27 臨床評価報告書	23	アクティバ RC (日本メドトロニック	ク株式会社)	一変	器12 振せん用脳電気刺 激装置	脳深部(視床、視床下核又は淡着球内節)に電気刺激を与えることで各種運動障害症状の改善を目的とする脳深部刺激療法に使用する充電式の植込み型電気刺激装置である。薬物治療で十分な治療効果が得られないパーキンソン病及びシストニアによる運動障害を適応に追加することを目的とする一変申請。パーキンソン病及びシストニアに対する本品の行中キン以及び安全性を確認するために、海外臨床試験成績及び公表論文等の文献をまとめた臨床評価報告書が提出された。
第4	2013/6/7 総期間 557日 行政側 161日	臨床評価報告書	24	テンドリルMR I (セント・ジュード 式会社)	・メディカル杉	承認	器7 植込み型除細動器・ペースメーカ リード	植込み型心臓ベースメーカ等と共に使用し、心筋に 長時間連続して刺激を与え、心臓のリズムを補正す る事を目的とした、植込み型除細動器・ベースメー カリードであり、特定の条件下でMRIの撮像が可能 となる。MRIの安全性を確認するために、海外にお ける本品の臨床試験成績をまとめた臨床評価報告書 が提出された。 (先発品が再審査期間中)
第4 第4	2013/6/7 総期間 557日 行政側 161日	臨床評価報告書	25	アクセントMR I (セント・ジュード 式会社)		承認	器7 植込み型心臓ベー スメーカ	心筋に長時間連続して電気刺激を与え、心臓のリズムを補正する事を目的として機能する植込み型心臓ベースメーカであり、特定の条件下でMRIの撮像が可能となる。MRIの安全性を確認するために、海外における本品の臨床試験成績をまとめた臨床評価報告書が提出された。 (先発品が再審査期間中)
第4	2013/6/7 総期間 557日 行政側 161日	— 臨床評価報告書	26	アクセントMR I (セント・ジュード 式会社)		承認	器7 植込み型心臓ペー スメーカ	心筋に長時間連続して電気刺激を与え、心臓のリズムを補正する事を目的として機能する植込み型心臓ベースメーカであり、特定の条件下でMRIの撮像が可能となる。MRIの安全性を確認するために、海外における本品の臨床試験成績をまとめた臨床評価報告書が提出された。(先発品が再審査期間中)

分野   承認日   米国での許認可取得年月日   添外・国内臨床試験成績の別   M.	
総期間 74日 行政側 73日     臨床試験成績なし     (セント・ジュード・メディカル株 式会社)     植込み型心臓ペー スメーカ     22500BZX00242000 申請。 (先発品が再審査期間中)       第4     2013/6/7 総期間 74日 行政側 73日     電床試験成績なし     29     デンドリルMR I J (セント・ジュード・メディカル株 式会社)     承認     器7 植込み型 除 細動器・ペースメーカ リード     「デンドリルMRI」(承認 経・ペースメーカ リード     (大発品が再審査期間中)       第4     2013/6/24 総期間 222日 行政側 211日     一 協床評価報告書     30     ソリア JT (バイオトロニックジャパン株式会社)     承認     器7 心内膜植込み型 ペースメーカリー に適合する場合にのみ限定 る機器である。本品は、M る機器である。本品は、M	
総期間 74日 行政側 73日臨床試験成績なし(セント・ジュード・メディカル株 式会社)植込み型除細動器・ペースメーカリード22500BZX00240000 電影・ペースメーカリード第42013/6/24 総期間 222日 行政側 211日一第30 (パイオトロニックジャパン株式会社)第7 心内膜植込み型に で、一スメーカリード種込み型に臓ベースメーカリーを 値込み型ベースメーカリーに で、一スメーカリーと の機器である。本品は、M を機器である。本品は、M を機器である。本品は、M	
総期間 222日 行政側 211日臨床評価報告書(バイオトロニックジャパン株式会 社)心内膜植込み型ペースメーカリー ペースメーカリー ド値込み型ペースメーカリー に適合する場合にのみ限定 る機器である。本品は、M	
における安全性を確認する 提出された。 (先発品が再審査期間中)	ドであり、撮像可能条件的にMRI検査が可能とな RIに対応するペースメーされた。本品のMRI検査
第4 2013/6/28	循環法によっても継続し かつ、心臓移を植以外に植ま がの、心臓移を がして、心臓移能 を がして、心臓移能 と かがと が が が が が が が が が が が が が が が が が
第4 2013/7/2 総期間 449日 行政側 276日	可能条件に適合する場合可能となる機器である。
第4 2013/7/2 機期間 449日 行政側 276日 協床評価報告書 33 リノックス スマート ProS が可能となる機器である。 社) 第2 日本 (パイオトロニックジャパン株式会社) 第3 日本 (パイオトロニックジャパン株式会社) 第5 ペースメーカ リード (先発品が再審査期間中)	にのみ限定的にMRI検査 MRI検査における安全性
第4 2013/7/2   一	にのみ限定的にMRI検査 MRI検査における安全性
第4 2013/7/2 総期間 449日 行政側 276日 協床評価報告書 35 リノックス スマート Pro S 承認 器7 権込み型除細動器・ペース 像可能条件に適合する場合 器・ペースメーカ が可能となる機器である。 社) リード 場所の 276日 株式 (パイオトロニックジャパン株式会社) リード 横浜 では、大発品が再審査期間中)	にのみ限定的にMRI検査 MRI検査における安全性
第4 2013/7/2 総期間 364日 行政側 239日 信原本評価報告書 36 ルマックス 740 CRT-D 保証 器7 保証 器7 保証 器7 保証 機能付値込み型両心室ペーシングパルス ター では	ジェネレータであり、撮 にのみ限定的にMRI検査 MRI検査における安全性
第4 2013/7/2 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	にのみ限定的にMRI検査 MRI検査における安全性

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.		売 社	名 (名 )	承認•	類別 一般的名称	備考
第4	2013/7/2 総期間 197日 行政側 177日	臨床評価報告書	38	イレスト 7 (パイオトロニッ 社)	I CD	Pro	承認	器12 自動植込み型除細 動器	心室頻拍又は心室細動の治療を目的とする自動植込み型除細動器である。既承認品である「ルマックス740 ICD」(承認番号: 22400BZX00162000)をベースに開発され、製品の小型化、右心房自動閘値モニタリング機能の追加、及び特定条件下におけるMRI検査対応が主な改良点である。本品のMRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(佐発品が再審査期間中)
第4	2013/7/2 総期間 189日 行政側 171日	— 臨床評価報告書	39	イレスト 7 ( (パイオトロニッ 社)			承認	器7 除細動機能付植込 み型両心室ペーシ ングパルスジェネ レータ	心室頻拍等の治療を目的とする除細動機能付植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータである。既承認品である「ルマックス 740 CRT-D」(承認番号:22400BZX00161000)をベースに開発され、製品の小型化、右心房自動間値モニタリング機能の追加、及び特定条件下におけるMR検査対応が主な改良点である。本品のMRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(先発品が再審査期間中)
第4	2013/7/2 総期間 189日 行政側 171日	— 臨床評価報告書	40	イレスト 7   Pro (バイオトロニッ 社)			承認	動器	心室頻拍又は心室細動の治療を目的とする自動植込み型除細動器である。既承認品である「ルマックス740 ICD」(承認番号: 22400BZX00162000)をベースに開発され、製品の小型化、右心房自動閾値モニタリング機能の追加、特定条件下におけるMRI検査対応、及びDF4コネクタボートの装備が主な改良点である。本品のMRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(先発品が再審査期間中)
第4	2013/7/2 総期間 189日 行政側 171日	臨床評価報告書	41	リノックス スマ F4 SD (パイオトロニッ 社)			承認	器7 植込み型除細動器・ペースメーカ リード	植込み型除細動器・ペースメーカリードである。自 社既承認品「リノックス スマート SD」(承認番号:22200BZX00751000)をベースに開発され、DF4コネクタへの変更、及び特定条件下におけるMN検査対応が主な変更点である。本品のMR検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。 (先発品が再審査期間中)
第4	2013/7/2 総期間 81日 行政側 79日	ー 臨床試験成績なし	42	ブロテゴ Pro (バイオトロニッ 社)			承認		植込み型除細動器・ペースメーカリードであり、摄像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。「リノックス スマートPro DF4 SD」に対する販売名追加申請。(先発品が再審査期間中)
第4	2013/7/18 総期間 211日 行政側 137日	- 臨床試験成績なし	43	DuraHear 臓システム (テルモ株式会社		<b>小補助人工心</b>	一变	心臓システム	心臓移植適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助循環法によっても継続した代償予全に陥っており、かつ、心臓移植以外には救命が困難とと考え使用される、植込み型補助人工心臓を重要といる。承認後に、国内外で通常の回転に駆動できなくなった事例が複数例発生した。精査した結果、ポンプはのコインのアインが断線していたことが確認されたため、経皮ケーブル断線の不具合対策として、経皮ケーブル断線の不具合対策として、経皮ケーブルののアインが断線していたことが確認されたため、経皮ケーブル断線の不具合対策として、経皮ケーブルのストレインリリーフを延長する一変申請。(再審査期間中の一変)《希少疾病用医療機器》
第4	2013/7/23 総期間 287日 行政側 177日	2009/8/17 海外臨床試験成績	44	着用型自動除細 st (ZOLL Li rporatio	i fe		承認	器12 着用型自動除細動 器	本機器を着用中の患者の心電図を連続してモニタリング及び解析し、除細動すべき心室頻拍及び心室細動を検出した場合に、除細動のための電気ショックを自動で与える本邦初の着用型の除細動器である。除細動が必要な不整脈に対する除細動の成功率及び不整脈の誤検出による不適切な電気ショックのリスク整脈でするために臨床試験が行われた。《優先審査》
第4	2013/8/7 総期間 156日 行政側 147日	ー 臨床試験成績なし	45	植込み型補助人コ RT (株式会社サンタ 所)			一変	器7 植込み型補助人工 心臓システム	心臓移植適応の重症心不全患者に対して、心臓移植までの循環改善に用いられる植込み型補助人工心臓である。臨床試験の継続症例及び製造販売後調査において脳梗塞が多発したため、リスク低減措置としてWedge thrombusの形成抑制を期待してカニューレの変更(表面加工の変更及び形状の変更)を行うことを目的とした一変申請。(再審査期間中の一変)《希少疾病用医療機器》

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 (会 社	名 (名 )	承認•	類別 一般的名称	備考
第4	2013/8/7 総期間 131日 行政側 113日	2011/1/26 臨床評価報告書	46	アクティバ SC (日本メドトロニック		一変	器12	脳深部(視床、視床下核又は淡蒼球内節)に電気刺激を与えることで各種運動障害症状の改善を目的とした脳深部刺激療法に使用する植込み型電気刺激装置である。本機器は薬剤で十分に効果が得られないパーキンソン病や本酸性振戦手に伴う振戦症状の軽減を目的として認されており、今回は薬物治療で十分な治療効果が得られないパーキンソン病及びジストニアによる運動障害を適応に追加することを目的とする一変申請。パーキンソン病及びジストニアに対する本品の有効性及び安全性を確認するために、海外臨床試験成績及び公表論文等の文献をまとめた臨床評価報告書が提出された。(先発品が再審査期間中)
第4	2013/8/27 総期間 419日 行政側 192日	— 臨床評価報告書	47	エヴィア HF-T (バイオトロニックジ 社)		承認	いる刑両小安へー	徐脈の治療を目的とする除細動機能なし植込み型両心室ベーシングパルスジェネレータであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。 (先発品が再審査期間中)
第4	2013/9/6 総期間 205日 行政側 51日	2010/10/12 臨床試験成績なし	48	サーモガードシステム (ZOLL Circu n)		一変	器12 中心静脈留置型経 皮的体温調節装置 システム	体温管理が必要な患者に対し、灌流液(生理食塩水)が循環するバルーンを備えた中心静脈カテーテルを介し血管内で血液との熱交換を行うことにより、体温調節を行う体温調節補助装置である。灌流式バルーン付中心静脈カテーテルのコーティング剤の原材料変更を目的とした一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/6 総期間 162日 行政側 151日	- 臨床試験成績なし	49	エヴィアーTシリーズ (パイオトロニックジ 社)		一変	器7 植込み型心臓ペー スメーカ	心臓内に留置する電極と接続して使用する植込み型心臓ベースメーカであり、振像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。(再審査期間中の一変)
第4	2013/9/6 総期間 162日 行政側 151日	ー 臨床試験成績なし	50	エヴィアシリーズ P (バイオトロニックジ 社)		一変	器7 植込み型心臓ペー スメーカ	心臓内に留置する電極と接続して使用する植込み型 心臓ベースメーカであり、振像可能条件に適合する 場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器であ る。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/6 総期間 162日 行政側 151日	臨床試験成績なし	51	ソリア T (バイオトロニックジ 社)	ヤパン株式会	一变	器7 心内膜植込み型 ペースメーカリード	植込み型心臓ベースメーカに接続して用いる心内膜植込み型ベースメーカリードであり、振像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。(再審査期間中の一変)
第4	2013/9/6 総期間 162日 行政側 151日	- 臨床試験戌績なし	52	ソリア S (バイオトロニックジ 社)	ヤパン株式会	一変	器7 心内膜植込み型 ペースメーカリード	植込み型心臓ベースメーカに接続して用いる心内膜 植込み型ベースメーカリードであり、撮像可能条件 に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能とな る機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/17 総期間 116日 行政側 59日	2012/8/24 臨床試験成績なし	53	アクティバ RC (日本メドトロニック	株式会社)	一変	器12 振せん用脳電気刺 激装置	脳深部(視床、視床下核又は淡着球内節)に電気刺激を与えることで各種運動障害症状の改善を目的とした脳深部刺激療法に使用する充電式の植込み型電気刺激装置である。シールドケースにコーティングが施されないタイプの刺激装置を追加するための一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	行政側 61日	ー 臨床試験成績なし	54	(バイオトロニックジ 社)	ヤパン株式会	一変	器・ペースメーカ リード	植込み型除細動器・ベースメーカリードであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	行政側 61日	ー 臨床試験成績なし		リノックス スマート (パイオトロニックジ 社)	ヤパン株式会	一変	器・ペースメーカ リード	植込み型除細動器・ペースメーカリードであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 71日 行政側 61日	- 臨床試験戌績なし	56	リノックス スマート D (バイオトロニックジ 社)		一変	器7 植込み型除細動器・ペースメーカリード	植込み型除細動器・ペースメーカリードであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.		· 名 · 名	)	承認•一変別	類別 一般的名称	備考
第4	2013/9/18 総期間 71日 行政側 61日	臨床試験成績なし	57	リノックス スマ DX (バイオトロニッ 社)	- F F	ro S	一変	器7 植込み型除細動	植込み型除細動器・ペースメーカリードであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申講。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 70日 行政側 66日	- 臨床試験成績なし	58	イレスト 7 C (バイオトロニッ 社)			一変	み刑両心容ペーシ	心室頻拍等の治療を目的とする除細動機能付植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータ(CRT-D)であり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的ICMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。(再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 70日 行政側 60日	ー 臨床試験成績なし	59	リノックス スマ F4 SD (バイオトロニッ 社)			一変	器7 植込み型除細動器・ペースメーカリード	植込み型除細動器・ペースメーカリードであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申講。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 70日 行政側 60日	- 臨床試験成績なし	60	プロテゴ Pro (パイオトロニッ 社)		(1) 株式会	一変	器7 植込み型除細動器・ペースメーカリード	植込み型除細動器・ベースメーカリードであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 70日 行政側 66日	一臨床試験成績なし	61	イレスト 7 Iro (バイオトロニッ 社)			一変	器12 自動植込み型除細 動器	心室頻拍又は心室細動の治療を目的とする自動植込み型除細動器(ICD)であり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。(再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 70日 行政側 66日	ー 臨床試験成績なし	62	イレスト 7 I (バイオトロニッ 社)	CD F クジャ/	Pro パン株式会	一変	器12 自動植込み型除細 動器	心室頻拍又は心室細動の治療を目的とする自動植込み型除細動器(ICD)であり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/9/18 総期間 20日 行政側 20日	2012/8/24 臨床試験成績なし	63	アクティバ SC (日本メドトロニ		(会社)	一変	激装置	脳深部(視床、視床下核又は淡蒼球内節)に電気刺激を与えることで各種運動障害症状の改善を目的とした脳深部刺激療法に使用する値込み型電気刺激装置である。シールドケースにコーティングが施されないタイプの刺激装置を追加するための一変申請。(再審査期間中の一変)
第4	2013/9/20 総期間 266日 行政側 95日	— 国内臨床試験成績	64	PDレーザ BT (パナソニックへ 社)	ルスケア	7株式会	承認	PDT半導体レー ザ	光線力学的治療に用いるレーザ照射装置である。腫瘍摘出術を行う原発性悪性脳腫瘍を対象疾患とし、腫瘍親和性光感受性物質として「注射用レザフィリンR100mg」(承認番号: 21500AMZ0050900)を併用する。本品及び併用医薬品を用いた光線力学的治療の原発性悪性脳腫瘍に対する有効性及び安全性を確認するために臨床試験が行われた。 《希少疾病用医療機器》
第4	2013/9/30 総期間 536日 行政側 389日	海外臨床試験成績	65	Libra Si ニューロスティミ (セント・ジュー 式会社)	ュレータ	7	承認	器12 振せん用脳電気刺 激装置	薬物治療により十分な効果が得られない本態性振 戦、パーキンソン病の諸症状又はシストニアを有す る患者に適用される総深部刺激装置であり、本態性 振戦、パーキンソン病に伴う運動障害及びシストニ ア症状の緩和を図ることを目的に使用される。パー キンソン病及びシストニアに対する本品の有効性及 び安全性を評価するために臨床試験が行われた。 (先発品が再審査期間中)
第4	2013/9/30 総期間 536日 行政側 385日	海外臨床試験成績	66	Brio Dua スティミュレータ (セント・ジュー 式会社)			承認	激装置	薬物治療により十分な効果が得られない本態性振戦、パーキンソン病の諸症状又はジストニアを有する患者に適用される脳深部刺激装置であり、本態性振戦、パーキンソン病に伴う運動障害及びジストニア症状の緩和を図ることを目的に使用される。値込み型刺激装置本体は充電式である。パーキンソン病及びジストニアに対する本品の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。( 先発品が再審査期間中)

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 会 社	名 名 )	承認• 一変別	類別 一般的名称	備考
第4	2013/10/30 総期間 48日 行政側 42日	- 臨床試験成績なし	67	エヴィア HF-T (バイオトロニックジ 社)	Pro	一変	器7 除細動機能なし植 込み型両小室ペー	心不全症状を改善するために用いられる除細動機能なし植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータであり、撮像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。(再審査期間中の一変)
第4	2013/10/30 総期間 124日 行政側 112日	- 臨床試験成績なし	68	ソリア JT (バイオトロニックジ 社)	ャパン株式会	一変	器7 心内膜植込み型 ペースメーカリー ド	植込み型心臓ベースメーカに接続して用いる心内膜 植込み型ベースメーカリードであり、撮像可能条件 に適合する場合にのみ限定的にMRI検査が可能とな る機器である。MRI適合条件を変更する一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2013/11/22 総期間 1390日 行政側 301日	一海外及び国内臨床試験成績	69	Jarvik2000 人工心臓システム (センチュリーメディ 社)		承認	心臓システム	心臓移植適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助循環法によっても継続した代償不全に陥っており、かつ、心臓移植以外には救命が困難と考えられる症例に対して、心臓移植までの循環改善に使用される軸流型の植込み型補助人工心臓システムである。本品の有効性、安全性を確認するため、米国において臨床試験が行われ、米国と医療環境が異なる日本における有効性、安全性を確認するために国内臨床試験が行われた。
第4	2013/11/29 総期間 410日 行政側 74日	— 臨床評価報告書	70	インジェニオ MRI (ポストン・サイエン ジャパン株式会社)	ティフィック	承認		心臓内に留置する電極と接続して使用する植込み型 心臓ベースメーカであり、撮像可能条件に適合する 場合にのみ限定的にMR接査が可能となる機器であ る。本品のMRI接査における安全性を確認するため に臨床評価報告書が提出された。 (先発品が再審査期間中)
第4	2013/11/29 総期間 99日 行政側 60日	- (今回の変更について) 臨床評価報告書	71	ファインライン II (ポストン・サイエン ジャパン株式会社)		一変	器7 心内膜植込み型 ペースメーカリード	植込み型心臓ベースメーカと共に使用し、心筋に長時間連続して刺激を与え、心臓のリズムを補正することを目的として使用する心内膜植込み型ペースメーカリードである。条件付きでM内対応とするための一変申請。本品のMRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(再審査期間中の一変)
第4	2013/11/29 総期間 99日 行政側 60日	- (今回の変更について) 臨床評価報告書	72	ファインライン II (ポストン・サイエン ジャパン株式会社)		变	器7 心内膜植込み型 ペースメーカリー ド	植込み型心臓ペースメーカと共に使用し、心筋に長時間連続して刺激を与え、心臓のリズムを補正することを目的として使用する心内膜植込み型ペースメーカリードである。条件付きでMRI対応とするための一変申請。本品のMRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(再審査期間中の一変)
第4	2013/11/29 総期間 99日 行政側 60日	- (今回の変更について) 臨床評価報告書	73	ファインライン II (ポストン・サイエン ジャパン株式会社)		一変	ペースメーカリード	植込み型心臓ベースメーカと共に使用し、心筋に長時間連続して刺激を与え、心臓のリズムを補正することを目的として使用する心内膜植込み型ペースメーカリードである。条件付きでM円対応とするための一変申請。本品のM円検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(再審査期間中の一変)
第4	2013/11/29 総期間 99日 行政側 60日	- (今回の変更について) 臨床評価報告書	74	ファインライン IEZ (ポストン・サイエン ジャパン株式会社)		一変	ペースメーカリー ド	植込み型心臓ベースメーカと共に使用し、心筋に長時間連続して刺激を与え、心臓のリズムを補正することを目的として使用する心内膜植込み型ペースメーカリードである。条件付きでMR対応とするための一変申請。本品のMRI検査における安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。(再審査期間中の一変)
第4	2014/02/19 総期間 300日 行政側 185日	2010/12/17 海外臨床試験成績	75	Freezor MA レーションカテーテル (日本メドトロニック		承認	け循環器用カテーテル	「Arctic Front Advance冷凍アプレーションカテーテル」(同時申請)と併用することで、発作性心房細動を心内膜側から補完的に治療することで、発作性心房細動を心内膜側から補完的に治療するために用いる、サイズの長い柔軟型可動型カテーテルである。肺静脈の電気的隔離を補完的に行うギャップ冷凍アプレーション、下が静脈及び三尖弁における線状の冷凍アプレーション、下大静脈及び三尖弁における線状の冷凍アプレーションに用いる。薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動患者に適用した際の有効性及び安全性を検証するために臨床試験が行われた。(優先審査)

/\ m\	3-30	米国での許認可取得年月日		販 売 名	承認•	類別	/## =##
分野第4	承認日 2014/02/19	海外・国内臨床試験成績の別 2010/12/10	No.	販売名 (会社名) メドトロニック CryoCons	一変別	一般的名称	備 考 不整脈の治療に使用する、メドトロニック社製冷凍
<i>5</i> 54	総期間 300日 行政側 166日	海外臨床試験成績	70	ストトロニック CTYOCONS ole (日本メドトロニック株式会社)	净、可以	1863 I 汎用冷凍手術ユニット	イを前のの場合に使用する、ストドローザーが表現が アプレーションカテーテル専用の冷凍手術装置である。薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房 細動患者に適用した際の有効性及び安全性を検証するために臨床試験が行われた。 (優先審査)
第4	2014/02/19 総期間 300日 行政側 204日	2012/4/12 海外臨床試験成績	77	Arctic Front Adv ance冷凍アブレーションカテー テル(日本メドトロニック株式会 社)	承認	器51 アブレーション向 け循環器用カテー テル	心臓組織の冷凍アプレーション手技に用いるバルーンカテーテルであり、薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動を治療する際に使用するものである。薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動患者に適用した際の有効性及び安全性を検証するために臨床試験が行われた。 《優先審査》
第4	2014/02/28 総期間 851日 行政側 685日	— 国内臨床試験成績	78	クーデックアイクール (大研医器株式会社)	承認	器12 体温調節装置シス テム	心停止後に低体温療法が必要な患者に対し、温度調節された生理食塩水等が循環するカフを咽頭及び食道部に接触させることにより、脳温を低下させることを目的として使用する装置である。本品を用いた咽頭冷却により脳温が早期に低下すること、患者の転帰が大きく悪化しないこと及びリスクが許容できるものであることを確認する目的で国内臨床試験が実施された。
第4	2014/02/28 総期間 77日 行政側 15日	2014/1/17 (今回の一変に 相当する承認日) 臨床試験成績なし		サーモガードシステム (ZOLL Circulatio n, Inc.)	一変	器12 中心静脈留置型経 皮的体温調節装置 システム	流式ハルーグ付きカテーテルを介し、 川管内で加液 との熱交換を行う機器である(ただし低体温療法を 除く。)。本申請は製造所の変更を行う一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2014/03/26 総期間 272日 行政側 183日	2001/2/1 臨床評価報告書	80	Nykanen RFワイヤ (日本ライフライン株式会社)	承認	器51 アブレーション向 け循環器用カテー テル	重症先天性心疾患の患者の心房中隔及び肺動脈膜様 閉鎖部の穿刺に用いる高周波ワイヤである。国内外 ともに臨床試験は行われておらず、海外文献に基づ く臨床評価報告書が提出された。 《優先審査》
第4	2014/03/26 総期間 91日 行政側 71日	2013/1/15 臨床試験成績なし	81	メドトロニック Advisa M RI (日本メドトロニック株式会社)	一変	器7 植込み型心臓ペー スメーカ	心臓内に留置する電極と接続して使用する植込み型 心臓ベースメーカであり、振像可能条件に適合する 場合にのみ限定的にMRI検査が可能となる機器であ る。検査に使用できるMRI装置の条件を変更するだ めの一変申請。 (再審査期間中の一変)
第4	2014/03/26 総期間 90日 行政側 68日	臨床評価報告書	82	プロテゴ Pro S (バイオトロニックジャパン株式会社)	承認	器7 植込み型除細動 ポースメーカ リード	心室性頻拍等の治療を目的に、ICD又はCRT-Dと 接続して使用される、先端がスクリュー形状で4極 コネクタ(DF4規格)を有する植込み型電極リード である。「プロテゴ Pro SD」(承認番号 22500BZX00295A01)の本体をベースに、撮 像可能条件に適合する場合にのみ限定的にMRI検査 が可能となる除細動電極が1個のリードとして開発 された。MRI検査における安全性を確認するために 臨床評価報告書が提出された。 (先発品が再審査期間中)
第5	2013/4/12 総期間 197日 行政側 97日	一(今回の適応の申請はな 臨床評価報告書	83	ヒストアクリル (ビー・ブラウンエースクラップ株 式会社)	承認	器51 血管内塞栓促進用 補綴材	胃静脈瘤に対する内視鏡的血管塞栓療法を行うために注入するn-ブチル-2-シアノアクリレートである。本品は既に国内外で内視鏡的血管塞栓材として使用されており、その現状を踏まえ、本品の有効性及び安全性を確認する目的で臨床評価報告書が提出された。 《優先審査》
第5	2013/6/21 総期間 396日 行政側 192日	国内臨床試験成績	84	磁気刺激装置 TMU-1100 (日本光電工業株式会社)	承認	器12 尿失禁治療用磁気 刺激装置	尿失禁を伴う過活動膀胱の症状の改善を目的とした 磁気刺激装置である。対象は尿失禁治療薬が奏効し なれ、あるいは尿失禁治療薬が使用できない成人女 性の過活動膀胱患者である。 椅子の形をした刺激 ニットの座面に埋め込まれた刺激コイルにパルス電 流が流れることにより、座面上部に磁気エネルギー が出力され、その変動磁場によって刺激ユニット自 腹掛けた患者の生体内に渦電流が発生し、主に骨盤 底領域の神経が刺激される。本品の有効性及び安全 性を評価するために尿失禁を伴う過活動膀胱の女性 患者を対象とした臨床試験が行われた。
第5	2013/7/5 総期間 43日 行政側 12日	ー 臨床試験成績なし	85	クリオシールCS-1 (旭化成メディカル株式会社)	一变	器7 血液成分分離用装置	貯血式自己血輸血のために採血した患者を対象とし、自己血漿由来の生体組織接着剤を滅菌閉鎖回路内で調製するために使用する。製造所の変更。 (再審査期間中の一変)

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 (会 社	名 名 )	承認•	類別 一般的名称	備考
第5	2013/9/20 総期間 386日 行政側 126日	2011/3/14 海外及び国内臨床試験成績	86	InterStim 経刺激システム (日本メドトロニック	仙骨神	承認	器12 植込み型排尿・排	保存的治療が無効又は適用できない便失禁を有する 患者に対し、仙骨神経に電気刺激を与えることで、 便失禁が改善することを目的として使用する、植込 み型神経刺激システムである。便失禁に対する治療 効果、及び試験刺激期、植込み期の安全性を確認す るために臨床試験が行われた。
第5	2014/02/19 総期間 72日 行政側 19日	ー 臨床試験成績なし	87	クリオシールディスポ ト(旭化成メディカル		一変	器7 血液成分分離キット	本品は、貯血式自己血輸血のために採血した患者を対象とし、自己血漿由来の生体組織接着剤を調製する際に、血液成分を滅菌状態で分離・採取するために使用する血液成分分離キットである。本申請は製造所の変更を行う医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請。(再審査期間中の一変)
第6の1	2013/9/20 総期間 756日 行政側 371日	2004/5/14 ステム等 2005/3/16 ベースブレート等 2006/7/20 ベースブレートロ ソグポスト等 臨床評価報告書	88	エクリス・リバース人 (TORNIER S.		承認	医4全人工肩関節	従来のアナトミカルな構造からなる人工肩関節を反転させ、関節窩コンボーネントを球状ヘッドに、上腕骨頭コンボーネントを凹型の半円形シェルとしたリバース型人工肩関節システムである。本邦に類似製品はないが、海外においては長年の使用実績により適応及び術式が確立されていることを勘案し、本品及び類似製品の様な有効性及び公表文献に基づき、類似製品同様な有効性及び安全性が得られることを確認するために臨床評価報告書が提出された。
第6の1	2013/10/30 総期間 1038日 行政側 666日	2005/12/19 臨床評価報告書	89	トラベキュラーメタル ショルダーシステム (ジンマー株式会社)	リバース	承認	医4全人工肩関節	解剖学的形状を反転させたリバース型人工肩関節システムのコンセプトをもつ、広範囲の腱板断裂など腱板機能が再建不能で、肩拳上困難な症例を対象に実施される全人工肩関節である。術中にベースブレートが適用できない場合には、緊急的にアナトミカル型の組み合わせで使用することが可能である。上腕骨ステム及びリバースベースブレートの骨接触部にはトラベキュラーメタルが配されている。本品及び類似製品との海外使用実績及び公表文献に基づき、有効性及び安全性が既承認品と同等であることを評価するための臨床評価報告書が提出された。(先発品が再審査期間中)
第6の2	2013/10/11 総期間 416日 行政側 112日	2013/2/20 海外臨床試験成績	90	ナトレル 410 ブ ブラント (アラガン・ジャバン		承認	医4 ゲル充填人工乳房	乳房再建術あるいは乳房増大術に使用され、適用部位に挿入することによって乳房の形状を修復又は形成するゲル充填入工乳房である。既承認品「ナトレルブレスト・インブラント(承認番号: 22400BZX00354000)」からの改良点として、インブラント形状が乳房の形状を再現したアナトミカル型に変更されており、ゲルの架橋度を上げることで硬くなっている。乳房再建術及び増大術に対する人工乳房としての性能及び有害事象を評価するために臨床試験が実施された。(先発品が再審査期間中)
再生医療	2013/7/30 総期間 75日 行政側 40日	- 臨床試験成績なし	91	ジェイス (株式会社ジャパン・ エンジニアリング)	ティッシュ・	一変	器7 ヒト自家移植組織	本品は重度熱傷患者由来の表皮細胞及び複数の生物 由来原材料を使用して製造される自家培養表皮であ る。当該申請は、本品の製造に使用するウシ血清の 製造元の追加と、培地調製法の変更を目的とした一 部変更承認申請である。
再生医療	2014/03/17 総期間 109日 行政側 39日	- 臨床試験成績なし	92	ジェイス (株式会社ジャパン・ エンジニアリング)	ティッシュ・	一変	器7 ヒト自家移植組織	本品は重度熱傷患者由来の表皮細胞及び複数の生物 由来原材料を使用して製造される自家培養表皮であ る。当該申請は、本品の原材料の変更、追加及び中 間体の保存期間の変更を目的とした一部変更承認申 請である。 (再審査期間中の一変)
特定一変	2014/01/16 総期間 83日 行政側 37日	2014/2/13 臨床試験成績なし	93	プロマス エレメント テントシステム (ポストン・サイエン ジャバン株式会社)		一变	器7 冠動脈ステント	経皮的冠動脈ステント留置術を実施するに際に使用するステントシステムである。ステントには免疫抑制作用を有するエベロリムスがコーティングされている。本申請は、製造番号の異なるエベロリムスを追加する為の医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請。(再審査期間中の一変)
特定一変	2014/03/11 総期間 62日 行政側 29日	ー 臨床試験成績なし	94	クリオシールディスポ ト(旭化成メディカル		一变	器7 血液成分分離キット	本品は、貯血式自己血輸血のために採血した患者を対象とし、自己血漿由来の生体組織接着剤を調製する際に、血液成分を滅菌状態で分離・採取するために使用する血液成分分離キットである。本申請は、原材料供給の安定化を目的に、構成部品の原材料を追加するための医療機器製造販売率認事項一部変更承認申請。(再審査期間中の一変)

# 6. 平成25年度承認品目一覧(改良医療機器(臨床あり))

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 (会 社	名 (名 )	承認• 一変別	類別 一般的名称	備	考
第1	2013/4/8 総期間 299日 行政側 141日	2012/6/5 海外臨床試験成績	1	バイオトゥルー ワン (ボシュロム・ジャバン		承認		含水率78%、酸素透過係数 nesofilcon Aからなる単回情 レンズであり、全体が薄くで 外線吸収剤が含まれている。 性は無いが原材料に新規性が 補正としての装用に対する有 するために臨床試験が行われ	使用ソフトコンタクト に着色されており、紫 レンズデザインに新規 認められたため、視力 効性及び安全性を確認
第1	2013/8/27 総期間 382日 行政側 207日	2013/4/15 海外臨床試験成績	2	テクニス トーリック ス (エイエムオー・ジャ 社)		承認	器72 後房レンズ	角膜乱視を有する白内障手術するワンピース型単焦点後房ニス ワンピース (承認番号 2200日ZX01610000) でいる。角膜乱視を補正する 柱度数を付加した点が既承認視補正機能を含む臨床上の有するために臨床試験が行われ	レンズである。「テク: : 」と同一原材料を用いため、レンズ前面に円 ため、レンズ前面に円 品との差分である。乱 効性及び安全性を評価
第1	2014/01/14 総期間 491日 行政側 141日	— 国内臨床試験成績	3	HOYA アイサート o Toric (HOYA株式会社)	Micr	承認	器72 挿入器付後房レン ズ	角膜乱視を有する白内障手術する単焦点後房レンズをあらた、挿入器付後房レンズをあらた「HOYA アイサート Micro (22200BZX00615000)膜乱視を補正するため、レン加した点が既存品との差入りからな臨床上の有効性及び安全内臨床試験が行われた。	かじめ挿入器に搭載しる。レンズ原材料は )」と同一である。角 ズ片面に円柱度数を付 あり、乱視補正機能を
第1	2014/01/15 総期間 292日 行政側 227日	— 国内臨床試験成績	4	アルコン アクリソフ ストア トーリック ピース (日本アルコン株式会	シングル	承認	器72 多焦点後房レンズ	角膜乱視を有する無水晶体限 リック眼内レンズである。光ー 型多焦点構造を、後面デザイン である。また、原材料の光がである。 東部間と同一である。角膜的 素品と同一である。角膜的 焦点機構が充力に機能してい に、国内臨床試験が度され をそれぞれ持つ既承認能 と比較検証された。	学面前面に非球面回折 リック構造を備えてお は自社既承が状も自社 は自社ではまないである。 は自社ではないである。 は自社ではないである。 ははないである。 とないである。 とないでもないでもないである。 とないでもないでもないである。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもな。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもな。 とないでもないでもな。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもな。 とないでもないでもないでもないでもな。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでも
第1	2014/03/03 総期間 213日 行政側 150日	區床評価報告書	5	アイシーエルKS-A RT(スター・ジャバ 社)		承認	器72 有水晶体後房レン ズ	屈折異常眼の視力補正を目的レンズであり、有水晶体眼の 日本はなよう設計されてい 「「アイシーエル」(承認番 22200BZY00001000)、 利を追加することにより、先 実施していたレーザー虹彩切 当該変更による視機能及び再 び、レーザー虹が切開を不要る 比昇の有無について評価する 提出された。	後房(水晶体前面)に る。自社既承認品 号:  の光学部中央に貫通 発品で術前処置として 関が不要となった。 膜内のへの影響及 とすることに伴う眼圧
第2	2014/01/23 総期間 391日 行政側 188日	2004/6/30 海外及び国内臨床試験成績	6	ストローマンインブラ Active)TL (ストローマン・ジャ 社)		承認	歯科用インプラン トフィクスチャ	生理食塩液を満たしたバイア で、チタン本来の親水性の状 することにより骨紙の早期に荷 初めて待時荷重より早期に有 なった歯科用インブラントフ 期荷重での有効性及び安全性 何重を比較対象として441r 国内臨床試験を実施し、より 外での臨床試験が提出された	態を使用直前まで維持 迅速化され、本邦では 重をすることが可能と ィクスチャである。早を検証するために待時 nmインプラントでは 細い 43.3mmでは海
	2013/7/10 総期間 349日 行政側 233日	2012/12/21 海外臨床試験成績	7	XIENCE Xpe n 薬剤溶出ステント (アボット バスキュ パン株式会社)		承認		対照血管径が2.5 mmから3: り、新規の冠動脈病変(病変 する症候性虚血性心疾患患者溶出型ステントと、冠動脈狭 置するためのデリバリーカア 配動脈ステントである。既予別ME 薬剤容出ステント(22400BZX00145000)・リーシステムが異なり、またmmが追加された。本品の育するためにXIENCE PRIME 臨床試験成績が提出された。	長32 mm以下)を有の治療に使用する薬剤 窄部位にステントを留ってから構成される認品の「XIENCE」 承認番号: 」とはステントデリバ、ステント径325 効性及び安全性を確認
第3の1		2009/10/15 臨床評価報告書	8	ハイパーフォーム/ハ イド オクリュージョ カテーテル (コヴィディエンジャ 社)	ンバルーン	一変	用血管内力テーテル	経皮的血管内手術等における び脳動脈瘤コイル塞栓衝の柏 中心循環系閉塞術用血管内カ ルージョンパルーンとしての ネック型脳動脈瘤などに対す シストバルーンとして使力 び操作方法を変更することを 本品を用いたパルーンアシス 性及び安全性を確認するため 出された。	助として使用される、 テーテルである。オク 適応に加え、ワイド るコイル塞栓術時にア きるように使用目的及 目的とした一変申請。 トコイル塞栓術の有効

分野	承認日	米国での許認可取得年月日	No.	販 売 名	承認•	類別	備考
第3の1	2013/12/9 総期間 404日 行政側 265日	海外・国内臨床試験成績の別 2013/2/22 海外臨床試験成績	9	(会社 名 リゾリュートインテグリテ: ナリーステントシステム (日本メドトロニック株式:		一般的名称 器7 冠動脈ステント	経皮的冠動脈ステント留置術を実施するに際し、血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントと、病変部に送達させるために使用するデリバリーカテーテルから構成されるステントシステムである。治療対象病変長を、27 mmから35 mmに拡大することを目的として、既存の製品に対しステント長34 mm及び38mmの製品を追加、及び薬剤含量均一性の仕様を変更する一変申請。 新規冠動脈病変(病変長35 mm以下)を有する症候性虚血性心疾患患者における本品の有効性及び安全性を確認するために臨床試験が実施された。
第3の1	2014/01/30 総期間 265日 行政側 192日	 臨床評価報告書	10	カネカ アシストバルーン テル NE-N3 (株式会社カネカ)	カテー 承認	器51 中心循環系閉塞術 用血管内カテーテ ル	経皮的血管内手術等における血流の一時的な遮断及び脳動脈瘤コイル塞栓術の補助として使用される、中心循環系閉塞術用血管内カテーテルである。バルーンアシストコイル塞栓術に用いたときの有効性及び安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。
第3の1	2014/02/04 総期間 221日 行政側 112日	2012/2/22 海外臨床試験成績	11	AbsoluteProバ ラーステント (アボット バスキュラー バン株式会社)		<b> -</b>	腸骨動脈 (総腸骨動脈・外腸骨動脈) における症候性アテローム性動脈硬化症の新規病変又は再狭窄病変に挿入留置され、血管の内腔を確保する目的で使用される自己拡張型ステント及びそのデリバリーシステムである。本品の有効性と安全性が過去の臨床試験成績と比較して非劣性であることを検証するために、臨床試験が実施された。
第3の1	2014/02/28 総期間 182日 行政側 76日	2012/7/31 海外臨床試験成績	12	Omnilink Eli バスキュラーステント (アポット バスキュラー パン株式会社)		器7 腸骨動脈用ステント	腸骨動脈(総腸骨動脈・外腸骨動脈)における症候性アテローム性動脈硬化症の新規病変又は再狭窄病変に挿入留置され、血管の内腔を確保する目的で使用されるバルーン拡張型ステント及びそのテリバリーシステムである。本品の有効性と安全性が過去の臨床試験成績と比較して非劣性であることを検証するために、臨床試験が実施された。
第3の1		2013/3/19 臨床評価報告書	13	Guidezilla エグンションカテーテル (ポストン・サイエンティ) ク ジャパン株式会社)		器51 冠動脈貫通用カ テーテル	冠動脈狭窄部にガイドワイヤを含むインターベンション機器の通過を確保するために用いられる冠動脈貫通用カテーテルである。 既承認品と同等の有効性及び安全性を有することを検証するために、臨床評価報告書が提出された。
第3の1	2014/03/28 総期間 361日 行政側 147日	臨床評価報告書	14	ニプロガイディングカテー: (ニプロ株式会社)	テルB 承認	器51 冠動脈貫通用カ テーテル	経皮的冠動脈形成術時にガイドワイヤー、血管内治療用機器等が標的病変への到達又は病変部の通過が困難な場合に冠動脈内に挿入し、治療機器等を挿入するためのバックアップサボートに用いられる冠動脈貫通用カテーテルである。既承認品と同等の有効性及び安全性を有することを検証するために、臨床評価報告書が提出された。
第3の2	2013/7/19 総期間 618日 行政側 389日	2006/11/9 海外臨床試験成績	15	ゴアブロパテンバスキュラ・ フト (日本ゴア株式会社)	ーグラ 承認	器7 ヘパリン使用人工 血管	閉塞性疾患及び動脈瘤の患者並びに血管の置換を要する外傷患者の病変血管に対する置換術またはバイバス術、透析アクセス、各種の血管手技に使用される人工血管である。延伸ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)製のチューブを基本構造とし、その管腔表面にヘパリンを共有結合させることで局所的かつ長期的な抗血栓効果が消待され、末梢動脈閉塞性疾患の患者に対する末梢血管バイバス術の1年開存率及び患肢温存率の向上につながることが期待される。閉塞性血管疾患に対する膝上部大腿膝窩動脈バイパス術における本品の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。
第3の2	2013/9/27 総期間 434日 行政側 254日	2011/8/23 海外臨床試験成績	16	ゴアCTAG胸部大動脈ス: グラフトシステム (日本ゴア株式会社)	テント 承認	器7 大動脈用ステント グラフト	胸部大動脈瘤の血管内治療に用いられる大動脈用ステントグラフトであり、ステントグラフトとデリバリーカテーテルから構成される。既承認品である「ゴアTA (
第3の2	2013/10/11 総期間 178日 行政側 148日	2013/4/16 海外臨床試験成績	17	ENDURANT II ステン フトシステム (日本メドトロニック株式)		器7 大動脈用ステント グラフト	腎動脈下腹部大動脈瘤の血管内治療に用いられる大動脈用ステントグラフトシステムであり、ステントグラフトとデリバリーシステムから構成される。 AUI (アオルタユニイリアック) 形状を追加する一変申請。腎動脈下腹部大動脈瘤に対する本品AUI形状の有効性及び安全性を評価するために前世代品を用いた臨床試験成績が提出された。

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販売名(会社名)	承認•	類別 一般的名称	備考
第3の2	2013/12/6 総期間 595日 行政側 380日	2011/12/1 BB床評価報告書	18	(五・4 石・7) Gu i de L i n e r カテーテル (日本ライフライン株式会社)		哭51	経皮的冠動脈形成術時にガイドワイヤ、血管内治療用機器等が標的病変への到達又は病変部の通過が困難な場合に冠動脈内に挿入し、当該治療機器等を挿入するためのバックアップサポートに用いられる冠動脈貫通用カテーテルである。本品を子カテーテルとして使用した際の有効性及び安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。
第3の2	2014/01/30 総期間 456日 行政側 419日	— 国内臨床試験成績	19	J Graft Openステ: トグラフト (日本ライフライン株式会社)	文 承認	器7 大動脈用ステント グラフト	遠位弓部大動脈から近位下行大動脈における大動脈 置換術が必要な疾患の治療に用いられる、大動脈用 オープン型ステントグラフトである。本品を使用す ることにより、中枢側は従来の人工血管と同様の経 合で確実な固定を得ることができ、末梢側は縫合を 行わずにステントグラフトのバネカを用いて固定が 行われるため、広範な病変を一期的かつ低侵襲に対 療できる。大動脈置換術が必要な疾患に対する本品 の有効性及び安全性を確認するために臨床試験が実 施された。
第3の2	2014/02/06 総期間 132日 行政側 99日		20	BAソフトバルーンカテーテル (富士システムズ株式会社)	承認	器51 中心循環系閉塞術 用血管内カテーテ ル	経皮的血管内手術における血流の一時的な遮断、ならびに脳動脈瘤コイル塞栓術時のコイル塊の親動脈 への突出・逸脱を防ぐための補助として使用される中心循環系閉塞術用血管内カテーテルである。バルーンアシストコイル塞栓術に用いたときの有効性及び安全性を確認するために臨床評価報告書が提出された。
第3の2		OTWシステム(2007/1/31) DVシステム (2007/9/19) 臨床評価報告書	21	AERO気管・気管支用ハイブ リッドステント (スーガン株式会社)	承認	器7 気管用ステント	悪性腫瘍に起因する気管又は気管支狭窄に対して、 気道確保を目的に使用する気管用ステントである。 本品はニチノール製の金属ステント全体がポリウレ タン膜によってカバーされたフルカバードステント であるため、硬性及び軟性内視鏡の両方を用いて留 置可能な金属ステントの扱いやすさの利点と、肉芽 形成や腫瘍浸润などの合併症が起こりにくいシリコ ンステントの利点を併せ持つ品目として開発され た。悪性腫瘍に起因する気管又は気管支狭窄に対す る本品の有効性及び安全性を確認するために臨床評 価報告書が提出された。
第3の2	2014/02/28 総期間 1428日 行政側 167日	2008/8/30 海外臨床試験成績	22	ATS 3 f 生体弁 (センチュリーメディカル株式: 社)	会	器7 ウマ心のう膜弁	機能不全となった大動脈弁の代用として置換を目的に用いる、弁関閉部がウマ心のう膜からなる人工心臓弁である。値込み後の生体弁が、患者本人の大動脈弁と同じ機能を発揮するためには、植込み後の形状も患者本人の大動脈弁と同じ形状になるとのコンセブトのもと、ステントを有しない生体弁として開発された。大動脈弁狭窄症を有する患者に本品を留置した際の本品の有効性及び安全性を確認するために臨床試験が実施された。
第3の2		2010/1/7 海外臨床試験成績	23	フロシール (パクスター株式会社)	承認	医4 ヒトトロンビン含 有ゼラチン使用吸 収性局所止血材	結紮又は通常の処置による止血が無効、又は実施できない場合の各種手術時、眼科以外)の補完処置的な止血に用いる吸収性局所止血材である。心臓外科、血管外科及び脊椎・脊髄外科領域手術における出血部位を対象として、本品の性能及び安全性を検証するために臨床試験が実施された。
第3の2		2008/9/11 海外臨床試験成績	24	NAV6フィルター (アボット バスキュラー ジ・ パン株式会社)	承認や	器51 中心循環系塞栓捕 捉用カテーテル	経皮的に頸部頸動脈の狭窄部位の遠位部に一時的に 留置することにより、頸動脈ステント留置術中の血 栓等の塞栓物質を捕捉・除去する遠位塞栓防止用デ バイスである。CAS時に本品を用いた際の有効性及 び安全性を確認するために臨床試験が実施された。
第4		2013/1/29 国際共同治験	25	Viva CRTーDシリーズ (日本メドトロニック株式会社)	承認)	器7 除細動機能付植込み型両心室ペーシングパルスジェネ レータ	両室ベーシング機能付きの植込み型除細動器である。患者の自己伝導に基づいてCRTバラメータ (AVディレイ及びAVディレイ)を自動的に調整することをコンセプトとするAdaptivCRT機能及び患者フォローアップ時に院内で電気伝導特性を測定し、CRTバラメータの調整をサポートする CardioSync最適化テストを、既承認の「プロテクタ XT CRT-D (承認番号: 22200BZX00913000)」に追加した品目であり、電極リード接続部のコネクタ形状及び実装機能が異なる6モデルが含まれる。AdaptivCRT機能の有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われた。
第4	2013/8/9 総期間 696日 行政側 280日	2008/8/14 海外臨床試験成績	26	ウォッチバット (フィリップス・レスピロニク) 合同会社)	承認ス	器21 睡眠評価装置	病院又は在宅において、睡眠呼吸障害が疑われる患者に対し、睡眠中の呼吸異常及び睡眠段階の評価及び診断の補助として使用する。患者の手首に装着し、PAT(Peripheral Artery Tonometry)信号(指尖容積脈波)、SpO2("2"は下付き文字)、いびき、体位及び体動を記録する。本品に搭載されているソフトウェアで睡眠異常の評価が可能であることを検討するために、本品と同一のソフトウェアが搭載された先行機種を用いた臨床試験成績が提出された。

分野	承認日	米国での許認可取得年月日	No.	販売		承認•	類別	備	
第4	2013/9/12	海外・国内臨床試験成績の別 一 国際共同治験	27	( 会 社 Viva Quad シリーズ (日本メドトロニック	CRT-D	<u>一変別</u> 承認	み刑両心室ペーシ	両室ペーシング機能付きのi る。先発品「Viva CRT-D 22500BZX00320000) カートの一つをIS4コネクタ 左心室(LV)リードへの対 り、実装機能が異なる3モラ ペーシングペクトルを選択。 て、16種類のLVベクトル ス幅に応じた捕捉閾値及び 測するVectorExpress機能 AdaptivCRT機能の有効性 めに臨床試験が行われた。	値込み型除細動器であ シリーズ」(承認番号: におけるIS-1コネクタ アボートに変更し、4極 加を図った品目であ テルが含まれる。また、 する際の補助機能とし カインピーダンス、バル 相対的電池寿命を自動計 を有する。
第4	2013/9/30 総期間 536日 行政側 382日	海外臨床試験成績	28	DBS 4極 リード (セント・ジュード・ 株式会社)		承認	激装置	脳深部刺激療法を提供する れ、権込み型刺激装置から 権リードである。電極リー 成される。「Libra Single レータ(承録番号: 22500BZX00450000) ユーロスティミュレータ 22500BZX00451000) ソン病及びジストニアに対 全性を評価するために臨床!	の電気刺激を伝達する電 ド及びその付属品から構 8ニューロスティミュ 」、「Brio Dual 8 (承認番号: と併用する。パーキン する本品の有効性及び安
第4	2014/01/28 総期間 1033日 行政側 401日	2003/9/24 国内臨床試験成績	29	AB5000血液ポン (株式会社メディック ン)		承認	器7 単回使用体外設置 式補助人工心臓ポ ンプ	空気駆動型の体外設置式補 の医療環境への適応性を評信 国内臨床試験が実施された。 された市販後調査の結果を 行った。	面することを目的とする 、なお、米国FDAに提出
第4		2006/8/1 海外臨床試験成績	30	エンドヴィーナス ク システム (コヴィディエンジャ 社)	,	承認	器29 治療用電気手術器	伏在静脈本管を熱凝固させ「次性下肢静脈瘤治療用の電! 高周披電流を発生するシェーに接続して使用するカテーテールを経皮経管的に対管) へ挿入し、カテーテル! 熱コイルを発熱させることす。臨床上の有効性及び安す。臨床上の600000)験が実施された。	気手術器である。本品は ネレータとジェネレータ テルから構成される。 家病変部位(伏在静脈 先端に装着されている で血管閉塞を引き起こ 全性を確認する目的で本 デー」(承認番号:
第4		2012/4/4 海外臨床試験成績	31	プロテクタ XT C (日本メドトロニック		一変	2.刑事小安か、 シ/	両室ベーシング機能付きのはる。本申請は、現行の患者は ラスⅢ又はⅣ(中等度、重 ラスⅢ(軽度)を追加する。 認事項一部変更時間である。 性を検証する目的で臨床試 複数の臨床試験に関する文 が臨床評価報告書として提供	適応条件であるNYHAク 支)に、新たにNYHAク 適応条件拡大のための承 新たな適応条件の妥当 験が実施された。また、 献データによる評価結果
第4	2014/03/07 総期間 345日 行政側 167日	2011/11/17 海外臨床試験成績	32	インセプタ プラス (ボストン・サイエン ク ジャパン株式会社	ティフィッ	承認	4.刑売小安ペーシ	両室ベーシング機能付きの る。本申請は、現行の患者 ラスⅢ又はⅣ(中等度、重 ラスⅢ(軽度)の適応条件 請である。新たな適応条件 で臨床試験が実施された。	適応条件であるNYHAク 度)に、新たにNYHAク を追加した製品の承認申
第4	2014/03/07 総期間 245日 行政側 172日	— 国内臨床試験成績	33	ELVeSレーザー1 (株式会社インテグラ		承認	器31 ダイオードレーザ	静脈内でレーザを照射し伏, 静脈瘤治療用のレーザであ レーザー」と同程度の血流 先発品より術後疼痛の発現 目的で国内臨床試験が実施。	る。先発品「ELVeS 遮断が得られること及び 率が低いことを確認する
第4		2001/6/11 臨床評価報告書	34	皮下植込み型リードシ (日本メドトロニック		承認	器7 植込み型除細動器・ペースメーカリード	ICD及びCRT-D用の除細動 込み型のリードである。除 経静脈除細動リードでは効 患者を対象とする。本品の するために、海外臨床試験が 報告書が提出された。	細動閾値が高く、通常の 果的な除細動を行えない 有効性及び安全性を確認
第5	2013/4/17 総期間 279日 行政側 240日	一(今回の変更について) 臨床評価報告書	35	ドルニエ Delta (ドルニエメドテックシ 会社)		一変	器12 体外式結石破砕装 置	体外より衝撃波を結石に照ことにより非観血的治療を ではより非観血的治療を 砕装置であり、衝撃波発生! 装置、ECG装置及び治療台 適応である上部尿路結石及で を追加する一変申請であり、 い。膵石治療に関する3つの 用されている文献及び本品、 等を取りまとめた臨床評価。	行う電磁誘導方式結石破 装置、X線装置、超音波 から構成される。従来の 災胆石治療に、医石治療 製品自体の変更はな り国内ガイドラインに引 の臨床使用に関する文献

図3   2013 10.21   20   2013 10.22   20   2013 10.12   20   20   20   20   20   20   20	分野	承認日	米国での許認可取得年月日	No.	販売名		類別	備考
野田		2013/5/21 総期間 294日	海外・国内臨床試験成績の別 一 臨床評価報告書		Niti-S 大腸用ステント	承認		悪性腫瘍による大腸狭窄に対する外科的手術前の閉塞症状の解除、及び根治的切除不能又は他の治療法では効果が期待できないと判断される患者に対する緩和的治療に使用することを目的とした大腸用ステントである。外科的手術前の閉塞症状の解除又は緩和的治療に使用する際の本品の有効性及び安全性を確認するために、ステント留置の技術的成功、ステント留置後の閉室症状の改善、有害事象の発生率等を評価項目として文献情報をまとめた臨床評価報告
お明日   4008   1658	第5	総期間 125日	— 国内臨床試験成績	37		レターG 承認		慢性又は急性腎不全など腎機能が著しく低下した症 例を適用とし、尿毒症によって体内に貯留した水、 尿毒物質を除去するために使用される中空糸型血液 透析濾過器である。股承認の血液透析濾過器とは半 透膜素材の同等性が認められなかったため、有効性 及び安全性を確認するために臨床試験が行われた。
お無数 296日   別の原味対極成績	第5	総期間 400日		38	ステント (センチュリーメディカル		胃十二指腸用ステ	きないと判断される患者に対し使用することを目的とした胃十二指腸用ステントである。既承認品「Niti-S胃十二指腸用ステント(承認番号:22300BZX00428000)」と比較して、PTFE製のカバーを有する点が主な差分である。本品について、アンカバードステントと比較したときの有効性及び安全性を評価するために、臨床成績に関する文献調査結果を纏めた臨床評価報告書が提出され
協議語 295日   行政制 164日   日本日	第5	総期間 296日	国内臨床試験成績	39	カプセル内視鏡システム (ギブン・イメージング <sup>†</sup>		カプセル型撮像及	撮像を行い、画像を提供することを目的としたカフセル型撮像及び追跡装置である。 既承認品「ギブンカプセル内視鏡(茶認番号: 22100BZX0036 3000)」と比較して、大腸疾患の診断を行うために使用される点等が主な差分である。 大腸内視鏡検査により内視鏡的もしくは外科の治療が必要と判断され病変を有する被験者に対して、本品の感度を評
### 295日   行政側 164日   日本日	第5	総期間 295日	国内臨床試験成績	40		承認	持続緩徐式血液濾	性循環不全、急性膵炎、熱傷、外傷、術後等の疾患 又は病態を伴う急性腎不全の患者、あるいはこれら の病態に伴い循環動態が不安定になった慢性腎不全 の患者に対して、持続的に血液透析濾過を行うこと により病態の改善を図ることを目的とした持続線的 式血液濾過器であり、持続緩徐式血液濾過に用いる フィルタと血液回路部分が接続されたセット品であ る。既承認品「ヘモフィールSH(承認番号: 21200BZZO0274000)」と比較して、重症的 血症及び敗血症性ショックの患者を適応とする点等 が主な差分である。重症敗血症及び敗血症性ショックの患者に対する本品の有効性及び安全性を評価す
総期間 264日   国内臨床試験成績 (ニプロ株式会社)		総期間 295日 行政側 164日	— 国内臨床試験戍績		(ガンブロ株式会社)		持続緩徐式血液濾過器	性循環不全、急性膵炎、熱傷、外傷、術後等の疾患 又は病態を伴う急性腎不全の患者、あるいはこれら の病態に伴い循環動態が不安定になった慢性腎不全 の患者に対して、持続的に血液透析濾過を行うこと により病態の改善を図ることを目的とした持続緩徐 式血液濾過器である。取葬認品「ヘモフィールSH (承認番号:21200BZZ00274000)」と比較 して、重症敗血症及び敗血症性ショックの患者を適 応とする点等が主な差分である。重症敗血症及び敗 血症性ショックの患者に対する本品の有効性及び安 全性を評価するために臨床試験が行われた。
総期間 152日 行政側 113日 行政側 113日 行政側 113日 第一方式 113	第5	総期間 264 日		42		承認		従来血液透析器の中空糸膜素材として用いられていたセルローストリアセテートを血液透析濾過器の中空糸膜素材に採用しており、半透膜素材について既承認品と同等性が認められなかったことから、有効性及び安全性を評価するために臨床試験が行われ
	第5	総期間 152日	— 臨床評価報告書	43	(生化学工業株式会社)	一変	内視鏡用粘膜下注	維持を可能とする、ヒアルロン酸ナトリウムを有効 成分とした内視鏡用粘膜下注入材である。本申請 は、食道腫瘍部位を適応部位として追加することを 目的とした医療機器製造販売承認事項一部変更承認 申請である。 本色食道での内視鏡的粘膜切除術/内視鏡的粘膜 下層剥離術において使用した際の有効性、安全性を 評価するため、文献情報等を取り纏めた臨床評価報

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 ( 会	売 名 社 名		承認• 一変別	類別 一般的名称	備考
第6の1	2013/6/12 総期間 957日 行政側 260日	— 臨床評価報告書	44	バイオメット デルタ セラミ バイオメット	ミックライナー	-	承認	医4 人工股関節寛骨日 コンポーネント	ジルコニア強化アルミナセラミックス製のライナーであり、自社既承認品の「バイオメット バイオ ロックス デルタ セラミックヘッド (承認番号: 22400BZX00141000)」と組み合わせて使用する。本品の原材料のライナー及びヘッドの組み合わせは自社製品において前別がなく、海外の使用実績及び公表文献に基づき有効性及び安全性についてまとめた臨床評価報告書が提出された。
第6の1	2013/9/6 総期間 134日 行政側 107日	— 臨床評価報告書	45	Adler Edeltate deltate (株式会社ロ/ 会)	ラミックシスラ	テム	承認	医4全人工股関節	人工股関節置換術の際に使用するアルミナージルコニア複合セラミックス製の大腿骨ステムヘッド及び 臼蓋形成用のライナーであり、既薄認品の「Adler 人工股関節システム(承認番号: 22500BZX00017000)」、「HYDRA 大腿骨コンボーネント(承認番号: 22500BZX00018000)」及び「BIOLOX deltaセラミックヘッド(承認番号: 22500BZX00019000)」と組み合わせて使用する。本品の原材料のヘッド及びライナーの組み合わせは自社製品において前例がなく、海外の使用実績及び公表文献に基づき、再置換術の発生率、不具合の発生率等を評価した臨床評価報告書が提出された。
第6の1	2014/1/28 総期間 144日 行政側 62日	— 臨床評価報告書	46		セラミック (スミス・ア) -ソペディック	ソド・	承認	医4 人工股関節寛骨臼 コンポーネント	全人工股関節置換術に用いる寛骨臼ライナーである。能性と摩耗性を改善するためのジルコニア強化アルミナ (BIOLOX delta) 製であり、同原材料からなるデルタ セラミック ヘッドと組み合わせて、デルタ・オン・デルタによる優れた摩耗特性と破壊強度を有した股関節ペアリングを採用するために開発された。新規原材料による搭動面の性能を確認するために臨床評価報告書が提出された。
第6の1	2014/2/13 総期間 539日 行政側 159日	国内臨床試験成績	47	ジンマー デル ナー (ジンマー		フライ	承認	医4 人工股関節寛骨臼 コンポーネント	全人工股関節置換術に用いる寛骨臼ライナーである。能性と摩耗性を改善するためのシルコニア強化アルミナ (BIOLOX delta) 製であり、同一原材料を用いた自社の人工骨頭と組み合わせてテルタ・オン・デルタによる優れた摩耗特性と破壊強度を有した股関節ベアリングを採用するために開発された。 新規原材料を採用していることから、既承認の人工股関節ライナーと比較した場合の有効性及び安全性の非劣性を示すため、国内臨床試験成績が提出された。
第6の2		2004/3/31 国内臨床試験成績	48	クラニオフィッ ブル (ビー・ブラウ 株式会社)			承認	医4 吸収性頭蓋骨固定 用クランブ	頭蓋骨開頭術の閉頭時における遊離骨弁の固定に使用する、ボリーL-乳酸70%とボリーDL-乳酸30%からなる2枚の吸収性ディスクと、それらを固定するための非吸収性のスーチャーからなる値込型頭蓋骨固定器具である。プレートを温めて成形する操作や専用器具が不要であり短時間に簡便な操作で頭蓋骨の固定が行える点、硫後のMRHやCT撮影にアーチファクトがなくなる点、吸収材料であり小児の骨の成長の妨げや移動を生じるなどの問題が生じず再手術の際に抜去不要となる点の全てを併せ持つことが既承認品との差分である。新規吸収性原材料を使用した本品の有効性及び安全性を確認するために臨床試験が行われた。
第6の2		2009/3/11 国内臨床試験成績	49	GRYPHON (ジョンソン・ ン株式会社)			承認	医4 吸収性靱帯固定具	肩、足/足首、肘、股において靭帯等の軟部組織を 骨に固定するために用いるスーチャーアンカーであ り、吸収性アンカー、部分吸収性縫合糸及びイン サーターから構成される。アンカーの原材料とし て、本邦における使用前例がないグリコール酸ー乳 酸ポリエステルとβーリン酸三カルシウムの複合体 を採用したことが改良点であり、新規吸収性原材料 を使用した本品の有効性及び安全性を確認するため に臨床試験が行われた。
第6の2		2012/2/29 国内臨床試験成績	50	HEALIX BR アンカー (ジョンソン・ ン株式会社)	-		承認	医4 吸収性靱帯固定具	回旋筋腱板を骨に固定するためのスーチャーアンカーで、吸収性アンカー、部分吸収性縫合糸及びインサーターから構成される。ボリー、乳酸製のアンカーよりも異物残存期間が短い吸収性材料として、グリコール酸一乳酸ボリエステルと 8-リン酸三カルシウムの複合体を原材料として採用したことが改良点である。原材料特有の不具合が発生しないことを確認するため、本品と同一の原材料を使用したアンカーを用いた臨床試験成績書が提出された。
第6の2		2004/3/31 国内臨床試験成績	51	MILAGRC レンススクリコ (ジョンソン・ ン株式会社)	1—		承認	医4 吸収性靱帯固定具	軟部組織を骨に固定するために用いるインターフェアレンススクリューである。ポリーL-乳酸製のアンカーよりも異物時存期間が短い吸収性材料として、グリコール酸一乳酸ポリエステルとβ-リン酸ニカルシウムの複合体を原材料として採用したことが改良点である。原材料特有の不具合が発生しないことを確認するため、本品と同一の原材料を使用したアンカーの臨床試験成績が提出された。

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 売 名 (会 社 名)	承認•	類別 一般的名称	備考
第6の2	2013/9/17 総期間 1040日 行政側 529日	2009/4/3 海外臨床試験成績	52	(女 社 も) ハイドロサイト ジェントル 銀 (スミス・アンド・ネフュー ウ ンド マネジメント株式会社)	承認	一般的名称 医4 抗菌性創傷被覆・ 保護材	既承認品の「ハイドロサイトADジェントル(承認番号:22100BZX00942000)」に抗菌成分としてスルファジアジン鎖を吸収パッド層に添加した抗菌性創傷被覆・保護材であり、感染の可能性が高く滲出液を伴う創傷に使用される。抗菌成分を含有することで創傷治癒遅延等の問題が生じないか確認するため、創部接触層の粘着剤のみが異なる同等品の海外臨床試験成績が提出された。
第6の2	2013/9/17 総期間 1040日 行政側 529日	2009/4/3 海外臨床試験成績	53	ハイドロサイト 銀 (スミス・アンド・ネフュー ウ ンド マネシメント株式会社)	承認	医4 抗菌性創傷被覆。 保護材	既承認品の「ハイドロサイト ブラス(承認番号: 22100BZX01097000)」の操作性改善のため ソフトゲルを創部接触面に塗布し、抗菌成分として スルファジアジン銀を吸収パッド層に添加した抗夢性創集被覆・保護材であり、感染の可能性が高く澎出液を伴う創傷に使用される。抗菌成分を含有する ことで創傷治癒遅延等の問題が生じないか確認する ため、創部接触層の粘着剤のみが異なる同等品の海外臨床試験成績が提出された。
第6の2	2013/9/24 総期間 501日 行政側 197日	2011/8/1 国内臨床試験成績	54	バーサジェットII (スミス・アンド・ネフュー ウ ンド マネジメント株式会社)	承認	器12 水圧式ナイフ	ジェット水流にて創傷デブリドマン (急性創傷、慢性創傷及び熱傷)、軟部組織デブリドマン及び手術創部の洗浄をするものである。既承認品の「バーサジェットS(承認番号: 22400BZX00233000)」の操作性の改良のために、ハンドピースとコンソールの接続性、コンソールの耐水性の向上等を行ったが、非臨未試験により二者の性能の同等性が確認され、デブリドマンの有効性及び安全性を確認するための臨床試験が行われた。
第6の2	2013/9/27 総期間 1646日 行政側 346日	2007/1/25 臨床評価報告書	55	メピレックス Ag (メンリッケヘルスケア株式会 社)	承認	医4 抗菌性創傷被覆。 保護材	シリコーンゲルコーティングされた銀を含有する親水性のボリウレタンフォーム及び水素気透過性のボリウレタンフォーム及び水素気透過性のボリウレタンフィルムからなる、皮下脂肪組織までの創傷(Ⅲ度熱傷を除く)に対する「創の保護」、「海痛の軽減」を目的とする創傷被覆材であり、感染を引き起こす可能性が高く、診出液を伴う創傷に使用する。銀を含有することで創傷治癒遅延等の問題が生じないかを確認するために、本品及び類似製品の海外使用実績及び公表文献に基づき、臨床評価報告書が提出された。
第6の2	2013/12/12 総期間 1081日 行政側 256日	臨床評価報告書	56	背椎バスケットブレートセット (株式会社アムテック)	承認	医4 体内固定用プレート	圧迫背髄の除圧術後に切断した骨の接合に使用する ための体内固定用プレートである。椎弓形成術にお いて切除した椎弓板スペースにスクリューで固定 し、また、バスケット部分に移植骨を充填すること ができる。一般的な椎弓形成術及びそれに使用され る既承認医療機器の使用実績に関する文献調査を行 い、本品の固定性能及び安全性が既承認医療機器と 同等であるとする臨床評価報告書が提出された。
	2013/12/25 総期間 288日 行政側 75日	— 臨床評価報告書	57	ソニックウェルドR×システム (日本マーチン株式会社)	承認	医4 吸収性体内固定用 ブレート	頭蓋顎額面骨の骨接合及び骨再建、頭蓋顎額面骨への骨移植処置時の骨片固定に用いるブレート及びピン、それを固定するための超音波固定器から構立 れる製品である。ピン及びプレートは体内吸収性材料であるポリ乳酸製であり、超音波固定器から発生される振動エネルギーにてピンを溶融させ骨孔内で硬化することによりプレートを固定させることが特 酸である。本品の吸収性材料による固定性能及び安全性は類似製品と同等であることを評価するための臨床評価報告書が提出された。
	2014/1/28 総期間 1065日 行政側 123日	2003/5/6 臨床評価報告書	58	シンブレックスP トブラマイシ ン(日本ストライカー株式会社)	承認	医4 整形外科用骨セメ ント	置換材料(人工骨頭、人工股関節及び人工膝関節等)を生体骨に固定するために使用するアクリル製整形外科用骨セメントであり、既承認品であるサージカルシンプレックスに無菌的にトプラマイシン硫酸塩を1g添加した製品であり、人工関節置換術の術後感染に伴う二期的人工関節再置節術第二段階において使用される。抗菌薬の添加により整形外科用骨セメントとしての有効性と安全性は変わらないとする臨床評価報告書が提出された。
	行政側 94日	2005/8/3 臨床評価報告書		Cobalt G-HV ボーン セメント (パイオメット・ジャパン株式会 社)	承認	シト	自社既承認の整形外科用骨セメント「Cobalt HVポーンセメント」に抗菌薬として硫酸ゲンタマイシンを添加したものであり、人工関節置換術の術後感染に伴う二期的人工関節両層節術第二段階において使用される。抗菌薬の添加により整形外科用骨セメントとしての有効性と安全性は変わらないとする臨床評価報告書が提出された。
第6の2	2014/03/19 総期間 2211日 行政側 484日	2006/6/2 海外臨床試験成績	60	ジュビダームビスタ ウルトラ (アラガン・ジャパン株式会社)	承認	医4 ヒアルロン酸使用 軟組織注入材	顔面のしわや溝を修正するため真皮に注入して用いるとアルロン酸使用軟組織注入材で、細菌発酵で動物由来原材料を使用せず生成した架橋及び非架橋とアルロン酸ゲルを混合しシリンジに充填したものであり、従来の動物由来コラーゲン使用注入材からアレルギー及び感染リスクの低減が図られている。同時申請された「シュピダームピスタウルトラブラス」とはゲル架橋度が異なり、本品はより軟らかい注入材である。対照機器のコラーゲン使用注入材に対する有効性の非劣性及び安全性を示すために、海外臨床試験成績が提出された。
		I	l .	<del>-199-</del>	1	<u> </u>	I

分野	承認日	米国での許認可取得年月日 海外・国内臨床試験成績の別	No.	販 ( 会	売 社	名 名 )	承認 • 一変別	類別 一般的名称	備  考
第6の2	2014/3/19 総期間 2211日 行政側 484日	2006/6/2 海外臨床試験成績	61	ジュビダームヒ ス (アラガン・シ			京 承認	医4 ヒアルロン酸使用 軟組織注入材	顔面のしわや溝を修正するため真皮に注入して用いるとアルロン酸使用軟組織注入材で、細菌発酵で動物由来原材料を使用せず生成した架橋及び非架橋ヒアルロン酸ゲルを混合しシリンジに充填したものであり、従来の動物由来コラーゲン使用注入材からアレルギー及び感染リスクの低減が図られている。同時申請された「ジュビダームビスタ ウルトラ」とはゲル架橋度が異なり、本品はより硬い注入材である。対照機器のコラーゲン使用注入材に対する有効性の非劣性及び安全性を示すために、海外臨床試験成績が提出された。
第8	2013/12/6 総期間 525日 行政側 118日	国内臨床試験成績	62	内臓脂肪計 E			承認	器21 体成分分析装置	装置本体、腹部測定用ベルト、バッド等から構成される体成分分析装置である。腹部の生体インピーダンス値及び腹囲長の測定値から、独自の算出式により内臓脂肪断面積を推定し、測定装置本体に表示する。CTの腹部断層像による内臓脂肪断面積と本品による主定値との相関及び本系の推定値によるスクリーニング性能(感度及び特異度)を評価するために臨床試験が実施された。
第8	2014/01/16 総期間 294日 行政側 100日	區床評価報告書		乳房専用PET mo 津製作所)		Eìmam 式会社 島	承認	器10 核医学診断用ボジトロンCT装置	患者に投与したボジトロン放射性医薬品の乳房における分布を、ガンマ線検出器を用いて体外から検出し、画像情報として診療のために提供することを目的とする乳房専用のPET装置である。本品による画像と全身用PET、造影MRI及びマンモグラフィによる画像を比較し、本品による画像の有効性を評価した臨床評価報告書が提出された。

## 7. 副作用・不具合の報告件数の推移(表)

### (1) 医薬品

(単位:件)

年度	企業報告 (国内報告分)	企業報告 (外国報告分)		関係者 D報告	報告数	研究報告
			安全性情報報 告制度	ワクチン※	合 計	191761KH
平成21年度	30, 928	141, 386	3, 721	2, 460	178, 495	933
平成22年度	34, 677	170, 021	3, 656	1, 153	209, 507	940
平成23年度	36, 741	220, 455	3, 388	1,843	262, 427	841
平成24年度	41, 413	261, 862	3, 304	843	307, 422	884
平成25年度	38, 427	266, 539	4, 067	1, 353	310, 386	962

※平成21年度から24年度は、3ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌 ワクチン)及びインフルエンザワクチンに係る予防接種後副反応報告。平成25年度よりすべてのワク チンに係る予防接種副反応報告。

#### (2) 医療機器

(単位:件)

年 度	企業報告 (国内報告分)	企業報告 (外国報告分)	医薬関係者 からの報告	報 告 数 合 計	研究報告
平成21年度	4, 116	2, 332	363	6, 811	6
平成22年度	10, 444	4, 367	374	15, 185	27
平成23年度	8, 637	7, 431	385	16, 453	2
平成24年度	11, 242	10, 992	522	22, 727	3
平成25年度	12, 791	12, 763	489	26, 043	5

# 8. 厚生労働省が平成25年度に実施した安全対策上の措置及び 医薬品等に係る「使用上の注意」の改訂 平成25年度 指示分(表)

#### ○厚生労働省が平成25年度に実施した安全対策上の措置

	医 薬 品	医療機器
使用上の注意の改訂指示	160	3
「医薬品・医療機器等安全性情報」への情報掲載	40	4

<sup>\*</sup> 医療機器に関する自主点検通知発出等も含む。

# ○医薬品に係る「使用上の注意」の改訂 平成25年度 指示分

年 月 日	医 薬 品 名
平成25年4月23日	1. トルバプタン 2. アンブリセンタン 3. チオトロピウム臭化物水和物 4. エソメプラゾールマグネシウム水和物 5. トラネキサム酸(経口剤) 6. トラネキサム酸(注射剤) 7. ダビガトランエテキシラートメタンスルホン酸塩 8. ニロチニブ塩酸塩水和物 9. アモキシシリン水和物 10. クラブラン酸カリウム・アモキシシリン水和物 11. クラリスロマイシン 12. ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン 13. ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン 14. ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・メトロニダゾール 15. テルビナフィン塩酸塩(経口剤)
	16. トラネキサム酸 (一般用)
平成25年 5 月17日	<ol> <li>イグラチモド</li> <li>ワルファリンカリウム</li> </ol>
平成25年6月4日	<ol> <li>レベチラセタム</li> <li>ロキソプロフェンナトリウム水和物(経口剤)</li> <li>パロキセチン塩酸塩水和物</li> <li>トルバプタン</li> <li>スガマデクスナトリウム</li> <li>テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム</li> <li>ネララビン</li> <li>カルボプラチン</li> <li>リバビリン(カプセル剤)</li> <li>インターフェロンベータ(リバビリンとの併用の用法を有する製剤)</li> <li>一般用医薬品 ロキソプロフェンナトリウム水和物(経口剤)</li> </ol>
平成25年6月14日	

1. 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウワバ 細胞由来) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来) 平成25年7月9日 1. パリペリドン 2. トルバプタン 3. ゴリムマブ(遺伝子組換え) 4. スルバクタムナトリウム・アンピシリンナトリウム 5. シタフロキサシン水和物 6. ペラミビル水和物 7. イトラコナゾール 8. アルベンダゾール 平成25年8月6日 1. イソフルラン 2. デスフルラン 3. レボドパ レボドパ・カルビドパ水和物 レボドパ・ベンセラジド塩酸塩 4. バルサルタン バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩

- 5. バルサルタン・ヒドロクロロチアジド
- 6. ガニレリクス酢酸塩
- 7. デガレリクス酢酸塩
- 8. シアナミド
- 9. アログリプチン安息香酸塩
- 10. アログリプチン安息香酸塩・ピオグリタゾン塩酸塩
- 11. リナグリプチン
- 12. ビルダグリプチン
- 13. ジアゾキシド
- 14. サリドマイド
- 15. 黄連解毒湯 (医療用)
- 16. 加味逍遙散 (医療用)
- 17. 辛夷清肺湯 (医療用)
- 18. 黄連解毒湯 (一般用)
- 19. 加味逍遙散 (一般用)
- 20. 辛夷清肺湯 (一般用)

### 平成25年9月17日

- 1. セレコキシブ
- 2. 塩酸セルトラリン
- 3. ロサルタンカリウム
- 4. プロピルチオウラシル
- 5. ヒドロキシエチルデンプン70000

- ヒドロキシエチルデンプン70000・塩化ナトリウム・塩化カリウム・塩化カル シウム水和物・乳酸ナトリウム
- 6. ヒドロキシエチルデンプン130000
- 7. フォンダパリヌクスナトリウム
- 8. ゾレドロン酸水和物
- 9. エルロチニブ塩酸塩
- 10. ボルテゾミブ
- 11. ミノサイクリン塩酸塩(経口剤、注射剤)

## 平成25年10月22日

- 1. クロバザム
- 2. オルメサルタン メドキソミル オルメサルタン メドキソミル・アゼルニジピン
- 3. オメガ 3脂肪酸エチル
- 4. アピキサバン
- 5. イコサペント酸エチル (医療用)
- 6. ゲムシタビン塩酸塩
- 7. アキシチニブ
- 8. オキサリプラチン
- シスプラチン(非動注用製剤)
- 10. ベバシズマブ(遺伝子組換え)
- 11. レゴラフェニブ水和物
- 12. イコサペント酸エチル (一般用)

#### 平成25年11月26日

- 1. ドネペジル塩酸塩
- 2. ドネペジル塩酸塩
- 3. ピルシカイニド塩酸塩水和物(経口剤) プロパフェノン塩酸塩 ベプリジル塩酸塩水和物
- 4. フロセミド
- 5. ベラプロストナトリウム アジスロマイシン水和物(成人用錠剤、成人用ドライシロップ剤、注射剤) オフロキサシン(経口剤)

メシル酸ガレノキサシン水和物

レボフロキサシン水和物(注射剤)

テラプレビル

ファムシクロビル

- 6. ボセンタン水和物
- 7. クリンダマイシン塩酸塩

クリンダマイシンリン酸エステル (注射剤)

- 8. レボフロキサシン水和物(経口剤)
- 9. アシクロビル(経口剤、注射剤)

バラシクロビル塩酸塩

亚巴00年1日7日	
平成26年1月7日	
	1. バルプロ酸ナトリウム
	2. ルフィナミド
	3. リキシセナチド
	リラグルチド(遺伝子組換え)
	アカルボース
	アナグリプチン
	アログリプチン安息香酸塩
	シタグリプチンリン酸塩水和物
	ピオグリタゾン塩酸塩
	ミグリトール
	リナグリプチン
	4. クロピドグレル硫酸塩
	クロピドグレル硫酸塩・アスピリン
	5. アログリプチン安息香酸塩・ピオグリタゾン塩酸塩
	6. サキサグリプチン水和物
	7. ボグリボース (耐糖能異常の効能を有する製剤)
	8. ボグリボース (耐糖能異常の効能を有しない製剤)
	9. クリゾチニブ
	10. アムホテリシン B (リポソーム製剤)
	11. アタザナビル硫酸塩
平成26年1月17日	
	1. ドロスピレノン・エチニルエストラジオール ベータデクス
平成26年2月6日	
	1. リバーロキサバン
平成26年2月18日	
	1. ミアンセリン塩酸塩
	2. ビキサロマー
	3. クロルマジノン酢酸エステル・メストラノール
	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール(月経困難症の効能を有する製
	剤)
	ノルエチステロン・メストラノール
	ノルゲストレル・エチニルエストラジオール
	4. デソゲストレル・エチニルエストラジオール
	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール(避妊の効能を有する製剤)
	レボノルゲストレル・エチニルエストラジオール
	5. フェルビナク (医療用)
	6. ミノドロン酸水和物
	7. レゴラフェニブ水和物
	8. 抑肝散(医療用)
	9. サラゾスルファピリジン
	10. スルファメトキサゾール・トリメトプリム
<u> </u>	

11. フェルビナク含有製剤(一般用	1. 7	ェルビナク	クライ製剤	(一般用
--------------------	------	-------	-------	------

12. 抑肝散 (一般用)

### 平成26年3月26日

- 1. レベチラセタム
- 2. ケトプロフェン(注射剤、坐剤)
- 3. ロチゴチン
- 4. ミルタザピン
- 5. イブプロフェンピコノール
- 6. インドメタシン(外皮用剤)ジクロフェナクナトリウム(外皮用剤)ピロキシカム(外皮用剤)フルルビプロフェン(外皮用剤)ロキソプロフェンナトリウム水和物(外皮用剤)
- 7. ケトプロフェン(クリーム剤、ゲル剤、ローション剤、パップ剤)
- 8. ケトプロフェン (テープ剤)
- 9. クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム水和物
- 10. パクリタキセル(非アルブミン懸濁型製剤)

ニロチニブ塩酸塩水和物

<sup>\*</sup>詳細はPMDAの医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載

# 9. 医療機器に係る「使用上の注意」の改訂 平成25年度 指示分(表)

年 月 日	表題
平成25年 5 月20日	磁気共鳴画像診断装置に係る使用上の注意の改訂について
平成25年7月1日	心外膜植込み型ペースメーカリードに係る使用上の注 意の改訂について
平成25年9月20日	気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

<sup>\*</sup>詳細はPMDAの医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載

## 10. 平成25年度 医薬品·医療機器等安全性情報(No. 301-311)(表)

	0. 1/2	23年及 区条的。区域依备寺女王注情和(110.301-311)(衣)
年 月 日	No.	<b></b>
平成25年 5 月28日	301	<ol> <li>再使用可能な手動式肺人工蘇生器の取り扱い上の注意について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         <ul> <li>(1) 組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウワバ細胞由来)</li> <li>(2) テラプレビル</li> </ul> </li> <li>使用上の注意の改訂について(その245)         <ul> <li>(1) ガバペンチン 他(19 件)</li> <li>(2) 植込み型心臓ペースメーカ,除細動機能なし両心室ペーシングパルスジェネレータ</li> </ul> </li> </ol>
平成25年 6 月26日	302	<ul> <li>市販直後調査の対象品目一覧</li> <li>1. 抗リウマチ薬イグラチモドとワルファリンとの相互作用が疑われる重篤な出血について</li> <li>2. 電気自動車の充電器による植込み型心臓ペースメーカ等への影響に係る使用上の注意の改訂について</li> <li>3. 重要な副作用等に関する情報 【1】アンブリセンタン 【2】トラネキサム酸 【3】イグラチモド</li> <li>4. 使用上の注意の改訂について(その246) (1)トルバプタン 他(12件) (2)磁気共鳴画像診断装置 市販直後調査の対象品目一覧</li> </ul>

平成25年7月31日	303	「医薬品・医療機器等安全性情報」No. 303 の訂正について 1. トルバプタンによる肝機能障害について 2. 磁気共鳴画像診断装置に係る使用上の注意の改訂について 3. 重要な副作用等に関する情報 【1】インターフェロン ベータ (リバビリンとの併用の用法を有する製剤) 及びリバビリン (カプセル剤) 【2】カルボプラチン 【3】テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム 【4】トルバプタン 【5】パロキセチン塩酸塩水和物 【6】レベチラセタム 4. 使用上の注意の改訂について (その247) ロキソプロフェンナトリウム水和物 (経口剤) 他 (4件) 市販直後調査の対象品目一覧 1. 医療機関・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査について 2. 重要な副作用等に関する情報 【1】ゴリムマブ (遺伝子組換え) 3. 使用上の注意の改訂について (その248) パリペリドン他 (5件) 市販直後調査の対象品目一覧
平成25年9月25日	305	<ol> <li>ヒドロキシエチルデンプン含有製剤による腎機能障害等について</li> <li>妊娠と薬情報センター事業について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         <ul> <li>(1) アログリプチン安息香酸塩含有製剤</li> <li>(2) バルサルタン含有製剤</li> <li>(3) ビルダグリプチン</li> <li>(4) 黄連解毒湯,加味逍遙散,辛夷清肺湯</li> </ul> </li> <li>使用上の注意の改訂について(その249)             <ul> <li>イソフルラン他(13件)</li> <li>市販直後調査の対象品目一覧</li> </ul> </li> </ol>

平成25年10月30日	306	<ol> <li>平成24年シーズンのインフルエンザワクチン接種後の副反応報告について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         <ul> <li>【1】プロピルチオウラシル</li> <li>【2】ボルテゾミブ</li> <li>【3】ミノサイクリン塩酸塩(経口剤,注射剤)</li> <li>【4】ロサルタンカリウム</li> </ul> </li> <li>使用上の注意の改訂について(その250)         <ul> <li>(1)セレコキシブ他(4件)</li> <li>(2)気管切開用マスク(トラキマスク)</li> </ul> </li> <li>市販直後調査の対象品目一覧</li> </ol>
平成25年11月28日	307	<ol> <li>医薬品副作用被害救済制度の概要と医薬品の使用が適正と認められない事例について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         <ul> <li>(1) アキシチニブ</li> <li>(2) ベバシズマブ(遺伝子組換え)</li> </ul> </li> <li>使用上の注意の改訂について(その251) クロバザム 他(9件)</li> <li>市販直後調査の対象品目一覧</li> </ol>
平成25年12月26日	308	<ol> <li>医療用医薬品の自動車運転等の注意等の記載に関する見直し等について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         【1】ボセンタン水和物</li> <li>使用上の注意の改訂について(その252) ドネペジル塩酸塩 他(5件)</li> <li>市販直後調査の対象品目一覧 (参考資料) (参考資料) 在宅酸素療法における火気の取扱いについて</li> </ol>
平成26年 1 月29日	309	<ol> <li>穿刺部止血デバイスに関する使用上の注意について</li> <li>市販直後調査の対象品目一覧 (参考資料)</li> <li>(参考資料) 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度について</li> </ol>

平成26年2月27日	310	<ol> <li>月経困難症治療剤ヤーズ配合錠による血栓症について</li> <li>リバーロキサバンによる間質性肺疾患について</li> <li>PMDA の患者副作用報告システムの活用について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         <ul> <li>(1) アタザナビル硫酸塩</li> <li>(2) クリゾチニブ</li> <li>(3) クロピドグレル硫酸塩含有製剤</li> <li>(4) バルプロ酸ナトリウム</li> <li>(5) ドロスピレノン・エチニルエストラジオールベータデクス</li> <li>(6) リバーロキサバン</li> </ul> </li> <li>使用上の注意の改訂について(その253)             <ul> <li>ルフィナミド他(8件)</li> <li>市販直後調査の対象品目一覧</li> </ul> </li> </ol>
平成26年3月26日	311	<ol> <li>医薬部外品及び化粧品の副作用報告制度の改正について</li> <li>重要な副作用等に関する情報         <ul> <li>(1) サラゾスルファピリジン</li> <li>(2) スルファメトキサゾール・トリメトプリム</li> <li>(3) フェルビナク (医療用)</li> <li>(4) レゴラフェニブ水和物</li> <li>使用上の注意の改訂について (その254)</li> <li>ミアンセリン塩酸塩 他 (5件)</li> <li>市販直後調査の対象品目一覧</li> </ul> </li> </ol>

<sup>\*</sup>詳細はPMDAの医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載

## 11. PMDA医療安全情報(表) 平成25年度

No.	発行年月	タイトル
37	平成25年4月	インスリン注入器の取扱い時の注意について
38	平成25年5月	蘇生バッグの組立て間違いについて
39	平成25年9月	トラキマスク取扱い時の注意について
40	平成25年10月	ワクチンの取扱い時の注意について
41	平成26年1月	硬膜外カテーテル操作時の注意について
42	平成26年2月	経鼻栄養チューブ取扱い時の注意について
43	平成26年3月	胃瘻チューブ取扱い時のリスクについて

<sup>\*</sup>詳細は PMDA の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載

# 12. 安全対策等拠出金収納状況(表)

(各年度末現在)

年 度	医薬品・医療機	器製造販売業者	薬局医薬品製	造販売業者	合計金額	拠出金率
十 及	納付者数	金 額	納付者数	金 額	百訂並領	拠山金平
	者	百万円	者	百万円	百万円	/1,000
						0.22(体外診断用医薬品以外の
平成 21 年度	3, 019	9 254	7 504	8	2, 362	医薬品)
十成 21 千度	3,019	2, 354	7, 594	0	2, 302	0.11(医療機器・体外診断用
						医薬品)
						0.22(体外診断用医薬品以外の
平成 22 年度	2, 922	2, 530	7, 082	7	2, 537	医薬品)
十八八 22 十尺	2, 922	2, 550	1,002	1	2, 001	0.11(医療機器・体外診断用
						医薬品)
						0.22(体外診断用医薬品以外の
平成 23 年度	2, 974	2, 596	6, 694	7	2,603	医薬品)
十八人 23 千万	2,914	2, 590	0,004	•	2,003	0.11(医療機器・体外診断用
						医薬品)
						0.22(体外診断用医薬品以外の
平成 24 年度	2,970	2, 768	6, 186	6	2,774	医薬品)
一一次 24 千皮	2, 310	2, 100	0, 100	0	2, 114	0.11(医療機器・体外診断用
						医薬品)
						0.22(体外診断用医薬品以外の
平成 25 年度	3, 023	2, 810	5, 866	6	2, 816	医薬品)
一个从40 十段	3, 023	2, 310	5, 600	0	2,010	0.11(医療機器・体外診断用
						医薬品)

### 13. 手数料一覧表(表)

## ① 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の審査等に係る手数料

(平成21年4月1日施行。なお、平成26年4月1日改定の新旧対照表は、別紙のとおり。)

	_		_				を項を表し				Т		手数料額	(単位:円
				区	2	分					-	審査	適合性	計
薬	品	製	造	業	許	可	に	係	る	調	査	田 五	たロロ	н
*	нн	40	, <u>e</u>		ш		,-	IX		mej -	н		148,100	148,10
									実	t	地		16条1項1号イ	140,10
fi		規		業		許		可						111.50
									書	ī	面		111,500	111,50
											4		16条1項1号口	
									実	j	地一		97,400	97,40
₹	分		変	更			追	加			_		16条1項2号イ	
_	,,		_	~			~		書	ī	面		55,300	55,30
									•		ш		16条1項2号口	
									実		地		97,400	97,4
業		許		可		更		新			10		16条1項3号イ	
*		п		-,		X		471		;	面		55,300	55,3
									書		ш		16条1項3号口	
薬	品 夕	┡ 国	製	造	業者	認	定	に	係	る調	査			
									<b>—</b>		Lik		133,300 +旅費	133,300 十旅
4-		40		4114				_	実	,	地一		16条2項1号イ	
新		規		業		認		定					58,100	58,10
									書	[	面		16条2項1号口	
													64,600 +旅費	64,600 十折
									実		地		16条2項2号イ	
区	分		変	更	•		追	加					39,700	39,7
									書	ī	面		16条2項2号口	,-
													64,600 +旅費	64,600 十折
									実	i	地一		16条2項3号イ	• 1,000 1 M
業		認		定		更		新			+		39,700	39,7
									書	ī	面		39,700 16条2項3号口	33,7
薬		a .	審	査	(	新	規		承	認	)		10米2項3亏口	
栄		П	毌	且	(	机	环		序	邟	,	00 700 100	C FF0 C00	20 247 7
									先の	申請品	目	23,788,100	6,559,600	30,347,7
新 医	薬品	۱ ( <del>۲</del>	· の 1	) (	オー :	ファ	ン以	外 )			+	17条1項1号イ(1)	17条2項1号イ	4.400.0
									規格	発達い品	目	2,464,000	1,639,800	4,103,8
											4	17条1項1号イ(3)	17条2項1号ハ	
									先の	申請品	目	19,934,100	3,286,000	23,220,1
新 医	薬	品(	その	1)	(オ	_	ファ	ン )			4	17条1項1号イ(2)	17条2項1号口	
									規格	発達い品	目	2,061,500	818,100	2,879,6
												17条1項1号イ(4)	17条2項1号二	
									先 の	申請品	Ħ.	11,353,100	2,463,200	13,816,3
新医	薬 品	L ( 7	- 0 2	) (:	<del>+</del>	ファ	ン以	外)				17条1項1号イ(5)	17条2項1号ホ	
171	- X H	• • •	, _	, ,		• •		, ,		・違い品	日	1,174,300	615,900	1,790,2
									אני זוני	1 Æ V·HH	П	17条1項1号イ(6)	17条2項1号へ	
									<b>生</b>	) 申請品		9,345,700	1,232,500	10,578,2
ᄯᄹ	- #	<b>-</b> /	z n	o )	( <b>+</b>		ファ:	٠. ١	l -	一种胡加		17条1項1号イ(7)	17条2項1号ト	
机区	*		-( 0)	2 )	( )		<i>,</i>	,		達い品		1,004,100	310,100	1,314,2
									戏作	3 连い口口	Н	17条1項1号イ(8)	17条2項1号チ	
4. 24	× Æ	,de	- F	被	- <i>(</i>	'#	A 44	- =r	T *	· + 11	,	412,100	214,000	626,1
友 艽	1 达	簱	用 达	采	<u> </u>	旭	E 15	E ali	可宜	: あり	,	17条1項1号イ(9)	17条2項1号リ	
									<b>4</b> 0			1,291,600		1,291,6
						_				) 申請品	P	17条1項1号イ(10)		***************************************
					スイ:	ッチ	ОТО	〉等				1,291,600		1,291,6
- f	般 月	月 ほ	薬	品					規格	路違い品	目	17条1項1号イ(10)		
				-								110,300		110,3
					そ			の		1	他	17条1項1号イ(11)		
												584,100		584,1
		断	用	医 薬	品	(	承 認	基	準	なし	)	17条1項1号イ(14)		004,1
<b>本</b> ダ	小 診										$\dashv$	282,900		282,9
体を	小 診								基	-	本	282,900 17条1項1号イ(13)		202,9
体が	小 診								4	•				
		折 用	医薬	品(	承認	基	準あ	IJ)			+			20.0
		折用	医薬	品(	承 認	基	準あ	り)		ーズ追加	加一	60,300		60,3
		折 用	医薬	品(	承 認	基	準あ	y )			<b>л</b> о -	60,300 17条1項1号イ(12)		
体 外			医薬	品 (	承認品		準 あ -	り)	シリ	一ズ追加	加品	60,300 17条1項1号イ(12) 63,500		
体 外	· 診 🏻								シリ	一ズ追加	-	60,300 17条1項1号イ(12) 63,500 17条1項1号ロ、ハ		63,5
	· 診 🏻							化	シリ	一ズ追加	-	60,300 17条1項1号イ(12) 63,500		

手数料額 適合性 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700 17条2項2号ハ 300 1,232,500 17条2項2号ニ 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 17条2項2号ハ	1,673,300 325,800 9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号ハ 300 1,232,500 17条2項2号二 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700	1,673,300 325,800 9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号ハ 300 1,232,500 17条2項2号二 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700	1,673,300 325,800 9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700
400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700 17条2項2号ハ 300 1,232,500 17条2項2号ニ 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700	325,800 9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号ハ 300 1,232,500 17条2項2号二 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700	325,800 9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
120,700 17条2項2号/\ 300	9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
17条2項2号ハ 300 1,232,500 17条2項2号二 600 310,100 17条2項2号木 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700	9,666,800 1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
1,232,500 17条2項2号二 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700	1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
17条2項2号二 600 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700	1,185,700 242,500 12,653,700 1,673,300
500 310,100 17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700	242,500 12,653,700 1,673,300
17条2項2号ホ 700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700	242,500 12,653,700 1,673,300
700 109,800 17条2項2号へ 500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700	12,653,700 1,673,300
17条2項2号へ 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号ハ	12,653,700 1,673,300
500 2,463,200 17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号ハ	1,673,300
17条2項2号イ 400 615,900 17条2項2号ロ 100 120,700 17条2項2号ハ	1,673,300
400 615,900 17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号ハ	
17条2項2号口 100 120,700 17条2項2号/\	
100 120,700 17条2項2号ハ	325,800
17条2項2号ハ	325,800
1 11 1	
300 1,232,500	9,666,800
17条2項2号二	
600 310,100	1,185,700
17条2項2号ホ	
700 109,800	242,500
17条2項2号へ	
500 2,463,200	12,653,700
17条2項2号イ	
400 615,900	1,673,300
17条2項2号口	
600	35,600
100 120,700	325,800
17条2項2号ハ	
500	10,190,500
400	1,057,400
600	35,600
400	56,400
	55,700
	295,800
800	200,000
800	143,500
	143,300
	31,900
500	31,900
500	
500	35,600
5,	5,600 6,400

				-	-							手数料額	
				Σ	<u> </u>	分					審査	適合性	計
	薬	밂	G	М	Р	適	合	性	調	査			
										_		739,800	739,800
			_					国		内		17条4項1号口(1)	
	新		医			薬	1	品				933,500 +旅費	933,500 十旅費
								海		外		17条4項1号口(2)	
												666,100	666,100
				_				国		内		17条4項1号イ(1)	
	生物	物由来	医 薬	品•	放射	性 医	薬 品	Ι.				844,400 十旅費	844,400 十旅
承								海		外		17条4項1号イ(2)	
認												201,300	201,300
変								国		内		17条4項1号ハ(1)	
輸出	滅	菌医	薬品	• 滅	菌	医薬:	部 外	딞				229,800 +旅費	229,800 十旅
用用								海		外		17条4項1号ハ(2)	
製								+				141,200	141,200
造								玉		内		17条4項1号二(1)	171,20
	上	記以か	トのほ	톤 薬	品 •	医薬	部外	品——				155,400 十旅費	155,400 十旅
								海		外		17条4項1号二(2)	100,400 1 //(3
													62.00
								国		内		63,800	63,800
	包装	接・表:	示・保	: 管、	外音	邹 試 験	検 査	等——		_		17条4項2号イ、5項1号イ	04.000 1 #5
								海		外		84,800 +旅費	84,800 十旅
								-				17条4項2号口、5項1号口	400.00
								国		内		436,000	436,00
					基		:	本				17条4項3号イ(1)	
							海		外		554,200 十旅費	554,200 十旅到	
	生物	物由来	医薬	品。			_				17条4項3号イ(2)		
	双纟	射性医	主楽 品	1 等			玉		内		30,500	30,500	
					品	目	追 :	ьь —				17条4項3号イ(1)	
					нн	_	~	海		外		30,500	30,500
								/1-4		′'		17条4項3号イ(2)	
								国		内		380,000	380,000
					基			<b>ф</b>		r 3		17条4項3号口(1)	
					*		4	Ι.	海	外		480,000 十旅費	480,000 十旅
		菌 医	薬・	品 •				/щ		71		17条4項3号口(2)	
нн	滅「	菌医道	薬 部 !	外品				国		rta .		12,400	12,40
至目					品	目		加一		内		17条4項3号口(1)	
承認					пп	Ħ	追			ы		12,400	12,40
更								海		外		17条4項3号口(2)	
新輸								1		+		336,500	336,50
出					++			国		内		17条4項3号ハ(1)	
用更					基			<b>本</b>		_		409,400 十旅費	409,400 十旅
新	上部	记以外(	の医薬	5 品。				海		外		17条4項3号ハ(2)	
	医	薬:										9,600	9,60
					_	_		国		内		17条4項3号ハ(1)	
					品	目	追 :	ho				9,600	9,600
								海		外		17条4項3号ハ(2)	
												258,500	258,500
					l			国		内		17条4項3号二(1)、5項2号イ	
					基		:	本 —				338,100 +旅費	338,100 +旅
	<b>5</b> "	± . ± ·	_ /-	盔				海		外		17条4項3号二(2)、5項2号口	233,100 1 1/13
		接・表: 部 試 5						+				6,700	6,700
								国		内		17条4項3号二(1)、5項2号イ	0,700
					品	目	追	bo ——				<u> </u>	6.70
								海		外		6,700	6,700

B     B     A     2.062,400     2.062,400       17条3項1号イ・9項2号イ(1)     2.282,600 + 旅費     2.282,600 + 旅費       17条3項1号ロ・9項2号イ(2)     2.282,600 + 旅費       E     薬品 施 床 基 準 適 合 性 調 査     2.723,200     2.723,200       第     17条3項2号イ       第     3.011,900 + 旅費     3.011,900 + 旅費       17条3項2号ロ     720,800     720,800       17条3項2号ロ     751,800 + 旅費       第     751,800 + 旅費     751,800 + 旅費       17条3項2号二     645,200     645,200       645,200 + 旅費     17条3項2号ホ       第     950,200 + 旅費     950,200 + 旅費       17条3項2号へ	注)	手数米	料額欄の	下段は	、薬事:	法関係	系手数	料令の	条項を	表したも	のであ	る。				(単位:円)		
Table   Ta						-	7								手数料額			
B						Ľ	<u> </u>	״						審査	適合性	計		
B	医	薬	品	非	臨	床	基	準	適	i 合	性	調	査					
G L P							田						内		2,062,400	2,062,400		
大田   17条3項2号元(2)   17条3项2号元(2)   17条3项2号元(2)   17条3项2号元(2)   17条3项2号元(2)   17条3项2号元(2)   17条9项2号元(2)   17条9项2号元(3)   17条9∞26223   172800   172800   172800   172800   172800   172800   172800   1		_				_							Pi		17条3項1号イ・9項2号イ(1)			
<ul> <li>医薬品除床基準適合性調査</li> <li>大の申請品目</li></ul>		G		_			<b>≯</b> =						ы		2,282,600 +旅費	2,282,600 +旅費		
## A P P S P R P R P R P R P R P R P R P R P							/III						71		17条3項1号ロ・9項2号イ(2)			
## A B B B B B B B B B B B B B B B B B B	医	薬	品	臨	床		基	準	適	合	性	調	査					
## G C P											田		пħ		2,723,200	2,723,200		
##							# /	л ф	●主		_		M		17条3項2号イ			
## A B B B B B B B B B B B B B B B B B B							7E 0	<i>7</i> ) +	嗣	nn H			ы		3,011,900 +旅費	3,011,900 +旅費		
現格達い品目		±c	_		_	_					/##		71		17条3項2号口			
規格違い品目		利	G		C	Р					E		ф		720,800	720,800		
海 外   751,800 + 旅費   772,300 + $\kappa$   772,300 + $\kappa$							±8 ±	<b>夕</b> 、			_		M		17条3項2号ハ			
A							75元 1	17 连	٠,	nn H			ы		751,800 +旅費	751,800 +旅費		
後 発 G C P   国 内											/##	71		17条3項2号二				
後 発 G C P											Ð		+		645,200	645,200		
海		14.		<b>5</b> %		_		0		_					17条3項2号ホ			
E 薬 品 再 審 査		仮		釆		G		C		۲		伝	м		950,200 +旅費	950,200 +旅費		
確認・調査     先の申請品目     806,600     2,673,700     3,480,300       規格違い等品目     17条8項1号イ     17条9項1号イ       日本の申請品目     271,500     892,100     1,163,600       17条8項1号口     17条9項1号口       17条9項2号口(1)     2,409,600 + 旅費     2,409,600 + 旅費       17条9項2号口(2)     752,600     752,600       海外     17条9項2号口(3)       海外     772,300 + 旅費       772,300 + 旅費											/##		71		17条3項2号へ			
確認・調査 規格違い等品目 コ7条8項1号イ 17条9項1号イ 17条8項1号ロ 17条9項1号ロ 17条8項1号ロ 17条9項1号ロ 17条9項2号ロ(1) 2,409,600 +旅費 17条9項2号ロ(2) 現格違い等品目 現格違い等品目 内 17条9項2号ロ(3) 万2,300 752,600 17条9項2号ロ(3) 第 772,300 +旅費	医		薬			品		再	Ī		審		査					
確 認 ・ 調 査							<b>4</b>	Φ	-	<b>±</b>	主	_	В	806,600	2,673,700	3,480,300		
現 格 達 い 等 品 目   271,500   892,100   1,163,600   1,163,600   17条8項1号ロ   17条9項1号ロ   2,193,300   2,193,300   2,193,300   17条9項2号ロ(1)   2,409,600 + 旅費   17条9項2号ロ(2)   17条9項2号ロ(3)   17条9項2号ロ(3)   17条9項2号ロ(3)   772,300 + 旅費   772,300 + 旅費   772,300 + 旅費   17条9項2号ロ(3)   1,163,600   17条9項2号ロ(3)   1,163,600   17条9項2号ロ(3)   17条9項2号ロ(3)   1,163,600   17条9項2号ロ(3)   1,163,600   1,163,		本	郵		靈田	本	<i>)</i> L	0)		۲	門	ПÄ		i nn		17条8項1号イ	17条9項1号イ	
17条8項1号ロ   17条9項1号ロ   17条9項1号ロ   2,193,300   2,193,300   2,193,300   17条9項2号ロ(1)   2,409,600 + 旅費   17条9項2号ロ(2)   17条9項2号ロ(3)   17条9項2号ロ(3)   772,300 + 旅費   772,300 + κξ   772,300 +		ΉŒ.	心		可	且	±Β	故	浩	15	笙	0	В	271,500	892,100	1,163,600		
G     P     S     P     国     内     17条9項2号ロ(1)       海     外     17条9項2号ロ(2)       海     17条9項2号ロ(2)       財     752,600     752,600       17条9項2号ロ(3)     772,300 + 旅費							が	1111	连	٠.	ਚ	пп	п	17条8項1号口	17条9項1号口			
G P S P 規格達い等品目     国 内 17条9項2号口(1)       17条9項2号口(2)     2,409,600 + 旅費 17条9項2号口(2)       17条9項2号口(3)     752,600 752,600 17条9項2号口(3)       海 外 772,300 + 旅費											H		ц		2,193,300	2,193,300		
毎 外 2,409,600 + 旅費 2,409,600 + 旅費 17条9項2号ロ(2)							# /	νф	主		_		P		17条9項2号口(1)			
G P S P 規格違い等品目							). (	<i>/</i> / +	胡	nn 🗆			ы		2,409,600 +旅費	2,409,600 十旅費		
規格違い等品目 規格違い等品目 海外 752,600		_	_		c	_					/##		71		17条9項2号口(2)			
規格違い等品目 - 17条9項2号口(3) - 772,300 + 旅費 772,300 + 旅費		d	-		3	_					田		rt.		752,600	752,600		
海 外 772,300 + 旅費 772,300 + 旅費							±8 ±4		1、笋		_		M		17条9項2号口(3)			
/# 71 17条9項2号口(4)							况作	1 连 1	v'寺				ы		772,300 +旅費	772,300 +旅費		
											/##		71		17条9項2号口(4)			

## ② 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の審査等に係る手数料

(平成21年4月1日施行。なお、平成26年4月1日改定の新旧対照表は、別紙のとおり。)

	T DECIMAN V T PX I				~ ~ ~ ~ C	<u>を表したものである。</u>		手数料額	(単位:₽
		区	分	}			審査	適合性	計
療	機器	製 造 業	許	可	IC.	係 る 調 査			
						<b>_</b>		148,100	148,10
		ule			_	実 地		16条1項1号イ	
新	規	業	計	Ŧ	可			111,500	111,50
						書面		16条1項1号口	
								97,400	97,40
_						実 地		16条1項2号イ	
区	分 変	更 更	•	追	加			55,300	55,30
						書 面		16条1項2号口	
								97,400	97,4
						実 地		16条1項3号イ	·
業	許	可	更	Ē	新			55,300	55,3
						書 面		16条1項3号口	,-
療機	幾 器 外 [	国 製 造	業 者	記	定に	∟ <mark>⊂ 係 る 調 査</mark>		1 - 5/4 - 5/2 - 5 /	
								133,300 +旅費	133,300 十旅
						実 地		16条2項1号イ	,
新	規	業	認	2	定			58,100	58,1
						書 面		16条2項1号口	00,1
								64,600 +旅費	64,600 十方
						実 地		16条2項2号イ	04,000 1 //
区	分 変	更	•	追	加			39,700	39,7
						書 面		16条2項2号口	39,7
								64,600 十旅費	64,600 十方
						実 地			04,000 + //
業	認	定	更	Ē	新			16条2項3号イ 39,700	39,7
						書 面		16条2項3号口	39,7
療	機器	審査	(	新	規	承 認 )		10米2項3万日	
737	TAX THE	# A	T	ועה	796	7 100 /	8,705,500	664,500	9,370,0
						新 医 療 機 器	17条1項1号二(1)	17条2項1号ヌ	9,370,0
			ク	ラ :	ス IV		6,213,000	664,500	6,877,5
						改良医療機器	17条1項1号二(2)	17条2項1号又	0,077,0
							6,213,000	664,500	6 077 5
						新 医 療 機 器			6,877,5
医療	聚機器承認	(臨床あり)	ク	ラ :	ス 皿		17条1項1号二(3)	17条2項1号又	4.005
						改良医療機器	3,721,200	664,500	4,385,7
							17条1項1号二(4)	17条2項1号ヌ	0.077.
						新 医 療 機 器	6,213,000	664,500	6,877,5
			ク	<b>ラ</b> :	ス II		17条1項1号二(3)	17条2項1号又	
						改良医療機器	3,721,200	664,500	4,385,7
							17条1項1号二(4)	17条2項1号又	
						改良医療機器	2,355,400	68,500	2,423,9
			ク	<b>ラ</b> :	z Ⅳ		17条1項1号二(7)	17条2項1号ヲ	
						後発医療機器	1,767,700	68,500	1,836,2
							17条1項1号二(8)	17条2項1号ヲ	
						改良医療機器	1,409,900	68,500	1,478,4
				<b>-</b> , ·	ス 皿		17条1項1号二(9)	17条2項1号ヲ	
医 (元:	療機	器承認	ク	, ,		後発医療機器	1,409,900	68,500	1,478,4
医 (承	療 機 認基準なし	器 承 認 、臨床なし)	ク	, ,			17条1項1号二(9)	17条2項1号ヲ	
医 (承	療 機 ¦ 認基準なし	器 承 認 、臨床なし)	2	, ,					
医 (承	療 機 ¦ 認基準なし	器 承 認 、臨 床なし)	7			改良医療機器	1,409,900	68,500	1,478,4
医 (承	療 機 ¦ 認基準なし	器 承 認 、臨 床なし)					1,409,900 17条1項1号二(9)		1,478,
医 (承	療 機 ¦ 認基準なし	器 承 認 、臨床なし)			スⅡ		17条1項1号二(9) 1,409,900	68,500 17条2項1号ヲ 68,500	
医 (承	療 機 ; 認基準なし	器 承 認、、臨床なし)			スⅡ	_	17条1項1号二(9)	68,500 17条2項1号ヲ	
医 (承)	療機(	器 承 認、			Z II	後発医療機器	17条1項1号二(9) 1,409,900	68,500 17条2項1号ヲ 68,500	1,478,4
医 (承)	療 機 ;認基準なし	器・承・認、臨床なし)			Z II	_	17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9)	68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	1,478,4
医	療機;	器承認	<i>р</i>		ス II クラ	後発医療機器	17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200	68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500	1,478 497.
医		器承認	<i>р</i>		ス II クラ	後発医療機器	17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(5)	68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ル	1,478.4
<b>医</b>	療機;	器承認	<i>р</i>		ス II クラ クラ	後発医療機器 スIV スII	17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(5) 344,100	68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ル 68,500	1,478,4 497,7 412,6
医	療機;	器承認	<i>р</i>		ス II クラ クラ	後発医療機器	17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(5) 344,100 17条1項1号二(6)	68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ル 68,500 17条2項1号ル	1,478,4 497,7 412,6
医	療機;	器 承 認、臨床なし)	<i>р</i>		ス II クラ クラ	後発医療機器 スIV スII	17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(5) 344,100 17条1項1号二(6) 344,100 17条1項1号二(6) 35,600	68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ル 68,500 17条2項1号ル 68,500	1,478,4 1,478,4 497,7 412,6

注)	手	数料額	頂欄	の下	段に	は、薬	事法	関係	手拳	数料=	令の	条項	を	表したものである。			(単位:円)
							区		,	<b>分</b>						手数料額	
							스		7	ים.					審査	適合性	計
医	療	機	器	審	査	(	承	認	事	項	_	部	変	芝 更 承 認 )			
													,	r = .= .* =	4,357,500	664,500	5,022,000
									_	_	7	π.	- 1 '	所 医 療 機 器	17条1項2号二(1)	17条2項2号ト	
									9	フ	^	. 17		数 良 医 療 機 器	3,109,900	664,500	3,774,400
													1	汉及区原饭品	17条1項2号二(2)	17条2項2号ト	
													ź	新 医 療 機 器	3,109,900	664,500	3,774,400
	,	医療相	继旦	:	<b>3</b> 71 (	医	± ±	11.5	ь	_	7	п	- 1 -	列 区 惊 饭 奋	17条1項2号二(3)	17条2項2号ト	
	12	즈 /京 1	戍 祁	小子(	iici (	は前し	1 do	9)	')	,	^	. п		数 良 医 療 機 器	1,872,400	664,500	2,536,900
													1	汉及区凉饭品	17条1項2号二(4)	17条2項2号ト	
														新 医 療 機 器	3,109,900	664,500	3,774,400
									h	=	7	. I	- 1 '	列 区 凉 饭 爺	17条1項2号二(3)	17条2項2号ト	
														数良医療機器	1,872,400	664,500	2,536,900
														及 区 凉 版 fif	17条1項2号二(4)	17条2項2号ト	
														数 良 医 療 機 器	1,181,200	37,100	1,218,300
									h	=	マ	. 17		及 区 凉 版 fif	17条1項2号二(7)	17条2項2号リ	
														<b></b>	884,200	37,100	921,300
													ľ	久元 匹 赤 成 吅	17条1項2号二(8)	17条2項2号リ	
													1	数 良 医 療 機 器	709,500	37,100	746,600
		医组							ク	=	ス	. 1	- 11	人民巨派成品	17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
	(	承認	基:	隼な	ι,	. 臨力	床な	し)	•		•			<b>後発医療機器</b>	709,500	37,100	746,600
													,	久元 匹 赤 成 吅	17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
													1	数良医療機器	709,500	37,100	746,600
									ク	=	ス	. I			17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
											•			<b>後発医療機器</b>	709,500	37,100	746,600
	L														17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
												ク	ラス	ΚIV	217,600	37,100	254,700
															17条1項2号二(5)	17条2項2号チ	
		医组										ク	ラス	KΠ	173,600	37,100	210,700
	(	承認	基:	革あ	り、	臨力	床な	し)					-		17条1項2号二(6)	17条2項2号チ	
												ク:	ラス	ĶΙ	173,600	37,100	210,700
	1											•			17条1項2号二(6)	17条2項2号チ	

手数料額 審査 適合性 計 М S 適 性 調 739,800 玉 内 17条4項1号口(1) 新 機 器 医 療 933,500 +旅費 933,500 +旅費 海 外 17条4項1号口(2) 666.100 666 100 玉 内 17条4項1号イ(1) 生物由来医療機器・ 高度管理医療機器(クラスIV)等 844.400 十旅費 844,400 十旅費 海 外 承認 17条4項1号イ(2) 201,300 201,300 玉 内 17条4項1号ハ(1) 輸出 滅 蒝 医 療 機 器 229,800 +旅費 229,800 十旅費 外 海 用 17条4項1号ハ(2) 141,200 诰 玉 内 17条4項1号二(1) 上 記 以 外 の 医 療 機 器 155,400 十旅費 155,400 十旅費 17条4項1号二(2) 63,800 内 17条4項2号イ、5項1号イ 包装・表示・保管、外部試験検査等 84,800 十旅費 84,800 十旅費 外 17条4項2号口、5項1号口 436,000 436.000 玉 内 17条4項3号イ(1) 基 本 554,200 十旅費 554,200 十旅費 外 海 生物由来医療機器 17条4項3号イ(2) 高度管理医療機器(クラスIV)等 30 500 30 500 国 内 17条4項3号イ(1) 品 目 追 加 30,500 30.500 海 外 17条4項3号イ(2) 380,000 玉 内 17条4項3号口(1) 基 本 480,000 十旅費 480,000 十旅費 海 外 17条4項3号口(2) 滅菌医療機器 12,400 品目 玉 内 17条4項3号口(1) [承認更新 品目追加 12,400 12,400 海 外 17条4項3号口(2) 輸出 336,500 336,500 玉 内 17条4項3号ハ(1) 其 用 太 409.400 十旅費 409,400 +旅費 海 外 17条4項3号ハ(2) 上記以外の医療機器 9,600 9,600 内 国 17条4項3号ハ(1) 品 目 追 加 9,600 9,600 海 外 17条4項3号ハ(2) 258,500 258,500 玉 内 17条4項3号二(1)、5項2号イ 基 本 338,100 十旅費 338,100 十旅費 海 外 17条4項3号二(2)、5項2号口 包装·表示·保管、外部試験検査等 6,700 6,700 玉 17条4項3号二(1)、5項2号イ 品 目 追 加 6,700 6,700 海 外 17条4項3号二(2)、5項2号口

(単位:円)

注)手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

注)	手数	料額欄	の下具	没は、	薬事法	関係	手	数料台	うの <i>言</i>	条項を	を表し	したも	っのでも	ある。			(単位:円)
					×	,	,	分								手数料額	
					Δ	<u> </u>	•	/)							審査	適合性	計
医	療	機	器	非	臨	床	基	準	ì	窗	合	性	調	査			
							王							内		2,062,400	2,062,400
	G					Р	国							M		17条3項1号イ・9項2号イ(1)	
	u			-			海							外		2,282,600 +旅費	2,282,600 +旅費
							/##							71		17条3項1号ロ・9項2号イ(2)	
医	療	機	器	臨	床	基	ţ	準	適	슫	<b>1</b> 1	性	調	査			
							王							内		635,300	635,300
	G		c			Р	三							M		17条3項3号イ	
	G		•	,			海							外		918,400 +旅費	918,400 +旅費
							/44							71		17条3項3号口	
医		療		機		뮒	ł		再			審		査			
	新			医			療				機			嘂	502,600	624,600	1,127,200
	刺			区			/京				放			拉	17条8項2号イ	17条9項1号ハ	
	新		医		療		機		_	<b>2</b>		以		外	51,600	624,600	676,200
	机		达		僚		惤		7	i <del>li</del>		以		71	17条8項2号口	17条9項1号ハ	
							玉							内		610,700	610,700
			Р	_		Р	三							M		17条9項2号口(5)	
	G		٢	S	•		<b>½</b> =							7		949,000 +旅費	949,000 +旅費
							海							外		17条9項2号口(6)	

## ③ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則第4条で定める手数料区分

(平成24年4月1日施行。なお、平成26年2月21日改正の新旧対照表は、別紙のとおり。)

(単位:円)

			手 数 料 額	納付時期
対面	i助言			
	医薬品手続相談	1相談当たり	139,800	
=	医薬品生物学的同等性試験等相談	1相談当たり	556,000	
	医薬品安全性相談	1相談当たり	1,782,800	
	医薬品品質相談	1相談当たり	1,478,300	
	医薬品第 I 相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	4,239,400	
	医薬品第 I 相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	3,186,100	
	医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	1,623,000	
	医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	1,222,500	
	医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	3,028,400	
	医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	2,274,200	
	医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オーファン以外)	1相談当たり	6,011,500	
	医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オーファン)	1相談当たり	4,515,700	
	医薬品申請前相談(オーファン以外)	1相談当たり	6,011,400	
	医薬品申請前相談(オーファン)	1相談当たり	4,513,000	
	医薬品再評価·再審査臨床試験計画相談	1相談当たり	3,320,600	
	医薬品再評価·再審査臨床試験終了時相談	1相談当たり	3,319,400	
Ī	医薬品追加相談(オーファン以外)	1相談当たり	2,675,600	
	医薬品追加相談(オーファン)	1相談当たり	2,010,400	
	医薬品信頼性基準適合性相談(オーファン以外)	1相談当たり	2,875,500	
医	医薬品信頼性基準適合性相談(オーファン)	1相談当たり	2,157,200	=
薬	医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり	3,049,300	
品	医薬品事前評価相談(非臨床:毒性)	1相談当たり	2,061,100	
	医薬品事前評価相談(非臨床:薬理)	1相談当たり	2,061,100	
1	医薬品事前評価相談(非臨床:薬物動態)	1相談当たり	2,061,100	-
1	医薬品事前評価相談(第 I 相試験)	1相談当たり	3,484,700	-
1	医薬品事前評価相談(第Ⅱ相試験)	1相談当たり	4,497,400	-
1	医薬品事前評価相談(第Ⅱ相/第Ⅲ相試験)	1相談当たり	6,985,700	-
-	医薬品優先審査品目該当性相談	1相談当たり	823,300	<del>-</del>
-	医薬品優先審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)	1相談当たり	168,700	<del>-</del>
1	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)	1相談当たり	3,028,400	-
-	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)	1相談当たり	1,111,000	<del>-</del>
-	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(適格性評価)	1相談当たり	921,900	<del>-</del>
E	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(試験計画要点確認)	1相談当たり	403,100	-
=	医薬品戦略相談	1相談当たり	1,498,800	
Ξ	医薬品戦略相談	1相談当たり	149,800	-
	(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業*)	「旧談当だり	143,000	
	後発医薬品生物学的同等性相談	1相談当たり	997,500	
	後発医薬品品質相談	1相談当たり	491,800	
	スイッチOTC等申請前相談	1相談当たり	1,501,100円	対面助言実施日の日程調整
	治験実施計画書要点確認相談	1相談当たり	502,500円	後、申込までに納付
	新一般用医薬品開発妥当性相談	1相談当たり	199,100円	
	医療機器開発前相談	1相談当たり	135,200	
	医療機器安全性確認相談(生物系を除く)	1相談当たり	822,100	
	生物系医療機器安全性確認相談	1相談当たり	910,100	
	医療機器品質相談(生物系を除く)	1相談当たり	775,400	
	生物系医療機器品質相談	1相談当たり	921,400	
	医療機器性能試験相談	1相談当たり	845,900	
	医療機器臨床評価相談	1相談当たり	1,026,600	1
	医療機器探索的治験相談	1相談当たり	1,105,300	1
	医療機器治験相談	1相談当たり	2,413,000	1
	医療機器申請前相談	1相談当たり	2,413,000	1
	医療機器申請手続相談	1相談当たり	135,200	1
	医療機器追加相談	1相談当たり	1,130,100	1
. 1	医療機器信頼性基準適合性相談	1相談当たり	772,900	

			手	数 料 額	納付時期
対面	前助言				
機	医療機器事前評価相談(品質)		1相談当たり	2,982,300	
器	医療機器事前評価相談(非臨床)		1相談当たり	2,982,300	
体	医療機器事前評価相談(臨床)		1相談当たり	4,490,800	
診	医療機器戦略相談		1相談当たり	849,700	
•	医療機器戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャ	一企業**)	1相談当たり	84,900	
	体外診断用医薬品開発前相談		1相談当たり	139,900	
	体外診断用医薬品品質相談		1相談当たり	345,500	
	体外診断用医薬品基準適合性相談		1相談当たり	442,800	
	体外診断用医薬品臨床評価相談		1相談当たり	675,400	
İ	体外診断用医薬品臨床性能試験相談		1相談当たり	1,594,700	
İ	体外診断用医薬品申請前相談		1相談当たり	1,594,700	
i	体外診断用医薬品申請手続相談		1相談当たり	135,200	
i	体外診断用医薬品追加相談		1相談当たり	927,500	
	体外診断用医薬品事前評価相談(品質)		1相談当たり	2,982,300	
	体外診断用医薬品事前評価相談(非臨床)		1相談当たり	2,982,300	
	体外診断用医薬品事前評価相談(臨床)		1相談当たり	4,490,800	
	遺伝子治療用医薬品資料整備相談		1相談当たり	223,500	
	後発医療用医薬品簡易相談		1相談当たり	21,000	
İ	一般用医薬品簡易相談		1相談当たり	21,000	
簡易	医薬部外品簡易相談(殺虫・殺そ剤を含む)		1相談当たり	21,000	
相	医療機器·体外診断用医薬品簡易相談		1相談当たり	34,300	
談	新医薬品記載整備等簡易相談		1相談当たり	21,000	
ŀ	GMP/QMS調査簡易相談		1相談当たり	24,700	
憂力	対面助言品目指定審査		11000000		
	薬品優先対面助言品目指定審査		1申請当たり	818,800	
	療機器·体外診断用医薬品優先対面助言品目指定審?	 <b></b>	1申請当たり	818.800	――予め納付してから機構に依頼
_	性試験調査		1 1 11/2 12 2	,	
	試験項目(医薬品及び医療機器)		1施設につき	3,023,800	
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	国内	1施設につき	2,062,400	
全	試験項目(医薬品又は医療機器)	海外	1施設につき	2.282.600 +旅費	   予め納付してから機構に依頼
둞	験項目限定	(- <del></del>	1施設につき	995,200	,
-	加適合認定		1施設につき	932,600	
	<b>路</b>		·//0µ2.1- / C	32,000	
	験薬GMP証明(実地調査を伴うもの)		1施設1品目につき	739,800	
	験薬GMP証明(実地調査を伴わないもの)		1施設1品目につき	15,100	
	薬品製剤証明		1品目につき	15,100	
	の他の証明		1品目1事項につき	8,400	
	∤保管室の使用		·## - 7-7,10 / C	0,100	
~ 1	170 L Z -7 K/II		1個室につき1日当たり	3,000	使用期間終了後、機構からの請求により納付

※別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業 原則として、下記の要件を本て満たすこと。 (大学・研究機関) ・国から当該シーズに係る研究費を医薬品については9,000万円、医療機器については5,000万円程度以上受けていないこと ・当該シーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと ・当なシーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと ・当なシーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと ・当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと ・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下) ・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと ・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと ・前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益がないこと

			新									旧		別紙
nitrate st. / mm st		B) - + - 1/5	************	小林日本中文体上位于了	u. ded			and the sales and a	/ PTI See		4==>:=+-4/	<b>E*O E**********************************</b>		dit. del
<b>乗争広(昭不</b> 注)手数料額欄の下段は、薬事法関係			乗品、医乗部外品又は	化粧品の審査等に係る手数	<b>双科</b> (単位:円)	;±1	/ 主粉料類標			35年法律第1 兵数料令の条項を表		医栗品、医栗部外品メは	は化粧品の審査等に係る手	· <b>飲料</b> (単位:円)
	S 分	007 (20-0)		手数料額	(平区:17)	1	7 30.4410618	107 112101 767	E E		007 (007 007 007 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0		手数料額	(平位:17)
			審査	適合性	ät							審査	適合性	計
医薬品製造業	許可に係	る調査					<b>医薬</b>	品製造	業	許可に	係 る 調 査			
		実 地		<u>152,300</u> 16条1項1号イ	152.300						実 地	***************************************	148,100	148,100
新 規 業	許 可			10米1項1亏1	114.700		新	規	業	許	可		111,500	111,500
		書 面		16条1項1号口	1111100						書 面		16条1項1号口	111,000
		実 地		100,200	100,200						実 地		97,400	97,400
区分変更	• 追 加	关 地		16条1項2号イ			<b>E</b> :	分 変	更	· 追	加		16条1項2号イ	
	<u>12</u> /11	書面	***************************************	<u>56,900</u>	<u>56,900</u>			, <u> </u>	~	AE .			55,300	55,300
				16条1項2号口	400.000								16条1項2号口	07.400
		実 地		<u>100,200</u> 16条1項3号イ	100,200						実 地		97,400	97,400
業 許 可	更 新			10末1項351 <u>56,900</u>	56,900		業	許	可	更	新		55,300	55,300
		書面		16条1項3号口							書 面		16条1項3号口	,
医薬品外国製造	業 者 認 定 に	係 る 調 査				1	医薬品	外 国 製	造	業者認定「	こ 係 る 調 査			
		実 地		137.100 十旅費	137.100 十旅費						実 地		133,300 十旅費	133,300 十旅費
新 規 業	認 定	^ ~		16条2項1号イ			新	規	業	認	定		16条2項1号イ	
	· · · · · ·	書 面	***************************************	59.700	59.700			-			書面	***************************************	58,100	58,100
				16条2項1号口 66,400 十旅費	66,400 +旅費		-						16条2項1号口 64,600 +旅費	64,600 十旅費
		実 地	***************************************	16条2項2号イ	00.400 T M W						実 地	***************************************	16条2項2号イ	04,000 干旅貨
区 分 変 更	• 追 加			40,900	40,900		区 :	分 変	更	· 追	nd		39,700	39,700
		書 面		16条2項2号口							書面		16条2項2号口	
		実 地		66.400 十旅費	66,400 十旅費						実 地		64,600 十旅費	64,600 十旅費
業 認 定	更 新	大 地		16条2項3号イ			業	韧	定	更	新		16条2項3号イ	
- 10 Z	~ #	書面		40.900	40.900		_	100	~	~	書 面		39,700	39,700
	, ar in	7 57 )		16条2項3号口		1 -				/ Ar 48			16条2項3号口	
医薬品審査	(新規	承 認 )	23,788,100	6,747,000	30,535,100		医 薬	品審	査	(新規	承 認 )	23,788,100	6,559,600	30,347,700
		先の申請品目	17条1項1号イ(1)	17条2項1号イ	30,333,100						先の申請品目	17条1項1号イ(1)	17条2項1号イ	30,347,700
新 医 薬 品 ( そ の 1 ) (	オーファン以外)		2,464,000	1,686,600	4,150,600		新医薬	品(その1	1)(7	ナーファン以外		2,464,000	1,639,800	4,103,800
		規格違い品目	17条1項1号イ(3)	17条2項1号ハ							規格違い品目	17条1項1号イ(3)	17条2項1号ハ	
		先の申請品目	19,934,100	<u>3,379,900</u>	23,314,000						先の申請品目	19,934,100	3,286,000	23,220,100
新医薬品(その1)	) (オーファン)	2002 T BH HH H	17条1項1号イ(2)	17条2項1号口			新医薬	品(その	0 1 )	(オーファン		17条1項1号イ(2)	17条2項1号口	
		規格違い品目	2,061,500	841,500	2,903,000						規格違い品目	2,061,500	818,100	2,879,600
			17条1項1号イ(4) 11,353,100	17条2項1号二	13.886.700							17条1項1号イ(4) 11,353,100	17条2項1号二 2,463,200	13,816,300
		先の申請品目	17条1項1号イ(5)	17条2項1号ホ	13,800,700						先の申請品目	17条1項1号イ(5)	17条2項1号ホ	13,610,300
新医薬品(その2)(	オーファン以外)		1,174,300	633.600	1.807.900		新医薬	品(その2	2)(オ	ナーファン以外		1,174,300	615,900	1,790,200
		規格違い品目	17条1項1号イ(6)	17条2項1号へ							規格違い品目	17条1項1号イ(6)	17条2項1号へ	
	<del></del>	先の申請品目	9,345,700	1.267.700	10.613.400			-		·	先の申請品目	9,345,700	1,232,500	10,578,200
新医薬品(その2)	) (オーファン)	2042 - L. DER HIN CO.	17条1項1号イ(7)	17条2項1号ト			新医道	品(その	02)	(オーファン		17条1項1号イ(7)	17条2項1号ト	
		規格違い品目	1,004,100	319.000	1.323.100						規格違い品目	1,004,100	310,100	1,314,200
			17条1項1号イ(8) 412,100	17条2項1号チ	632.200							17条1項1号イ(8) 412,100	17条2項1号チ 214,000	626,100
後発医療用医薬	品(適合性調	査 あ り )	17条1項1号イ(9)	17条2項1号リ	032,200		後発	医療用医	医 薬	品(適合性	調 査 あり)	17条1項1号イ(9)	17条2項1号リ	020,100
		# # # # T F	1,291,600		1,291,600						# ~ +=+ = -	1,291,600		1,291,600
	フィッチのエの無	先の申請品目	17条1項1号イ(10)							フィッチのエウ	先の申請品目	17条1項1号イ(10)		
一般用医薬品	スイッチOTC等	規格違い品目	1,291,600		1,291,600		&G-	用医薬	ᇤ	スイッチOTC	規格違い品目	1,291,600		1,291,600
7.7.7.1 BA AT III		STINKEY HALL	17条1項1号イ(10)				nX.	ma 245	н		796 IN 254 - HILL	17条1項1号イ(10)		
	そ の	他	110,300		110,300					₹ .	の他	110,300		110,300
	l		17条1項1号イ(11) 584,100		584,100							17条1項1号イ(11) 584,100		584,100
体外診断用医	薬 品 ( 承 認 基	準 な し )	17条1項1号イ(14)		JO4,10U		体 外	診断用	医 薬	医品 (承認	基準なし)	17条1項1号イ(14)		J04, 100
		+ -	282,900		282,900						*	282 900		282,900
<b>建州於斯田医</b> 莱豆	( 3. 初 甘 ※ 七 !! )	基本	17条1項1号イ(13)				H H =	<b>E</b> B F *		<b>李 詞 甘 準 + !!</b>	基本	17条1項1号イ(13)		
体外診断用医薬品(	(小脳整準のり)	シリーズ追加	60,300		60,300		14~ 5~ 15分	可用医柔	e nn (	承認基準あり	シリーズ追加	60,300		60,300
		· / 八足加	17条1項1号イ(12)								2 / 八追加	17条1項1号イ(12)		
医薬 部 外	品 · 化	粧 品	63,500		63,500		医	薬 部	外	品 •	化 粧 品	63,500		63,500
			17条1項1号ロ、ハ 35,600		25 600							17条1項1号ロ、ハ 35,600		35,600
販 売 名 変 更	氏 替 新	規申請	35,600		35,600	222-	販 売	名 変	更	代 替 新	規申請	35,600		35,600
L L			・・・・・メ・フル		<del></del>		1					11/2/1961/2/11		

			新 ————————————————————————————————————						旧		
薬事法(昭和  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  」  「			薬品、医薬部外品又は何	化粧品の審査等に係る	<b>手数料</b> (単位:円)	<b>薬事法(昭</b> 注)手数料箱欄の下段は、薬事法関			薬品、医薬部外品又は	化粧品の審査等に係る手	<b>数料</b> (単位
		007 (00 0 0		手数料額	(+12.17)			000 (000)		手数料額	\ <del>+</del>  2
2	至 分		審査	適合性	ät		区 分		審査	適合性	<del>ā†</del>
薬 品 審 査 ( 承 認	事 項 一 部 変	更 承 認 )				医薬品審査(承	認事項一部変	更 承 認 )			
		# o d === 0 0	10,190,500	2.533.600	12.724.100			# o d == 0 ==	10,190,500	2,463,200	12,653
	効能・効果等の	先の申請品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ			効能・効果等の	先の申請品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	
新 医 薬 品 ( そ の 1 )	変 更	4844141111111	1,057,400	633,600	1,691,000	新 医 薬 品 ( そ の 1 )	変更	4846.464.55	1,057,400	615,900	1,673
(オーファン以外)		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号口		(オーファン以外)		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号口	
			205,100	124,200	329,300		_		205,100	120,700	32
	そ の	他	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ			そ の	他	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ	
			8,434,300	1,267,700	9,702,000				8,434,300	1,232,500	9,660
	効能・効果等の	先の申請品目	17条1項2号イ(4)	17条2項2号二	***************************************		効能・効果等の	先の申請品目	17条1項2号イ(4)	17条2項2号二	***************************************
新医薬品(その1)	変 更		875,600	319,000	1,194,600	新医薬品(その1)	変更		875,600	310,100	1,185
(オーファン)		規格違い品目	17条1項2号イ(5)	17条2項2号ホ	***************************************	( t - 7 r v )		規格違い品目	17条1項2号イ(5)	17条2項2号ホ	
			132,700	112,900	245,600			1	132,700	109.800	24:
	そ の	他	17条1項2号イ(6)	17条2項2号へ			そ の	他	17条1項2号イ(6)	17条2項2号へ	
			10,190,500	2,533,600	12,724,100				10,190,500	2,463,200	12,653
	効能・効果等の	先の申請品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	12,721,100		効能・効果等の	先の申請品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	12,000
新医薬品(その2)	変 更		1,057,400	633,600	1,691,000	新医薬品(その2)	変 更		1,057,400	615,900	1,673
新 医 楽 品( で の 2) ( オ ー ファン 以 外)		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号口	1,001,000	新医楽品(その2)		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号口	1,070
			205,100	124,200	329,300			1	205,100	120,700	325
	そ の	他	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ	325,300		そ の	他	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ	32.
			8,434,300		9,702,000				8,434,300	1,232,500	9,66
		先の申請品目	********************************	1,267,700	9,702,000			先の申請品目			9,000
	効能・効果等の変更		17条1項2号イ(4)	17条2項2号二			効能・効果等の変更		17条1項2号イ(4)	17条2項2号二	
新 医 薬 品 ( そ の 2 ) ( オ ー ファ ン )		規格違い品目	875,600	319,000	<u>1,194,600</u>	新 医 薬 品(その2)		規格違い品目	875,600	310,100	1,185
			17条1項2号イ(5)	17条2項2号ホ					17条1項2号イ(5)	17条2項2号ホ	
	そ の	他	132,700	112,900	<u>245,600</u>		そ の	他	132,700	109,800	242
		1	17条1項2号イ(6)	17条2項2号へ					17条1項2号イ(6)	17条2項2号へ	
		先の申請品目	10,190,500	<u>2,533,600</u>	12,724,100			先の申請品目	10,190,500	2,463,200	12,653
	効能・効果等の変		17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ			効能・効果等の変		17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	
	- 英	規格違い品目	1,057,400	633,600	<u>1,691,000</u>		- 英	規格違い品目	1,057,400	615,900	1,673
後発医療用医薬品			17条1項2号イ(2)	17条2項2号口		後発医療用医薬品			17条1項2号イ(2)	17条2項2号口	
(適合性調査あり)	ガイドライン 等 I	こ基づくもの	35,600		35,600	(適合性調査あり)	ガイドライン 等じ	基づくもの	35,600		35
		- 4 - , 0	17条1項2号イ(7)					- 2 - 1 0 17	17条1項2号イ(7)		
	٠	<del>(tb</del>	205,100	<u>124,200</u>	<u>329,300</u>		٠ ح	他	205,100	120,700	325
	. ,,		17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ				16	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ	
		先の申請品目	10,190,500		10,190,500			先の申請品目	10,190,500		10,190
	スイッチO 効能・効果		17条1項2号イ(1)				スイッチO 効能・効果	7007 T BH HH E	17条1項2号イ(1)		
	T C 等 変 更		1,057,400		1,057,400		T C 等 変 更	規格違い品目	1,057,400		1,057
一般用医薬品		が旧注い田口	17条1項2号イ(2)			一般用医薬品		が旧注(・旧口	17条1項2号イ(2)		
жльжи	ガイドライン等 (	- # d/ + n	35,600		35,600	双州区朱丽	ガイドライン等に	# 3/+ 0	35,600		35
	カイトライン等し	- 幸 ラくもの	17条1項2号イ(7)				カイトライン等に	- 埜 ノくもの	17条1項2号イ(7)		
	۶ o	他	56,400		56,400		<i>7</i> 0	他	56,400		5
	τ υ	112	17条1項2号イ(8)				τ υ	118	17条1項2号イ(8)		
			295,800		295,800				295,800		29
体外診断用医	来 品 ( 承 認 基	準 なし)	17条1項2号イ(11)			体外診断用医	楽 品 ( 承 認 基	準 なし)	17条1項2号イ(11)		
			143,500		143,500				143,500		14
		基本	17条1項2号イ(10)					基本	17条1項2号イ(10)		
体外診断用医薬品	(水認基準あり)		31,900		31,900	体外診断用医薬品	(承認基準あり)		31,900		3
		シリーズ追加	17条1項2号イ(9)		,			シリーズ追加	17条1項2号イ(9)	***************************************	
		1	35.600		35,600			1	35.600		3!
医 薬 部 外	品 • 化	粧 品	17条1項2号ロ、ハ	***************************************	55,000	医薬 部 外	品 • 化	粧 品	17条1項2号ロ、ハ		J.

				新					旧		別和
注/ 壬粉*		<b>135年法律第145</b> 系手数料令の条項を表したも		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	は化粧品の審査等に係る手数	<b>女料</b> (単位:円)	<b>薬事法(昭</b> 注)手数料額欄の下段は、薬事法関			品又は化粧品の審査等に係る手	<b>数料</b> (単位:円)
/±/ ± ××			007 C85-0°		手数料額	(42.11/		× 分	2007 (30%)	手数料額	(40.11)
				審査	適合性	<del>il t</del>			審査	適合性	計
医	薬 品 G M	P 適 合 t	<u> 調査</u>				医薬品GM	P 適 合	性 調 査		
			国 内		760.900	<u>760.900</u>			国 内	739,800	739,800
	新 医	薬 品			17条4項1号口(1)		新 医	薬 品		17条4項1号口(1)	
			海 外		960.200 十旅費 17条4項1号ロ(2)	960.200 十旅費			海 外	933,500 +旅費	933,500 十旅費
					17宋4項1亏口(2)	685,100				17宋4項1亏口(2)	666,100
			国 内	***************************************	17条4項1号イ(1)	000,100			国 内	17条4項1号イ(1)	000,100
	生物由来医薬品・	放射性医薬品等			868,600 +旅費	868,600 +旅費	生物由来医薬品・	放射性医薬品等		844.400 +旅費	844,400 十旅費
承			海 外	***************************************	17条4項1号イ(2)		承		海 外	17条4項1号イ(2)	
- 53					207,100	207,100	認一			201,300	201,300
変	· · · · · · · · ·		国 内		17条4項1号ハ(1)		変		国 内	17条4項1号ハ(1)	
輸出	滅菌医薬品・滅	菌 医 楽 部 外 品	* W		236,400 +旅費	236,400 +旅費	輸滅菌医薬品・減出	菌医类部外品	* "	229,800 十旅費	229,800 十旅費
用製			海 外		17条4項1号ハ(2)		用制		海 外	17条4項1号ハ(2)	
製造			国 内		145,300	145,300	造		国 内	141,200	141,200
	上記以外の医薬	品,医薬煎外品	M	- Water	17条4項1号二(1)		上記以外の医薬	品・医薬部外品	- F7	17条4項1号二(1)	
	_ III		海 外		159,900 十旅費	159,900 十旅費	1 1 1 1 0 7 7 0 位米	en misses HP /I: HR	海 外	155,400 十旅費	155,400 十旅費
					17条4項1号二(2)					17条4項1号二(2)	
			国 内		<u>65,600</u>	<u>65,600</u>			国 内	63,800	63,800
	包装・表示・保管	、外部試験検査等			17条4項2号イ、5項1号イ		包装・表示・保管、	外部試験検査等		17条4項2号イ、5項1号イ	
			海 外	***************************************	87,200 +旅費	87,200 +旅費			海 外	84,800 十旅費	84,800 十旅費
l <del></del>					17条4項2号口、5項1号口	440.500				17条4項2号口、5項1号口 436,000	436,000
			国 内		448,500 17条4項3号イ(1)	448,500			国 内	17条4項3号イ(1)	436,000
		基本			570,100 十旅費	570,100 十旅費		基本		554.200 十旅費	554.200 十旅費
	生物由来医薬品・		海 外		17条4項3号イ(2)	070,100 T JJK JA	生物由来医薬品・		海外	17条4項3号イ(2)	004,200 1 MK30
	放射性医薬品 等				31,400	31,400	放射性医薬品 等			30,500	30,500
			国 内		17条4項3号イ(1)				国 内	17条4項3号イ(1)	
		品目追加			31,400	31,400		品目追加		30,500	30,500
			海 外		17条4項3号イ(2)				海外	17条4項3号イ(2)	
			国 内		390,900	390,900			国 内	380,000	380,000
		基本			17条4項3号口(1)			基本		17条4項3号口(1)	
		± 4	海 外		493,800 +旅費	493,800 +旅費		* *	海外	480,000 十旅費	480,000 十旅費
	滅菌医薬品・		71		17条4項3号口(2)		滅菌医薬品・		71	17条4項3号口(2)	
品目	滅菌医薬部外品		国 内		12,800	12,800	品 滅菌医薬部外品		国 内	12,400	12,400
		品目追加			17条4項3号口(1)		承	品目追加		17条4項3号口(1)	
承認更新			海 外		12.800 17条4項3号口(2)	12.800	認更		海 外	12,400	12,400
新一					1/宋4項3亏口(2)	346.100	新			17宋4項3亏口(2)	336.500
輸出			国 内		17条4項3号ハ(1)	340,100	輸出		国 内	17条4項3号ハ(1)	330,300
出用		基本			421.100 十旅費	421.100 十旅費	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	基本		409,400 十旅費	409,400 十旅費
更新	上記以外の医薬品・		海 外		17条4項3号ハ(2)	721.100 T IIK S	U   W   S		海外	17条4項3号ハ(2)	30, TO 1 70, SO
	医薬部外品				9,900	9.900	医薬部外品			9,600	9,600
			国 内		17条4項3号ハ(1)				国 内	17条4項3号ハ(1)	
		品目追加	* W		9.900	9.900		品目追加	* "	9,600	9,600
			海 外		17条4項3号ハ(2)				海 外	17条4項3号ハ(2)	
			国 内		265,900	265,900			国 内	258,500	258,500
		基本	M M		17条4項3号二(1)、5項2号イ			基本	imi h.i	17条4項3号二(1)、5項2号イ	
		- 4	海 外		347.800 十旅費	347.800 十旅費		± *	海 外	338,100 十旅費	338,100 十旅費
	包装・表示・保管、		/!		17条4項3号二(2)、5項2号口		包装・表示・保管、		**	17条4項3号二(2)、5項2号口	
	外部試験検査等		国 内		6.900	<u>6.900</u>	外部試験検査等		国 内	6,700	6,700
		品目追加	-		17条4項3号二(1)、5項2号イ			品目追加		17条4項3号二(1)、5項2号イ	
			海 外		6,900	6,900			海 外	6,700	6,700
		<u> </u>			17条4項3号二(2)、5項2号口					17条4項3号二(2)、5項2号口	

				新											旧		
				(医薬品、医薬部外	ト 品又は化粧品の審査等に係る手										薬品、医薬部外品又は	化粧品の審査等に係る手	
) 手数料額欄	の下段は、薬事法	関係手数料令の条項を表	したものである。		手数料額	(単位:円)	注	主)手数料額	質欄の下段	は、薬事法院	関係手数料令の条	頃を表した	ものである	٥.		手数料額	(単位:円
		区 分		審査	于	ā†					区 分				nin ak	于数料額 適合性	<del>il</del>
医 並 □	非際	床 基 準 滴	<u> </u>		過言注	āT	-	医 幸	D 46	. ES 1	末 基 準	'* A	A4- 51	m 木	審査	過音注	āT
区 米 叫	口 升 降	木 茎 竿 週	口 1主 胡 3	E			-	区 米	nn ∌F	- Mile I	本 卒 卒	10 1	1± ā	o E			
		3	F	3	2.121.400	2.121.400					<b>3</b>			内	******************************	2,062,400	2,062,4
G	L F	,			17条3項1号イ、9項2号イ(1)			G	L	Р						17条3項1号イ、9項2号イ(1)	
		海	5		2.347.900 +旅費	2.347.900 十旅費					海			外	***************************************	2,282,600 十旅費	2,282,600 十方
		· ·			17条3項1号口、9項2号イ(2)											17条3項1号口、9項2号イ(2)	
医 薬	品臨床	基準適合	性調 3	Ē _			ΙL	医薬	品	臨 床	基準適	合	性 調	査			
			<b>3 5</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2.801.000	2.801.000							<b>3</b>	内		2,723,200	2,723,2
		先の申請品			17条3項2号イ						先の申請	品目		.,		17条3項2号イ	
		20 02 11 III HH	海海		3.098.000 十旅費	3.098.000 十旅費					30 03 11 UA	. нн н	海	外		3,011,900 十旅費	3,011,900 +1
新(	G C F	,	/44 9	r	17条3項2号口			新	G	СР			/14	71		17条3項2号口	
#JI (	a C 1		<b>3</b> p	g	<u>741.400</u>	741.400		491	G	С г			<b>3</b>	内		720,800	720,
		規格違い品		3	17条3項2号ハ						規格違い		当	M		17条3項2号ハ	
		規格遅い品			773.300 十旅費	773.300 十旅費					規格遅い	· iii 日				751,800 十旅費	751,800 +1
			海	,	17条3項2号二								海	外	***************************************	17条3項2号二	
			_		663,600	663,600					Ų.		_			645,200	645,2
	_			3	17条3項2号ホ								3	内		17条3項2号ホ	
後	発	G C	P		977.400 十旅費	977.400 十旅費		後	発	G	i C	Р				950,200 +旅費	950,200 +
			海		17条3項2号へ								海	外	***************************************	17条3項2号へ	
医	薬	a 再	審 3	F				医	薬		再		審	杏			
1					806.600 2,750.100	3,556,700		1			1				806.600	2.673.700	3,480.
		先 の 申	請品	17条8項1号	イ 17条9項1号イ						先 の	申:	請 品	目	17条8項1号イ	17条9項1号イ	
確認	• 調				271,500 917,600	1,189,100		確	認 ・	調査					271,500	892,100	1,163,
		規 格 違	い 等品 [	17条8項1号							規格;	違 い	等品	A 1	17条8項1号口	17条9項1号口	
					2,256,000	2.256.000									17,800,811,71	2.193.300	2,193,3
			国 F	9	17条9項2号口(1)	2,200,000							3	内		17条9項2号口(1)	2,100,0
		先の申請品	<b>a</b>		2.478.500 +旅費	2.478.500 十旅費					先の申請	品目				2.409.600 十旅費	2.409.600 +1
			海	١	17条9項2号口(2)	2,470,300 工服製							海	外		17条9項2号口(2)	2,403,000 T)
G F	SF	·				774.400		G	Р	S P			-				750
			<b>3</b> F	9	774,100	<u>774,100</u>							<b>3</b>	内		752,600	752,
		規格違い等品	目		17条9項2号口(3)						規格違いる	等品目				17条9項2号口(3)	
			海	١	794,400 +旅費	794,400 十旅費							海	外		772,300 十旅費	772,300 十九
					17条9項2号口(4)		ΙL									17条9項2号口(4)	

			新						旧		
<b>薬</b> 主)手数料額欄の下段は、薬事法関係			号)に基づく医療機器の	)審査等に係る手数料	(単位:円)	<ul><li>注)手数料額欄の下段は、薬事法関係</li></ul>			号)に基づく医療機器の	審査等に係る手数料	(単位:円
区	分			手数料額		区	分		1	手数料額	
			審査	適合性	ät				審査	適合性	<del>ā†</del>
医療機器製造業	計りに			152,300	152,300	医療機器製造業	計りに	素 る 調 宜		148.100	148,10
		実 地		16条1項1号イ	102,000			実 地		16条1項1号イ	140,10
新 規 業	許 可			114,700	114,700	新 規 業	許 可			111,500	111,50
		書 面		16条1項1号口				書 面		16条1項1号口	
		実 地		100,200	100,200			実 地		97,400	97,40
区分変更	<ul><li>追 加</li></ul>			16条1項2号イ		区分变更	- 追 加			16条1項2号イ	
		書面		56,900 16条1項2号口	<u>56,900</u>			書 面		55,300	55,30
				10余1頃2亏口	100,200					97.400	97.40
		実 地		16条1項3号イ	100,200		_	実 地		16条1項3号イ	57,10
業 許 可	更 新	書 面		56,900	56,900	業 許 可	更 新	書面		55,300	55,30
				16条1項3号口						16条1項3号口	
医療機器外国製造業	業者認定に	係る調査				医療機器外国製造業	き者認定に	係る調査			
		実 地		137,100 十旅費	137,100 十旅費			実 地		133,300 十旅費	133,300 十旅
新 規 業	認 定			16条2項1号イ 59,700	<u>59,700</u>	新 規 業	認 定			16条2項1号イ 58.100	58.10
		書 面		16条2項1号口	<u>07,100</u>			書 面		16条2項1号口	J0,1U
		<b></b>		66,400 十旅費	66,400 十旅費			<b></b>		64,600 十旅費	64,600 十旅
区分変更	<ul><li>追加</li></ul>	実 地		16条2項2号イ		区分变更	• 追 加	実 地		16条2項2号イ	
	· 12 /11	書面		40,900	40,900		· 15 /11	書面		39,700	39,700
				16条2項2号口						16条2項2号口	
		実 地		66,400 十旅費	66,400 十旅費			実 地		64,600 十旅費	64,600 十旅
業 認 定	更 新			16条2項3号イ <u>40,900</u>	40,900	業 認 定	更 新			16条2項3号イ 39.700	39,700
		書面		16条2項3号口	<u> </u>			書面		16条2項3号口	03,700
医療機器 審査	(新規	承 認 )				医療機器審査	(新規	承 認 )			
		新医療機器	8,705,500	683,500	9.389.000			新医療機器	8,705,500	664,500	9,370,000
	クラスⅣ		17条1項1号二(1)	17条2項1号ヌ			クラスⅣ		17条1項1号二(1)	17条2項1号ヌ	
		改良医療機器	6,213,000	683.500 17条2項1号ヌ	6.896.500			改良医療機器	6,213,000	664,500	6,877,500
			1/余1項1号二(2)	1/粂2項1号メ	6,896,500				1/余1項1号二(2)	1/柒2項1号メ 664,500	6,877,500
医療機器承認		新医療機器		17条2項1号ヌ	0.000.000			新医療機器			0,077,000
( 臨 床 あ り )			17条1項1号二(3)	1/宋2垻1芍×		医 瘠 機 異 承 認			17条1項1号二(3)	17条2項1号ヌ	
	クラスⅢ	* * * * * * * *	17条1項1号二(3) 3,721,200	17宋2項1号又	4.404.700	医療機器承認(臨床あり)	クラス皿	34 A TE A 40 BB	17条1項1号二(3) 3,721,200	17条2項1号又 664,500	4,385,700
	0 7 X III	改良医療機器			4.404.700	医療機器承認(臨床あり)	クラス皿	改良医療機器			4,385,700
	77XII		3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000	683.500 17条2項1号ヌ 683.500	4.404.700 6.896.500	医療機器承認(臨床あり)	クラス Π		3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000	664,500 17条2項1号又 664,500	
	クラス II クラス I	改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ	6.896.500	医療機器が認	クラス Ⅲ クラス Ⅱ	改良医療機器	3.721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3)	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又	6,877,500
			3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 683.500		医療機器承認(臨床あり)	, ,		3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500	6,877,500
		新 医療 機器改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4)	683.500 17条2項1号又 683.500 17条2項1号又 683.500 17条2項1号又	6.896.500 4.404.700	医療機器承認(臨床あり)	, ,	新 医 療 機 器 改良医療機器	3.721,200 17条1項1号二(4) 6.213,000 17条1項1号二(3) 3.721,200 17条1項1号二(4)	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ	6,877,500 4,385,700
	クラス Ⅱ	新 医 療 機 器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 683.500	6.896.500	医療機器承認(臨床あり)	クラスⅡ	新医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500	6,877,500 4,385,700
		新 医 療 機 器 改良医療 機器 改良医療機器	3.721,200 17条1項1号二(4) 6.213,000 17条1項1号二(3) 3.721,200 17条1項1号二(4) 2.355,400	683.500 17条2項1号又 683.500 17条2項1号又 683.500 17条2項1号又 70.500	6.896.500 4.404.700	医療機器承認(臨床あり)	, ,	新 医療 機器 改良医療機器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 68,500	6,877,500 4,385,700 2,423,900
	クラス Ⅱ	新 医療 機器改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200	医療機器承認(臨床あり)	クラスⅡ	新 医 療 機 器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8)	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	6,877.500 4,385.700 2,423.900 1,836.200
	クラス Ⅱ	新 医 療 機 器 改良医療 機器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500	6.896.500 4.404.700 2.425.900	( 臨 床 あ り )	クラスⅡ	新 医療 機器 改良医療機器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200
医療機器承認(金砂基準な) 筋痒が)	クラス Ⅱ	新 医 療 機 器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 条 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,385,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500. 4.404.700. 2.425.900 1.838.200. 1.480.400.	(臨床あり)	クラスⅡ	新 医 療 機 器 改良 医療機器 改良 医療機器 後 発医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9)	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	6,877,500 4,385,700 2,423,901 1,836,201 1,478,401
医 療 機 器 承 認 (承認基準なし、随床なし)	クラス Ⅱ クラス Ⅳ	新 医 療 機 器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 条 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200	( 臨 床 あ り )	<b>クラス Ⅱ</b>	新 医 療 機 器 改良 医療機器 改良 医療機器 後 発医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 684,500 17条2項1号又 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200
医療機器承認 (承認基準なし、随床なし)	クラス Ⅱ クラス Ⅳ	新 医 療 機 器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,385,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500. 4.404.700. 2.425.900 1.838.200. 1.480.400.	(臨床あり)	<b>クラス Ⅱ</b>	新 医 療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9)	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200
医療機器 承認 (承認基準なし、随床なし)	<b>クラス Ⅱ クラス Ⅳ クラス Ⅲ</b>	新 医 療 機 器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400	(臨床あり)	クラス II クラス IV クラス II	新 医療 機器 改良医療機器 改良医療機器 後発医療機器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,555,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 17条1項1号二(9)	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200 1,478,400
医療機器 承 認 (承認基準なし、臨床なし)	クラス Ⅱ クラス Ⅳ	新 医 療 機器 改 良 医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400	(臨床あり)	<b>クラス Ⅱ</b>	新 医療 機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9)	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200 1,478,400 1,478,400
医療機器 承認 (承認基準なし、臨床なし)	<b>クラス Ⅱ クラス Ⅳ クラス Ⅲ</b>	新 医 療 機 器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400 1.490.400 1.490.400	(臨床あり)	クラス II クラス IV クラス II	新 医 療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(3) 2,555,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9)	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200 1,478,400 1,478,400 1,478,400
医療機器 承認 (承認基準なし、随床なし)	<b>クラス Ⅱ クラス Ⅳ クラス Ⅲ</b>	新 医 療 機器 改 良 医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200	683.500 17条2項1号ス 683.500 17条2項1号ス 70.500 17条2項1号ス 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400 1.480.400	(臨床あり)	クラス II クラス IV クラス II	新 医療 機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500	6,877,501 4,385,701 2,423,901 1,836,201 1,478,401 1,478,401 1,478,401
(承認基準なし、臨床なし)	<pre>クラス Ⅱ クラス Ⅲ クラス Ⅲ クラス Ⅱ クラス Ⅱ</pre>	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 次発医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6.213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2.385,400 17条1項1号二(8) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(5)	17条2項1号ス 683.500 17条2項1号ス 683.500 17条2項1号ス 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400 1.480.400 1.480.400 499.700	( 臨 床 あ り )  医療機器承認 (承認基準なし、臨床なし)	クラスⅡ       クラスⅣ       クラスⅡ       クラスⅡ       クラスⅡ       クラス Ⅱ       ク ラ ス Ⅱ       ク ラ ス Ⅱ	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 次息医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(5)	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ 68,500 17条2項1号ラ	6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200 1,478,400 1,478,400 1,478,400 497,700
医療機器承認 (承認基準なし、臨床なし) 医療機器 承認 (承認基準あり、臨床なし)	クラス II  クラス II  クラス II	新 医 療 機 器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 读 発 医療 機器 读 発 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400 1.490.400 1.490.400	(臨床あり)	クラス Π       クラス Π       クラス Π       クラス Π	新 医 療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 後 発 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器 改 良 医療 機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 409,900 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(5) 344,100	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500	1,478,400 1,478,400 4,97,700
(承認基準なし、臨床なし) 医療 機器 承 認	<pre>クラス Ⅱ  クラス Ⅲ  クラス Ⅲ  クラス Ⅱ  クラス 耳  クラス 耳</pre>	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 後発医療機器 後発医療機器 改良医療機器 次良医療機器 次良医療機器 、	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 429,200 17条1項1号二(5) 344,100	17条2項1号ス 683.500 17条2項1号ス 683.500 17条2項1号ス 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400 1.480.400 1.480.400 499.700	( 臨 床 あ り )  医 療 機 器 承 認 (承認基準なし、臨床なし)	クラス Ⅱ       クラス Ⅳ       クラス Ⅲ       クラス Ⅱ       クラ フラ	新医療機器 改良医療機器 後発医療機器 後発医療機器 後発医療機器 後発医療機器 次良医療機器 次良医療機器 ス IV ス III	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(5)	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500 17条2項1号フ 68,500	4,385,700 6,877,500 4,385,700 2,423,900 1,836,200 1,478,400 1,478,400 1,478,400 497,700 412,600 412,600
(承認基準なし、臨床なし) 医療 機器 承 認	<pre>クラス Ⅱ クラス Ⅲ クラス Ⅲ クラス Ⅱ クラス Ⅱ</pre>	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 な発医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(6) 344,100 17条1項1号二(6)	683.500 17条2項1号ヌ 683.500 17条2項1号ヌ 70.500 17条2項1号以 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	1.480.400 1.480.400 1.480.400 1.480.400 1.480.400 1.480.400 1.480.400 1.480.400 1.480.400	( 臨 床 あ り )  医 療 機 器 承 認 (承認基準なし、臨床なし)	クラスⅡ       クラスⅣ       クラスⅡ       クラスⅡ       クラスⅡ       クラス Ⅱ       ク ラ ス Ⅱ       ク ラ ス Ⅱ	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 次息医療機器	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,300 17条1項1号二(9) 1,409,300 17条1項1号二(9) 1,409,300 17条1項1号二(9) 1,409,300 17条1項1号二(9) 1,409,300 17条1項1号二(5) 344,100 17条1項1号二(6)	664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 664,500 17条2項1号又 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ	1,478,400 1,478,400 412,600 412,600
(承認基準なし、臨床なし) 医療 機器 承 認	クラスⅡ         クラスⅢ         クラスⅢ         クラスⅡ         クラス Π         クラス Π	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 後発医療機器 後発医療機器 改良医療機器 次良医療機器 次良医療機器 、	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(7) 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(6) 344,100 17条1項1号二(6) 344,100	683.500 17条2項1号ス 683.500 17条2項1号ス 70.500 17条2項1号ス 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル 70.500 17条2項1号ル	6.896.500 4.404.700 2.425.900 1.838.200 1.480.400 1.490.400 1.490.400 499.700 414.600	( 臨 床 あ り )  医 療 機 器 承 認 (承認基準なし、臨床なし)	クラス Ⅱ         クラス Ⅲ         クラス Ⅱ         クラ ス Ⅱ         クラ ス Ⅱ         ク ラ ラ	新医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 改良医療機器 次良医療機器 改良医療機器 、以 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	3,721,200 17条1項1号二(4) 6,213,000 17条1項1号二(3) 3,721,200 17条1項1号二(4) 2,355,400 17条1項1号二(8) 1,767,700 17条1項1号二(8) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 1,409,900 17条1項1号二(9) 17条1項1号二(6) 344,100 17条1項1号二(6) 344,100	664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 664,500 17条2項1号ヌ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500 17条2項1号ヲ 68,500	1,478,400 1,478,400 1,478,400 1,478,400 1,478,400 1,478,400 1,478,400 497,700

) 手数料額欄の下段は、薬事法関係		ど衣しにもりである。		手数料額	(単位:F
区	分		審査	適合性	ā†
医療機器審査(承認	事項一部	変 更 承 認 )			
		* * * * * *	4,357,500	683,500	5,041,00
	クラスⅣ	新医療機器	17条1項2号二(1)	17条2項2号ト	
	クラスⅣ	34 th 15 dt 40 00	3,109,900	683,500	3,793,40
		改良医療機器	17条1項2号二(2)	17条2項2号ト	
		新医療機器	3,109,900	683,500	3,793,40
医療機器承認	クラスⅢ	利区煤饭品	17条1項2号二(3)	17条2項2号ト	
( 臨 床 あ り )	/ / A m	改良医療機器	1,872,400	<u>683,500</u>	<u>2,555,90</u>
		以及区原饭品	17条1項2号二(4)	17条2項2号ト	
		新医療機器	3,109,900	<u>683,500</u>	3,793,40
	クラスⅡ	初	17条1項2号二(3)	17条2項2号ト	
	/ / / I	改良医療機器	1,872,400	683,500	2.555,90
		以 区 区 派 派 市	17条1項2号二(4)	17条2項2号ト	
		改良医療機器	1,181,200	38,200	1.219.40
	クラスⅣ	4X 1X 122 13K 13K 18F	17条1項2号二(7)	17条2項2号チ	
	, , , ,	後発医療機器	884,200	38,200	922,40
		DC 7C ME //K //X (M	17条1項2号二(8)	17条2項2号チ	
		改良医療機器	709,500	38,200	747.70
医療機器承認	クラスⅢ	4 X E // 10 III	17条1項2号二(9)	17条2項2号チ	
(承認基準なし、臨床なし)	, ,	後発医療機器	709,500	38.200	747.70
			17条1項2号二(9)	17条2項2号チ	
		改良医療機器	709,500	38.200	747.70
	クラスⅡ		17条1項2号二(9)	17条2項2号チ	
		後発医療機器	709,500	38.200	747.70
			17条1項2号二(9)	17条2項2号チ	
	ク ラ	ス Ⅳ	217,600	38,200	255.80
			17条1項2号二(5)	17条2項2号チ	
医療機器承認	ク ラ	л ш	173,600	38,200	211.80
(承認基準あり、臨床なし)	•		17条1項2号二(6)	17条2項2号チ	

			号)に基づく医療機器の	審査等に係る手数料	
) 手数料額欄の下段は、薬事法関係	系手数料令の条項:	を表したものである。		手数料額	(単位:円)
区	分	ŀ	審査	適合性	<del>11</del>
医 痔 機 器 審 杏 ( 承 認	<b>車 16 _ 48</b> :	亦再录刼)	金玉	地口注	ñI
应 深 饭 龄 世 且 (	<b>学 4</b>	<b>发 史 亦 応 /</b>	4,357,500	664.500	5.022.000
		新医療機器	17条1項2号二(1)	17条2項2号ト	3,022,000
	クラスⅣ		3.109.900	17朱2項2号下	3,774,400
		改良医療機器	-,,,		3,774,400
			17条1項2号二(2) 3.109.900	17条2項2号ト 664.500	3,774,400
		新医療機器			3,774,400
医療機器承認	クラス Π		17条1項2号二(3)	17条2項2号ト	0.500.000
( mii pr 65 9 7		改良医療機器	.,,		2,536,900
			17条1項2号二(4)	17条2項2号ト	
		新医療機器	3,109,900	664,500	3,774,400
	クラスⅡ		17条1項2号二(3)	17条2項2号ト	
		改良医療機器	1,872,400	664,500	2,536,900
			17条1項2号二(4)	17条2項2号ト	
		改良医療機器	1,181,200	37,100	1,218,300
	クラスⅣ		17条1項2号二(7)	17条2項2号リ	
		後発医療機器	884,200	37,100	921,300
			17条1項2号二(8)	17条2項2号リ	
		改良医療機器	709,500	37,100	746,600
医療機器承認	クラス皿		17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
(承認基準なし、臨床なし)		後発医療機器	709,500	37,100	746,600
			17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
		改良医療機器	709,500	37,100	746,600
	クラスⅡ		17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
	, ,	後発医療機器	709,500	37,100	746,600
		50 70 E M 130 E	17条1項2号二(9)	17条2項2号リ	
	クラ	a w	217,600	37,100	254,700
	, ,	^ .,	17条1項2号二(5)	17条2項2号チ	
医療機器承認	クラ	<b>д</b> Ш	173,600	37,100	210,700
(承認基準あり、臨床なし)	, ,	Λ ш	17条1項2号二(6)	17条2項2号チ	
	ク ラ	л п	173,600	37,100	210,700
	7 7	^ "	17条1項2号二(6)	17条2項2号チ	

旧

				号)に基づく医療機	機器の審査等に係る手数料	
手数料	額欄の下段は、薬事法関係	※手数料令の条項	を表したものである。		手数料額	(単位
	区	分		審査	適合性	<del>il</del>
疫	機 器 Q M	S適合	性 調 査	W 11.	Place Birt 1 con	
					760,900	760,9
			国 内		17条4項1号口(1)	
	新 医療	機器			960,200 +旅費	960,200 +
			海 外		17条4項1号口(2)	
					685,100	685.
	生物由来医	療 機 묋 ·	国 内		17条4項1号イ(1)	
	高度管理医療機器	 (クラスIVI)等			868,600 十旅費	868,600 +1
承			海 外		17条4項1号イ(2)	
認			国内		207,100	207,
変輸	滅菌医療	表 機 器	国 内		17条4項1号ハ(1)	
出	概 图 区 烷	T 192 161	海 外		236.400 十旅費	236,400 +
用如			海 外		17条4項1号ハ(2)	
製造			国内		145,300	145.
_	上記以外の「	医疲坤腿	E M		17条4項1号二(1)	
	工品以外的	区 7次 1英 fair	海 外		159,900 十旅費	159,900 +1
			VEE 21.		17条4項1号二(2)	
			国内		65.600	65.0
	包装・表示・保管、外	部試驗給本等	iai Pi		17条4項2号イ、5項1号イ	
	Cax axx Max.//i	<b>即此</b> 获沃 <u>且</u> ·守	海 外		87,200 十旅費	87.200 +
			714 71		17条4項2号口、5項1号口	
			国内		448.500	448.
		基本			17条4項3号イ(1)	
			海外		570.100 十旅費	570,100 ±1
	生物由来医療機器、高度管理医療機器		744 71		17条4項3号イ(2)	
	(クラス IV)等		国 内		31,400	31.
		品目追加			17条4項3号イ(1)	
			海 外		31,400	31.
			-		17条4項3号イ(2)	
			国 内		390,900	390.
		基本			17条4項3号口(1)	
			海 外		493.800 +旅費	493,800 +
_	滅菌医療機器				17条4項3号口(2)	
品目			国 内		12.800	12.
承		品目追加			17条4項3号口(1)	
認更			海 外		12.800	12.
新					17条4項3号口(2)	246
輸出			国 内		17条4項3号ハ(1)	346.
用		基本			421.100 十旅費	421.100 ±
更新			海 外		17条4項3号八(2)	421.100 T
471	上記以外の医療機器				9.900	9.
			国 内		17条4項3号ハ(1)	<u> </u>
		品目追加			9.900	9.
			海 外		17条4項3号ハ(2)	
					265,900	<u>265,</u>
			国 内		17条4項3号二(1)、5項2号イ	
		基本			347,800 +旅費	347,800 +
	包装・表示・保管、		海外		17条4項3号二(2)、5項2号口	
	外部試験検査等				6,900	6,
			国 内	*****************************	17条4項3号二(1)、5項2号イ	***************
		品目追加			6,900	6.
		1	海 外		17条4項3号二(2)、5項2号口	

IB	_
<b>薬喜法(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の審査等に係る手数料</b>	

	額欄の下段は、薬事法関係		20000000000		手数料額	(単位:円						
	区	分		審査	審査 適合性							
療	機 器 Q M	S適合	性 調 査			ä†						
					739,800	739,80						
			国 内		17条4項1号口(1)							
	新 医療	機器			933,500 +旅費	933,500 +旅						
			海 タ		17条4項1号口(2)	000,000 T MK						
ŀ					666.100	666,10						
	生物由来医	d= +m 0.0	国内		17条4項1号イ(1)	000,100						
	高度管理医療機器(	<sup>版 1版 品</sup> クラスⅣ)等			844,400 +旅費	844,400 十旅						
承			海 タ	·	17条4項1号イ(2)	044,400 1 MK						
窓					201,300	201,30						
変			国内		17条4項1号八(1)	201,00						
輸出	滅 菌 医療	機器			229,800 十旅費	229,800 +旅						
用			海	·	17条4項1号ハ(2)	225,000 T JJK						
製					17宋4項1号7(2)	141,20						
造			国内	1	17条4項1号二(1)	141,20						
	上記以外の日	医療機器				155 400 I t/z						
			海 タ	·	155,400 十旅費	155,400 十旅						
ŀ					17条4項1号二(2)	20.00						
			国 内	]	63,800	63,80						
	包装・表示・保管、外部	部試験検査等			17条4項2号イ、5項1号イ	04.000   #						
			海 タ		84,800 十旅費	84,800 十旅						
					17条4項2号口、5項1号口	400.00						
			国内		436,000	436,00						
		基本			17条4項3号イ(1)	554.000 I # <del>5</del>						
	生物由来医療機器、		海 タ		554,200 +旅費	554,200 十旅						
	高度管理医療機器				17条4項3号イ(2)							
	(クラスⅣ)等		国 内		30,500	30,50						
		品目追加			17条4項3号イ(1)							
			海 タ		30,500	30,50						
ŀ					17条4項3号イ(2)							
			国内		380,000	380,00						
		基本			17条4項3号口(1)							
	滅菌医療機器		海 タ		480,000 +旅費	480,000 十旅						
_					17条4項3号口(2)							
品目			国内		12,400	12,40						
承認		品目追加			17条4項3号口(1)							
認由			海 タ		12,400	12,40						
更新輸					17条4項3号口(2)							
輸出			国内		336,500	336,50						
用		基本			17条4項3号ハ(1)							
更新			海		409,400 +旅費	409,400 十旅						
栁	上記以外の医療機器				17条4項3号ハ(2)							
			国内		9,600	9,60						
		品目追加			17条4項3号ハ(1)							
			海 タ	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	9,600	9,60						
ŀ					17条4項3号ハ(2)							
			国 内		258,500	258,50						
		基本			17条4項3号二(1)、5項2号イ	000.000 : "						
			海		338,100 十旅費	338,100 十旅						
	包装 · 表示 · 保管、 外部試験検査等				17条4項3号二(2)、5項2号口							
	71 即 訊 駅 快 貸 寺		国 内		6,700	6,7						
		品目追加			17条4項3号二(1)、5項2号イ							
			海 タ	***************************************	6,700	6,70						
			/		17条4項3号二(2)、5項2号口							

																								別す
										新			IB.											
) 手数#	紅坡百世	の下級	(+ 茶)							号)に基づく医療機器の	)審査等に係る手数料	(単位:円)	注)	王粉料	結場のす	100/1十 港				35年法律		5号)に基づく医療機器(	の審査等に係る手数料	(単位: P
/ 7841	T 104 118	V2   +X	10. 25.			107	- DH C 3X	072 007	C0)-0 -		手数料額	(40.17)	<u> </u>	7 884111	DETIR V.J. I	FX 10-1 26			110736	-94 E 4X U/L I	307 Cay-07		手数料額	(42.1
				区	分				ŀ	審査	適合性	āt					区	分				審査	適合性	ät
医療	機	器	非 臨	床	基準	<b>道</b>	合	性 調	査				医	療	機器	非	臨 床	基準	隼 適	合 性	調査			
					围				内		2,121,400	2,121,400					Р				-		2,062,400	2,062,4
G				Р	直				M		17条3項1号イ、9項2号イ(1)			G				直	劃		内		17条3項1号イ、9項2号イ(1)	
G				-	海				外		2,347,900 +旅費	2,347,900 十旅費		G		L	-	海			外		2,282,600 十旅費	2,282,600 +1
					<b>Ж</b>				71		17条3項1号ロ、9項2号イ(2)							/щ			71		17条3項1号ロ、9項2号イ(2)	
医療	横	器	臨	床 基	準	適	合	性 調	査				医	療	機	器臨	床	基 準	適	合 性	調査			
					围				内		<u>653.400</u>	653,400				C P		3			内		635,300	635,3
G		_		Р	国				M		17条3項3号イ			G			120	21		M		17条3項3号イ		
G		C		-	海				外		944.700 十旅費	944.700 十旅費		G		C	-	海			外		918,400 十旅費	918,400 + 1
					/##				71		17条3項3号口							/##			71		17条3項3号口	
医	療		機	**	ļ	再		審	査				医	Ē	療	機		SP.	再	審	査			
新			医		疳		樺		器	502,600	<u>642,400</u>	1.145.000		新		医			療機		器	502,600	624,600	1,127,2
初			Z		採		放		Tit.	17条8項2号イ	17条9項1号ハ			初		K		您			***	17条8項2号イ	17条9項1号ハ	
ac.		医	st		+401	98		IJ	外	51,600	<u>642,400</u>	694,000		新 医 痠	449	* 00	器以	以外	51,600	624,600	676,2			
<b>491</b>		Δ	736		18%	na		W.	71	17条8項2号口	17条9項1号ハ			<b>491</b>		2	175.	190	na	Ŋ.	71	17条8項2号口	17条9項1号ハ	
					玉				内		<u>628,200</u>	628,200						120			内		610,700	610,7
G		ь	s	Р	価				rt		17条9項2号口(5)			G	ь	s	S P	温			M		17条9項2号口(5)	
٦					海				外		976.100 十旅費	976.100 十旅費		١	-	3		布			外		949,000 十旅費	949,000 + 1
					/##				710		17条9項2号口(6)					/mp		71		17条9項2号口(6)				

		新					18		
機構業務方法	書実施細則第4条関係				梢	b 構業務方法書実施細則第4条関係			
	手 数	料等の区分	分			手 数	料等の区	分	
		1		(単位:円)	1		1		(単位:円)
			手数料額	納付時期				手 数 料 額	納付時期
対面助言	; ±n=4/	. Amilitate to 11			対	西助言	- 10 Ed M ( ) 1	/ T	
医薬品手続		1相談当たり	143,800円			医薬品手続相談	1相談当たり	139,800円	
	学的同等性試験等相談	1相談当たり	571,900円			医薬品生物学的同等性試験等相談	1相談当たり	556,000円	
医薬品安全		1相談当たり	<u>1,833,700円</u>			医薬品安全性相談	1相談当たり	1,782,800円	
医薬品品質		1相談当たり	<u>1,520,500円</u>			医薬品品質相談	1相談当たり	1,478,300円	
	相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	<u>4,360,500円</u>			医薬品第 I 相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	4,239,400円	
	相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	3,277,200円			医薬品第 I 相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	3,186,100円	
	第 II 相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	<u>1,669,400円</u>			医薬品前期第II相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	1,623,000円	
***************************************	第1  相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	<u>1,257,400円</u>			医薬品前期第 II 相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	1,222,500円	***************************************
	第    相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	3,114,900円			医薬品後期第II相試験開始前相談(オーファン以外)	1相談当たり	3,028,400円	
	第Ⅱ相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	2,339,200円			医薬品後期第 II 相試験開始前相談(オーファン)	1相談当たり	2,274,200円	
	相試験終了後相談(オーファン以外)	1相談当たり	6,183,300円			医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オーファン以外)	1相談当たり	6,011,500円	
	相試験終了後相談(オーファン)	1相談当たり	<u>4,644,800円</u>			医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オーファン)	1相談当たり	4,515,700円	
	前相談(オーファン以外)	1相談当たり	<u>6,183,200円</u>			医薬品申請前相談(オーファン以外)	1相談当たり	6,011,400円	
	前相談(オーファン)	1相談当たり	<u>4,642,000円</u>			医薬品申請前相談(オーファン)	1相談当たり	4,513,000円	
	・ 再審査臨床試験計画相談	1相談当たり	<u>3,415,500円</u>			医薬品再評価・再審査臨床試験計画相談	1相談当たり	3,320,600円	
	価・再審査臨床試験終了時相談	1相談当たり	3.414.200円			医薬品再評価・再審査臨床試験終了時相談	1相談当たり	3,319,400円	
	相談(オーファン以外)	1相談当たり	<u>2,752,100円</u>			医薬品追加相談(オーファン以外)	1相談当たり	2,675,600円	
	相談(オーファン)	1相談当たり	<u>2,067,900円</u>			医薬品追加相談(オーファン)	1相談当たり	2,010,400円	
	性基準適合性相談(オーファン以外)	1相談当たり	<u>2.957.700円</u>			医薬品信頼性基準適合性相談(オーファン以外)	1相談当たり	2,875,500円	
	性基準適合性相談(オーファン)	1相談当たり	<u>2,218,900円</u>	-	医	医薬品信頼性基準適合性相談(オーファン)	1相談当たり	2,157,200円	
믔	評価相談(品質)	1相談当たり	<u>3,136,500円</u>		2 品	医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり	3,049,300円	
	評価相談(非臨床:毒性)	1相談当たり	<u>2,120,000円</u>			医薬品事前評価相談(非臨床:毒性)	1相談当たり	2,061,100円	
	評価相談(非臨床:薬理)	1相談当たり	<u>2,120,000円</u>	***		医薬品事前評価相談(非臨床:薬理)	1相談当たり	2,061,100円	
	評価相談(非臨床:薬物動態)	1相談当たり	<u>2,120,000円</u>			医薬品事前評価相談(非臨床:薬物動態)	1相談当たり	2,061,100円	_
	評価相談(第 I 相試験)	1相談当たり	<u>3,584,300円</u>			医薬品事前評価相談(第 I 相試験)	1相談当たり	3,484,700円	
	評価相談(第Ⅱ相試験)	1相談当たり	<u>4,625,900円</u>	対面助言実施日の日程 調整後、申込までに納付		医薬品事前評価相談(第Ⅱ相試験)	1相談当たり	4,497,400円	<ul><li>対面助言実施日の日程調整</li><li>後、申込までに納付</li></ul>
	評価相談(第Ⅱ相/第Ⅲ相試験)	1相談当たり	<u>7,185,300円</u>	阿正区、十足る(1年刊)		医薬品事前評価相談(第Ⅱ相/第Ⅲ相試験)	1相談当たり	6,985,700円	EX TES CICIONIII
	審査品目該当性相談	1相談当たり	<u>846,800円</u>			医薬品優先審査品目該当性相談	1相談当たり	823,300円	
	審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)	1相談当たり	<u>173,500円</u>			医薬品優先審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)	1相談当たり	168,700円	
	デノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)	1相談当たり	<u>3,114,900円</u>			ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)	1相談当たり	3,028,400円	
	デノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)	1相談当たり	<u>1,142,800円</u>			ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)	1相談当たり	1,111,000円	
	デノミクス・バイオマーカー追加相談(適格性評価)	1相談当たり	<u>948,300円</u>			ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(適格性評価)	1相談当たり	921,900円	
	デノミクス・バイオマーカー追加相談(試験計画要点確認)	1相談当たり	<u>414,600⊞</u>			ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(試験計画要点確認)	1相談当たり	403,100円	
医薬品戦略		1相談当たり	<u>1,541,600円</u>			医薬品戦略相談	1相談当たり	1,498,800円	
医薬品戦略 (別に定める	相談 5要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業 <sup>※</sup> )	1相談当たり	154,100円			医薬品戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業 <sup>※</sup> )	1相談当たり	149,800円	
後発医薬品	生物学的同等性相談	1相談当たり	1,026,000円			後発医薬品生物学的同等性相談	1相談当たり	997,500円	
後発医薬品	品質相談	1相談当たり	505,800円			後発医薬品品質相談	1相談当たり	491,800円	
スイッチOTO	C等申請前相談	1相談当たり	1,544,000円			スイッチOTC等申請前相談	1相談当たり	1,501,100円	
治験実施計	画書要点確認相談	1相談当たり	<u>516,800円</u>			治験実施計画書要点確認相談	1相談当たり	502,500円	
新一般用医	薬品開発妥当性相談	1相談当たり	204,800円			新一般用医薬品開発妥当性相談	1相談当たり	199,100円	
医療機器開	発前相談	1相談当たり	139,100円			医療機器開発前相談	1相談当たり	135,200円	
医療機器安	全性確認相談(生物系を除く)	1相談当たり	845,600円			医療機器安全性確認相談(生物系を除く)	1相談当たり	822,100円	
生物系医療	機器安全性確認相談	1相談当たり	<u>936,200円</u>			生物系医療機器安全性確認相談	1相談当たり	910,100円	
医療機器品	質相談(生物系を除く)	1相談当たり	797,500円			医療機器品質相談(生物系を除く)	1相談当たり	775,400円	
機生物系医療器	機器品質相談	1相談当たり	947,700円		機器	生物系医療機器品質相談	1相談当たり	921,400円	
・医療機器性	能試験相談	1相談当たり	<u>870,100円</u>			医療機器性能試験相談	1相談当たり	845,900円	
体 診 医療機器臨	床評価相談	1相談当たり	1,055,900円		部	医療機器臨床評価相談	1相談当たり	1,026,600円	
医療機器探	索的治験相談	1相談当たり	<u>1,136,900円</u>			医療機器探索的治験相談	1相談当たり	1,105,300円	
医療機器治	験相談	1相談当たり	<u>2,482,000⊞</u>			医療機器治験相談	1相談当たり	2,413,000円	
<b>库痞燃哭由</b>	售前扣隊	1 相談当たり	2 492 000⊞	T _1	1 1	<b>医</b>	1 相談当たり	2.413.000円	

医療機器申請前相談

医療機器申請手続相談

1相談当たり

1相談当たり

2,413,000円

135,200円

医療機器申請前相談

医療機器申請手続相談

1相談当たり

1相談当たり

2,482,000円

139,100円

		新						旧		***
機構業務方法書実施細則第4条関係					梢	機構業務方法書実施細則第4条関係				
	手 娄	対料等の区分					手 蕦	数料等の区分		
				(単位:円)	١					(単位:円)
		手 数	料 額	納付時期				手 数	料 額	納付時期
医療機器追加相談		1相談当たり	1,162,400円			医療機器追加相談		1相談当たり	1,130,100円	
医療機器信頼性基準適合性相談		1相談当たり	795,000円			医療機器信頼性基準適合性相談		1相談当たり	772,900円	
医療機器事前評価相談(品質)		1相談当たり	3,067,600円			医療機器事前評価相談(品質)		1相談当たり	2,982,300円	
医療機器事前評価相談(非臨床)		1相談当たり	3,067,600円			医療機器事前評価相談(非臨床)		1相談当たり	2,982,300円	
医療機器事前評価相談(臨床)		1相談当たり	<u>4,619,100円</u>			医療機器事前評価相談(臨床)		1相談当たり	4,490,800円	
医療機器戦略相談		1相談当たり	874,000円			医療機器戦略相談		1相談当たり	849,700円	
医療機器戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベン	<b>/チャー企業<sup>※</sup>)</b>	1相談当たり	たり <u>87.400円</u>			医療機器戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンジ	チャ <b>ー企業</b> <sup>※</sup> )	1相談当たり	84,900円	
機 体外診断用医薬品開発前相談		1相談当たり	143,900円		機器	体外診断用医薬品開発前相談		1相談当たり	139,900円	
・ 体外診断用医薬品品質相談		1相談当たり	355,400円			体外診断用医薬品品質相談		1相談当たり	345,500円	
体外診断用医薬品基準適合性相談		1相談当たり	<u>455,400円</u>		体診	体外診断用医薬品基準適合性相談		1相談当たり	442,800円	
体外診断用医薬品臨床評価相談		1相談当たり	694,700円		$\ \ $	体外診断用医薬品臨床評価相談		1相談当たり	675,400円	
体外診断用医薬品臨床性能試験相談		1相談当たり	1,640,300円	対面助言実施日の日程		体外診断用医薬品臨床性能試験相談		1相談当たり	1,594,700円	対面助言実施日の日程調整
体外診断用医薬品申請前相談		1相談当たり	1,640,300円	調整後、申込までに納付	体外診断用医薬品申請前相談		1相談当たり	1,594,700円	後、申込までに納付	
体外診断用医薬品申請手続相談		1相談当たり	139,100円			体外診断用医薬品申請手続相談		1相談当たり	135,200円	
体外診断用医薬品追加相談		1相談当たり	954,100円			体外診断用医薬品追加相談		1相談当たり	927,500円	
体外診断用医薬品事前評価相談(品質)		1相談当たり	3,067,600円			体外診断用医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり	2,982,300円		
体外診断用医薬品事前評価相談(非臨床)		1相談当たり	3,067,600円			体外診断用医薬品事前評価相談(非臨床)	1相談当たり	2,982,300円		
体外診断用医薬品事前評価相談(臨床)		1相談当たり	4,619,100円			体外診断用医薬品事前評価相談(臨床)		1相談当たり	4,490,800円	
遺伝子治療用医薬品資料整備相談		1相談当たり	229,900円			遺伝子治療用医薬品資料整備相談		1相談当たり	223,500円	
後発医療用医薬品簡易相談		1相談当たり	21,600円			後発医療用医薬品簡易相談		1相談当たり	21,000円	
一般用医薬品簡易相談	一般用医薬品簡易相談				100	一般用医薬品簡易相談		1相談当たり	21,000円	
医薬部外品簡易相談(殺虫・殺そ剤を含む)		1相談当たり	21,600円	200.000	易	医薬部外品簡易相談(殺虫・殺そ剤を含む)		1相談当たり	21,000円	
相 医療機器·体外診断用医薬品簡易相談 談		1相談当たり	35,300円	相談	医療機器·体外診断用医薬品簡易相談		1相談当たり	34,300円		
新医薬品記載整備等簡易相談		1相談当たり	21,600円			新医薬品記載整備等簡易相談		1相談当たり	21,000円	
GMP/QMS調査簡易相談		1相談当たり	25,400円			GMP/QMS調査簡易相談		1相談当たり	24,700円	
優先対面助言品目指定審査						先対面助言品目指定審査				
医薬品優先対面助言品目指定審査		1申請当たり	842,200円	予め納付してから 機 構 に 依 頼		医薬品優先対面助言品目指定審査		1申請当たり	818,800円	予め納付してから機構に依
医療機器·体外診断用医薬品優先対面助言品目指	定審査	1申請当たり	842,200円	仮 博   1   1   利	I ⊨	医療機器·体外診断用医薬品優先対面助言品目指定	審査	1申請当たり	818,800円	棋
安全性試験調査		T			I -	全性試験調査		1		
全試験項目(医薬品及び医療機器)		1施設につき	3,110,300円		1	全試験項目(医薬品及び医療機器)		1施設につき	3,023,800円	
全試験項目(医薬品又は医療機器)	国内	1施設につき	2,121,400円	予め納付してから	1	全試験項目(医薬品又は医療機器)	国内	1施設につき	2,062,400円	予め納付してから機構に依
LINATOR +	海外		1施設につき <u>2.347,900円</u> +旅費		l I	海外			1施設につき 2,282,600円 +旅費	
試験項目限定		1施設につき	<u>1,023,600円</u>			試験項目限定		1施設につき	995,200円	*******
追加適合認定		1施設につき	<u>959,300円</u>		ΙH	追加適合認定		1施設につき	932,600円	
医薬品等証明確認調査		4 ## TO A D D I = 0 #	700.000		I -	薬品等証明確認調査		4#504 D D I = 0.4	700 000 M	
治験薬GMP証明(実地調査を伴うもの)		1施設1品目につき	<u>760,900円</u>			治験薬GMP証明(実地調査を伴うもの)		1施設1品目につき	739,800円	
治験薬GMP証明(実地調査を伴わないもの) 医薬品製剤証明		1品目につき	<u>15,500円</u> 15,500円	予め納付してから 機 構 に 依 頼	I	台験薬GMP証明(実地調査を伴わないもの) 医薬品製剤証明		1品目につき	15,100円	予め納付してから機構に依 類
を采品表別証明 その他の証明(GMP/QMS証明を含む)		1品目1事項につき				本来印象別証明 その他の証明(GMP/QMS証明を含む)		1品目1事項につき	8,400円	
資料保管室の使用		「面日「争項につさ	8,700円		I -	お保管室の使用		「面日「争項につき	8,400円	
具件体目主の使用		1個室につき1日当たり	3,000円	使用期間終了後、機構からの請求により納付	, P	一件体目主の使用		1個室につき1日当たり	3,000円	使用期間終了後、機構から の請求により納付
※別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャ 原則として、下記の要件をすべて満たすこと。 (大学・研究機関) ・国から当誌シーズに係る研究費を医薬品についてに ・当該シーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との (ベンチャー企業) ・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3 ・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株 ・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の ・前事業年度において、当期利益が計上されていない	19,000万円、医療機 共同研究契約等に。 (億円以下) 式又は出資金を有し 株式又は出資金を有	より、当該シーズの実用化に向け ていないこと にしていないこと	た研究費を当該企業から受		リ (フ・目 ・当 (イ ・中 ・神	別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー原則として、下記の要件をすべて満たすこと。 京則として、下記の要件をすべて満たすこと。 大学・研究機関・ 動から当診シーズに係る研究費を医薬品については、 もいたとなって、ズに係る製薬企業・医療機器開発企業とのする。 シンチャー企業) 中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3代 の方法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式 复数の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式 質数の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式 可事業年度において、当期利益が計上されていない》	9,000万円、医療機 も同研究契約等に ®円以下) で以は出資金を有し は又は出資金を有し	より、当該シーズの実用化に向け ていないこと 『していないこと	た研究費を当該企業から	